

こども・若者が
自分らしく 尊重されるまち てだこ



てだこ・ こども若者計画

(第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画)



令和7年3月
浦添市

はじめに



本市ではこれまで子ども・子育てに関する様々な計画を「てだこ親子プラン」として一体的に策定し、各種施策を推進してまいりましたが、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども施策の基本理念や基本事項を定めた「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するための基本的事項を定めた「こども大綱」が策定される等、こども・若者や子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。

このことを踏まえ、本市においては従来の胎児から概ね18歳までの子どもと保護者を中心とした内容から、全てのこども・若者とその保護者をはじめ、地域の人々や企業、行政等が共に支え合い成長するための計画として、この度「てだこ・こども若者計画」を策定しました。次代を担うこどもの成長や人生のラッシュアワーを迎える若者を社会全体で温かく見守り続けることはとても大切であり、当事者の声を受け止めサポートすることは、こども・若者支援に関わる者の役割だと考えております。本計画のめざす姿である「こども・若者が自分らしく尊重されるまち」の実現に向けて、関係者が連携し、横断的、重層的に切れ目なくこども・若者に関する施策をより一層推進してまいります。

結びに、今回の計画策定にあたり、ご審議いただきました浦添市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見を寄せていただきました市民の皆さま並びに関係機関の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

浦添市長 松本 哲治

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の対象	2
3 計画期間	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画策定までの流れ	4
6 こども・若者施策の方針について	4
第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況	5
1 統計資料等からみる浦添市の状況	5
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要	19
3 近年のこども・子育てに関する主な動向（方向性）	29
4 今後取り組むべきこと	32
第3章 てだこ・こども若者計画のめざす理念	35
1 基本理念	35
2 計画の基本的視点	36
3 基本目標	38
4 施策体系	40
第4章 てだこ・こども若者計画の 取り組み内容（施策の展開）	41
基本目標1 こどもを安心して生み育てることのできるまち	41
【浦添市成育医療等基本方針を踏まえた計画】	
基本目標2 こども・子育てをみんなで応援するまち	51
基本目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち	59
【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】	
基本目標4 自ら学び、考え、行動するこども・若者を育むまち	66
基本目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち	74
基本目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち	87
【浦添市ひとり親家庭等自立促進計画】	

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策 ……91

- 1 本市が定める教育・保育の提供区域について …… 91
- 2 量の見込みと確保方策の考え方 …… 92
- 3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容 …… 98
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容 …… 106

第6章 てだこ・こども若者計画に関する指標 ……119

第7章 計画の推進にあたって ……123

- 1 こども・若者の社会参加・意見反映のための取り組み …… 123
- 2 計画の周知 …… 123
- 3 浦添市子ども・子育て会議との連携 …… 123
- 4 計画の進捗管理と計画の見直し …… 123
- 5 国や県との連携 …… 124
- 6 こども・子育て支援事業債の活用について …… 124

資料編 ……125

- 1 第4次てだこ親子プランの取組み状況 …… 125
- 2 計画の体制、経緯等 …… 133
- 3 子どものまちてだこ宣言・てだこキッズファースト宣言 …… 141
- 4 用語解説 …… 142

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国においては近年、急速な少子化の進行や、年少・生産年齢人口の減少が続いており、それらは個々人の結婚観や子育て観の変化以外にも、経済的な不安定さや仕事・子育ての両立の困難さなど、子育てしづらい社会環境が引き起こす様々な要素が複合的に重なり合って発生しています。その上、子育て家庭を取り巻く状況においても、貧困や虐待、ひきこもりやヤングケアラーなど深刻な課題への対策が急務となっています。

こうした中、国においては、縦割りの組織の壁や年齢による区切りで関わりが途切れることのないよう、全ての子どもや子育て家庭に対する切れ目のない包括的な支援を実施するため、令和5年4月に一本化した司令塔機能として「こども家庭庁」を発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、こども基本法に基づいた今後五年程度の施策の基本方針や重要事項として「こども大綱」が、今後三年間で集中的に実施すべき取り組みとして「こども未来戦略」が、それぞれ令和5年12月に閣議決定されています。国はこども大綱の中で、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being・ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを掲げています。なお、こどもまんなか社会においては、“子育て”が乳幼児期や学童期だけのものではなく、「こどもが成長し自分らしく社会生活を送ることができるようになる一連の過程においても続いていく」という認識のもと、青年期から成人期にかけての“若者”も未来を担う重要な存在として、その権利の保障や最善の利益の維持を図る対象と位置づけています。

■ “こどもまんなか社会” とは



こども家庭庁『こどもまんなかアクション・ファクトブック』(令和6年12月)より

浦添市においてはこれまで、『子どものまちてだこ宣言～みんなえがおの うらそえの子どもたちへ～』(平成20年11月)や『てだこキッズファースト宣言』(平成27年8月)を通して、全てのこどもの健やかな成長と幸せを最優先に考えた子育て支援を実施してきました。令和2年3月には「第4次てだこ親子プラン(第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、母子保健やひとり親家庭等への支援、こどもの貧困対策等の内容を踏まえた計画として、市の教育・保育や各種事業の充実に向けて取り組んできました。その間、認可保育所の整備や全市立幼稚園の認定こども園移行など、大幅な受け入れ態勢の拡

充が図られてきましたが、依然として待機児童など取り組むべき課題が残されているとともに、国が進める新たな事業・制度への適切な対応も求められています。加えて、現在の複雑化・複合化した社会課題に対して誰も取りこぼすことのない支援を実施するためにも、こども大綱と同様に一元的なこども施策に関する基本方針や取り組みの位置づけが必要となります。

上記を踏まえ、この度期間満了を迎える「第4次てだこ親子プラン（第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画）」に続く計画の策定にあたっては、これまで包含されていなかった子ども・若者育成支援に関する計画をはじめとして、こども施策に関する事項を一体のものとして包含した総合的な計画として「てだこ・こども若者計画（第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画）」を定めることとします。

2 計画の対象

本計画においては、全てのこども・若者とその保護者（家庭）を中心に、子育てや成育を支える地域、企業、行政等が対象となります。

なお、本計画における「こども」とは胎児から概ね18歳までを指し、「若者」は18歳以降からおおむね30歳未満を指します。取り組みによっては40歳未満の者も含むなど、広い視野でそれぞれの施策の対象を位置づけます。

3 計画期間

本計画は令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの五か年を計画期間とします。また、計画期間中においても、国の方針や社会経済情勢、本市の状況の変化や子育て家庭のニーズに適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行っていくこととします。

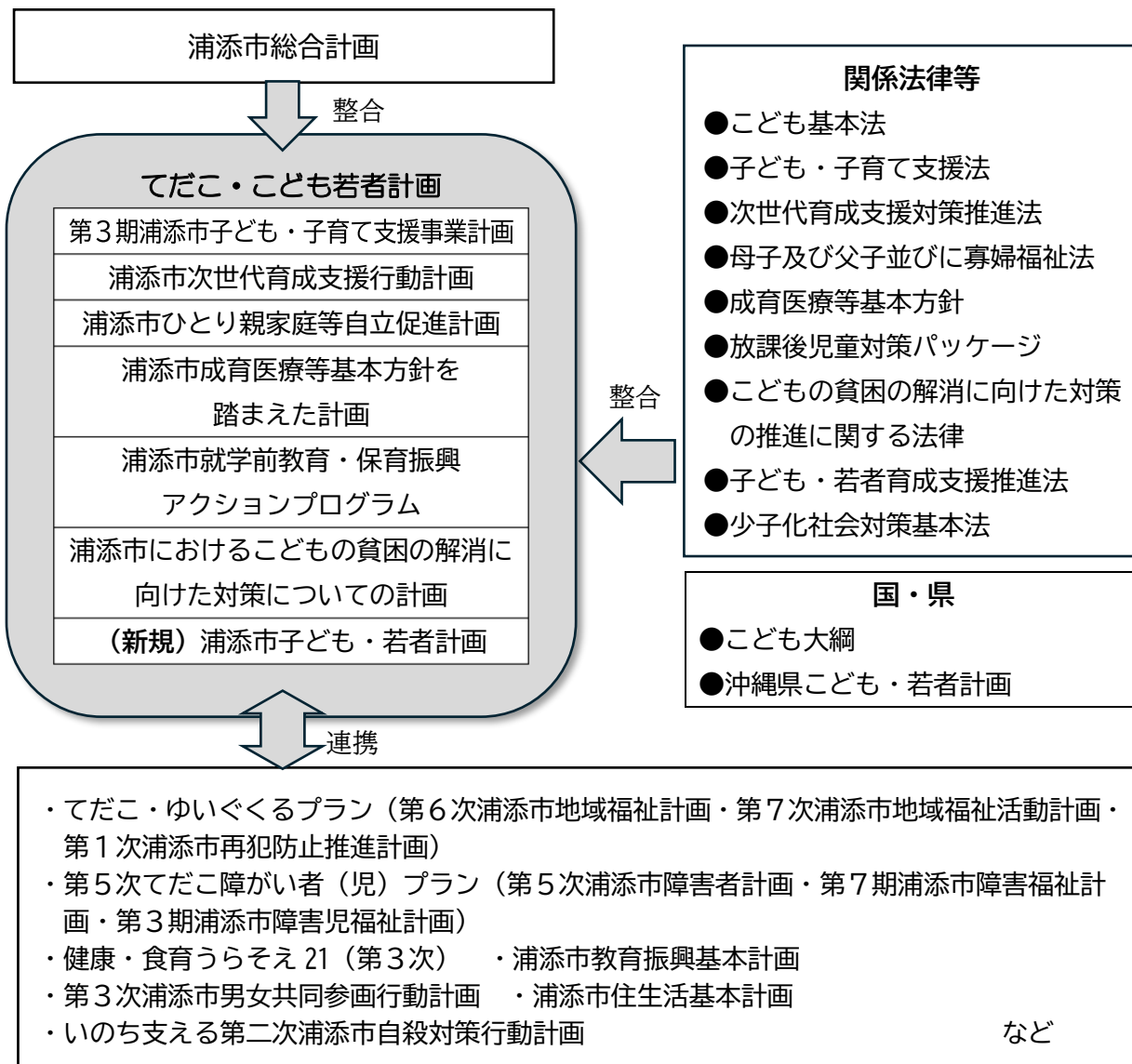
令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第4次てだこ親子プラン 第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画 浦添市次世代育成支援行動計画 浦添市ひとり親家庭自立促進計画 健やか親子うらそえ21(浦添市母子保健計画) 浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム 浦添市における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画					てだこ・こども若者計画 第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画 浦添市次世代育成支援行動計画 浦添市ひとり親家庭等自立促進計画 浦添市成育医療等基本方針を踏まえた計画 浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム 浦添市におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 浦添市子ども・若者計画				

4 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定されるものです。

また、こども基本法では市町村こども計画を、こども施策に関連する各種計画と一体のものとして作成することが認められていることから、本計画においても子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づいた「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等の諸関連計画を包含し、全てのこども・若者施策全般に関わる統一的な計画として定めることとします。

本計画の上位計画として、浦添市のまちづくりの総合的な指針である「第五次浦添市総合計画」を位置づけるとともに、国・県・市の関連計画等とも整合・連携を図りながら施策を推進していくものとします。



5 計画策定までの流れ

(1) ニーズ調査の実施

計画の策定にあたり、こどもや子育て当事者等の意見やニーズを把握し、施策の方向性や教育・保育の需要量の見込みを検討する基礎資料とするため、就学前児童保護者、小学1～5年生保護者、小学5年生児童・中学2年生生徒本人にアンケート調査を実施しました。

(2) 浦添市子ども・子育て会議等及び庁内の会議実施

市民保護者、学識経験者、子育て支援に関わる事業に従事する代表者等で構成する「浦添市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容について審議をいただきました。

また、庁内関係部局が連携しながら横断的に子育て支援の各取り組みを推進していくため、検討委員会を開催し、課題や取り組み方針を議論し、計画策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民や関係機関の幅広い意見を反映させた計画とするため、パブリックコメントを実施しました。

6 こども・若者施策の方針について

こども・若者施策の実施にあたっては、諸関連課のアンケート結果など、既存の意見表明で示された内容や、今後の意見表明の機会で示される内容を尊重し、それらを政策分野横断的に実行することを重視して取り組みます。



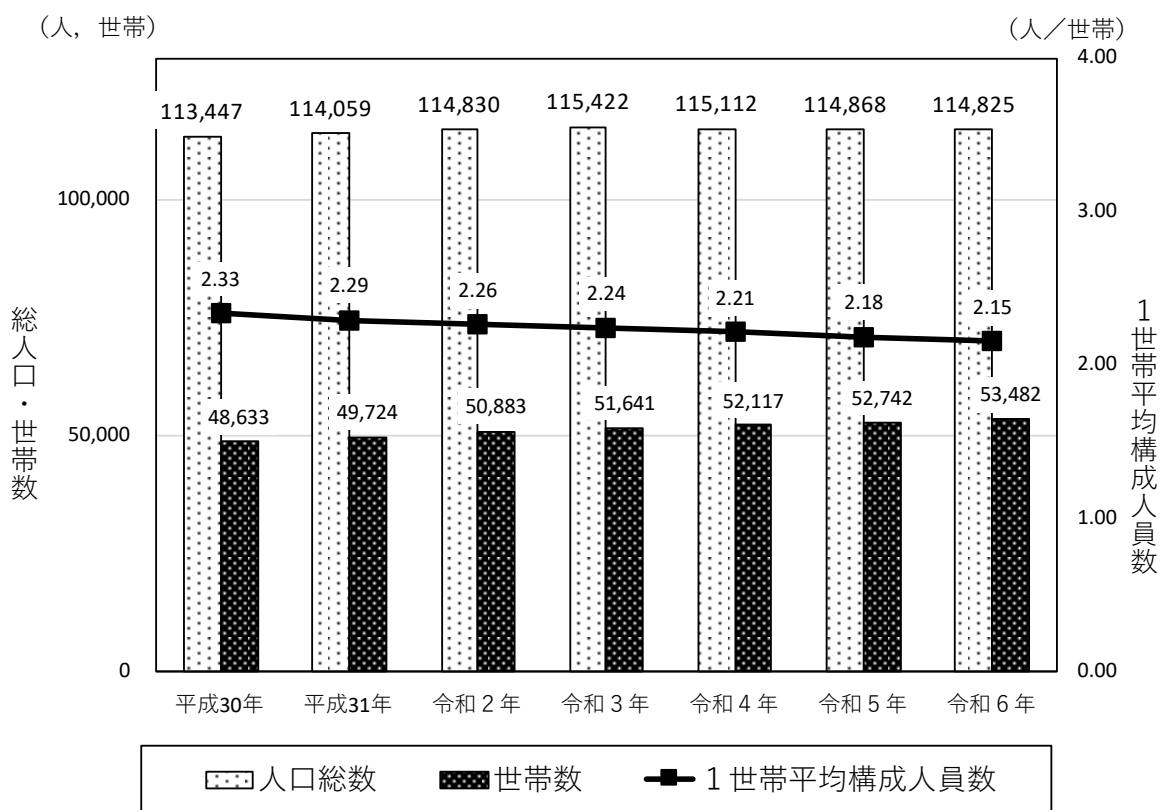
第2章 浦添市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 統計資料等からみる浦添市の状況

(1) 人口・世帯の状況

- ・住民基本台帳による本市の総人口は、令和6年3月末現在 114,825 人で、世帯数は 53,482 世帯、1世帯当たりの平均構成人員は 2.15 人となっています。
- ・平成30年以降の推移をみると、総人口は令和3年までは微増傾向で推移し、令和4年以降は微減しています。
- ・世帯については、平成30年以降概ね微増傾向で推移しており、平成30年時点（48,633 世帯）と比較すると、4,849 世帯増加しています。1世帯当たりの構成人員数は、平成30年の 2.33 人から、令和6年には 2.15 人へと世帯規模の縮小が進んでいます。

■人口・世帯数の推移（各年3月末現在）



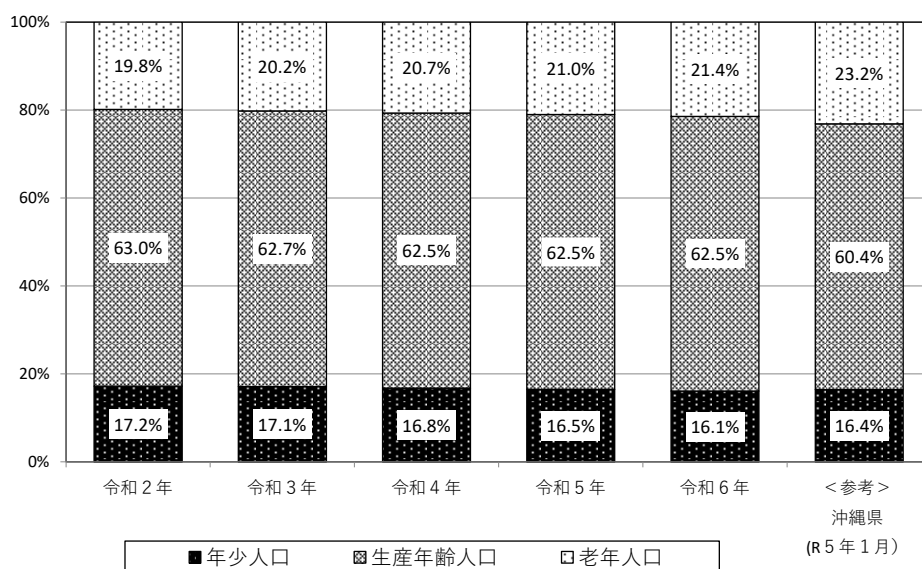
資料：住民基本台帳

- ・過去5年の年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いています。年少人口は令和2年（19,760人）と比較して、令和6年で18,462人となっており、1,298人減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

■年齢3区分別人口の推移（各年3月末現在）

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
総人口	実数	114,830		115,422		115,112		114,868		114,825	
	増加率		0.7%		0.5%		-0.3%		-0.2%		0.0%
年少人口 (0～14歳)	実数・構成比	19,760	17.2%	19,738	17.1%	19,325	16.8%	18,905	16.5%	18,462	16.1%
	増加率		-1.1%		-0.1%		-2.1%		-2.2%		-2.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数・構成比	72,286	63.0%	72,370	62.7%	71,965	62.5%	71,793	62.5%	71,739	62.5%
	増加率		0.3%		0.1%		-0.6%		-0.2%		-0.1%
老年人口 (65歳以上)	実数・構成比	22,784	19.8%	23,314	20.2%	23,822	20.7%	24,170	21.0%	24,624	21.4%
	増加率		3.5%		2.3%		2.2%		1.5%		1.9%
児童人口 (18歳未満) (再掲)	実数・構成比	23,928	20.8%	23,761	20.6%	23,432	20.4%	23,036	20.1%	22,663	19.7%
	増加率		-1.3%		-0.7%		-1.4%		-1.7%		-1.6%

■3区分別人口構成比の推移（各年3月末現在 ※沖縄県のみ1月1日現在）



資料：住民基本台帳

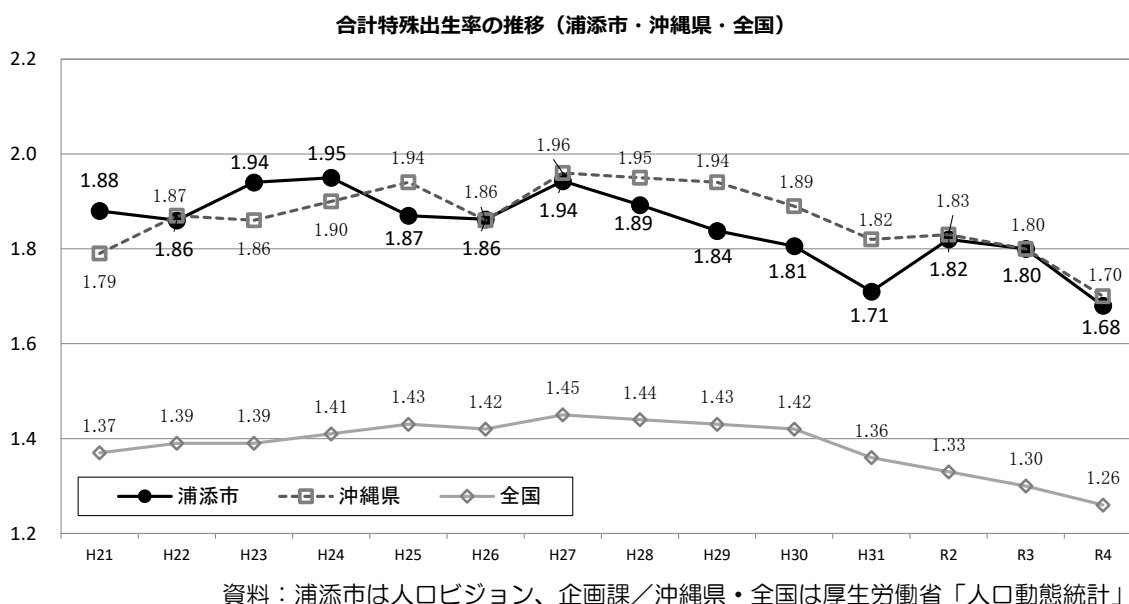
(2) 出生の状況

①合計特殊出生率の推移

- ・本市の令和4年の合計特殊出生率は1.68となっており、平成21年以降で最も低くなっています。県平均(1.70)はわずかに下回るものの、全国平均(1.26)は上回っている状況です。
- ・この間の合計特殊出生率の推移をみると、概ね平成27年以降は1.9以下を下回る減少傾向が続いており、コロナ禍の平成31年における大きな落ち込みから翌年に一度回復するものの、それ以降は再び減少に転じています。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

■合計特殊出生率の推移



②出生数の推移

- ・本市の出生数をみると、年間1,200人前後で推移しています。前述の合計特殊出生率の傾向と同様に、平成30年から令和元年(平成31年)にかけて数値が減少し、翌年に一度増加するものの、令和2年から令和4年にかけて再び減少に転じています。令和4年では、過去五年間で最も少ない1,149人の出生数となっています。

■県内他市における出生数の推移

単位：人

	沖縄県	浦添市	名護市	宜野湾市	沖縄市	うるま市	那覇市	糸満市	豊見城市	南城市	宮古島市	石垣市
平成30年	15,732	1,245	736	1,157	1,624	1,325	2,916	733	857	470	520	538
令和元年	14,902	1,171	676	1,136	1,426	1,264	2,818	711	761	406	519	542
令和2年	14,943	1,240	668	1,183	1,501	1,339	2,737	685	767	447	524	480
令和3年	14,535	1,222	675	1,157	1,478	1,276	2,570	685	795	423	472	494
令和4年	13,594	1,149	621	1,029	1,444	1,166	2,401	621	715	399	475	490

資料：人口動態統計

③母親の年齢（5歳階級）別出生数の推移

- ・母親の年齢別出生数について、『25歳から34歳（「25～29歳」＋「30～34歳」）』の年齢層が他年齢層と比べ多くなっています。
- ・平成24年以降の推移をみると、15歳～19歳の若年層での出産が減少傾向にあります。

■母親の年齢（5歳階級）別出生数の推移 ※母親の年齢15歳～49歳の出生数を抜粋 単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
15～19歳	37	33	30	37	36	30	29	25	21	15	15
20～24歳	156	186	148	141	122	129	134	135	133	131	113
25～29歳	437	385	351	375	352	318	298	269	274	295	314
30～34歳	497	447	455	454	455	451	434	396	449	410	365
35～39歳	328	327	330	313	297	268	268	278	294	299	268
40～44歳	86	65	84	96	93	93	81	66	68	69	72
45～49歳	1	2	2	2	-	-	1	2	1	3	2
合計	1,542	1,445	1,400	1,418	1,355	1,289	1,245	1,171	1,240	1,222	1,149

資料：人口動態統計

（3）婚姻・離婚の状況

- ・本市の婚姻率は、全国よりも高く、概ね県と同程度の割合となっています。平成24年以降の推移をみると、この十年間は緩やかな減少傾向が続いており、令和4年時点で546件（平成24年から－190件）・婚姻率4.8‰（平成24年から－1.8‰）となっています。
- ・令和4年の離婚率は1.86‰となっており、平成24年以降の中では最も低い値となっています。この間の推移を全国・県とも比較すると、全国よりも高く、県と同程度の割合で推移しています。

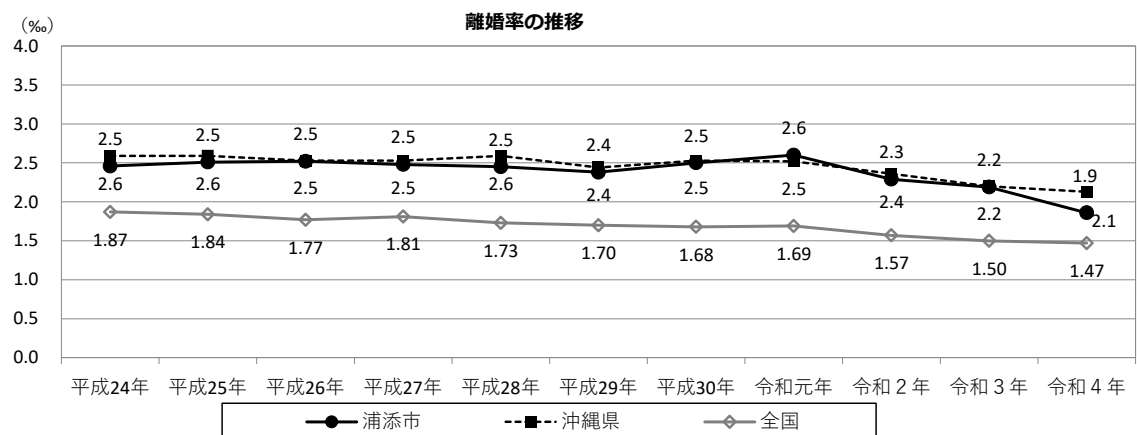
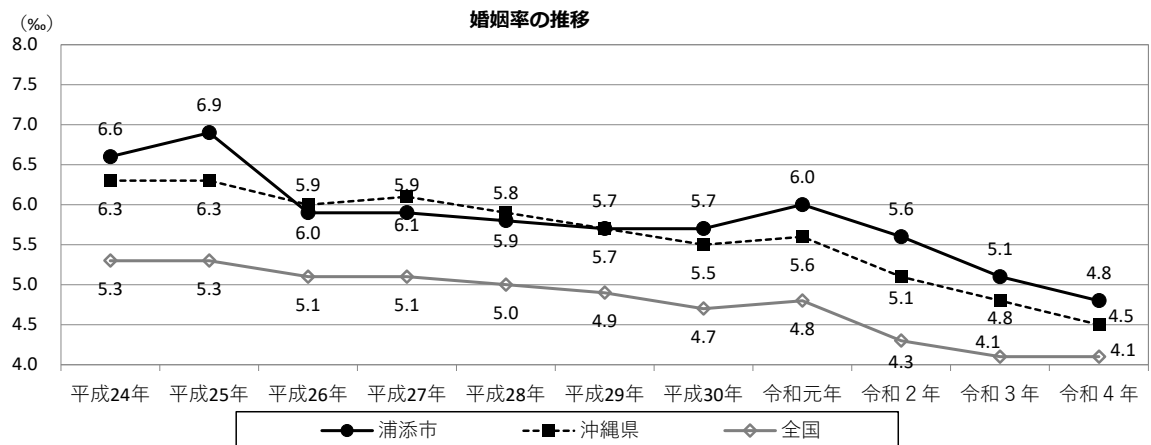
■婚姻・離婚の状況

	婚姻				離婚			
	浦添市		沖縄県	全国	浦添市		沖縄県	全国
	婚姻件数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	離婚件数	離婚率	離婚率	離婚率
平成24年	736	6.6	6.3	5.3	274	2.46	2.59	1.87
平成25年	772	6.9	6.3	5.3	281	2.51	2.59	1.84
平成26年	666	5.9	6.0	5.1	283	2.52	2.53	1.77
平成27年	675	5.9	6.1	5.1	282	2.48	2.53	1.81
平成28年	658	5.8	5.9	5.0	278	2.45	2.59	1.73
平成29年	651	5.7	5.7	4.9	272	2.38	2.44	1.70
平成30年	653	5.7	5.5	4.7	284	2.50	2.53	1.68
令和元年	688	6.0	5.6	4.8	297	2.60	2.52	1.69
令和2年	644	5.6	5.1	4.3	263	2.29	2.36	1.57
令和3年	583	5.1	4.8	4.1	252	2.19	2.20	1.50
令和4年	546	4.8	4.5	4.1	213	1.86	2.13	1.47

※婚姻率（単位：‰）＝年間婚姻届出件数/10月1日現在全体人口×1000

資料：人口動態統計

※離婚率（単位：‰）＝年間離婚届出件数/10月1日現在全体人口×1000



(4) 世帯の様子

①世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数

・令和2年の国勢調査より、18歳未満世帯員のいる一般世帯数の割合をみると、本市は26.7%と、県全体(24.5%)よりわずかに高くなっています。県内他市(9市)と比較すると、豊見城・南城・糸満・うるまに続いて5番目に高い値となっています。

■世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数 県本島市部(9市) 単位: 世帯

	沖縄県			那覇市			宜野湾市			浦添市			名護市		
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	
総数	613,294	150,439	24.5%	144,011	30,217	21.0%	44,113	10,567	24.0%	47,249	12,633	26.7%	28,362	6,324	22.3%
A 親族のみの世帯	374,684	149,195	39.8%	79,761	30,022	37.6%	25,195	10,460	41.5%	29,946	12,456	41.6%	15,454	6,255	40.5%
1 核家族世帯	338,232	134,353	39.7%	72,286	27,228	37.7%	23,148	9,637	41.6%	27,425	11,384	41.5%	14,009	5,633	40.2%
2 核家族以外の世帯	36,452	14,842	40.7%	7,475	2,794	37.4%	2,047	823	40.2%	2,521	1,072	42.5%	1,445	622	43.0%
B 非親族を含む世帯	7,940	1,096	13.8%	1,552	149	9.6%	763	102	13.4%	962	166	17.3%	314	43	13.7%
C 単独世帯	229,602	148	0.1%	62,298	46	0.1%	18,087	5	0.0%	16,256	11	0.1%	12,581	26	0.2%
(再掲) 母子世帯	13,575	12,486	92.0%	2,721	2,450	90.0%	846	761	90.0%	998	893	89.5%	671	625	93.1%
(再掲) 父子世帯	1,651	1,446	87.6%	266	230	86.5%	79	73	92.4%	96	86	89.6%	72	64	88.9%

	糸満市			沖縄市			豊見城市			うるま市			南城市		
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数		一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	
総数	23,205	6,354	27.4%	60,453	15,201	25.1%	24,537	7,546	30.8%	48,067	13,019	27.1%	15,842	4,402	27.8%
A 親族のみの世帯	15,521	6,292	40.5%	35,985	15,083	41.9%	17,048	7,491	43.9%	32,003	12,902	40.3%	11,677	4,375	37.5%
1 核家族世帯	13,980	5,629	40.3%	32,730	13,708	41.9%	15,722	6,904	43.9%	27,886	11,121	39.9%	10,345	3,838	37.1%
2 核家族以外の世帯	1,541	663	43.0%	3,255	1,375	42.2%	1,326	587	44.3%	4,117	1,781	43.3%	1,332	537	40.3%
B 非親族を含む世帯	302	50	16.6%	682	110	16.1%	321	52	16.2%	655	111	16.9%	148	26	17.6%
C 単独世帯	7,339	12	0.2%	23,663	8	0.0%	7,149	3	0.0%	15,398	6	0.0%	4,003	1	0.0%
(再掲) 母子世帯	501	460	91.8%	1,231	1,136	92.3%	570	529	92.8%	1,479	1,365	92.3%	354	339	95.8%
(再掲) 父子世帯	64	54	84.4%	146	126	86.3%	57	53	93.0%	200	183	91.5%	61	52	85.2%

母子世帯・父子世帯: 未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

資料: 令和2年国勢調査

②ひとり親世帯の状況

- ・令和2年の国勢調査より、本市の「18歳未満世帯員のいる一般世帯」に対し、「ひとり親世帯」は7.7%となっています。県全体の状況をみると、母子世帯(7.1%)・父子世帯(0.7%)ともに、県(母子8.3%/父子1.0%)よりわずかに低い割合となっています。

■ひとり親世帯数 県本島市部(9市)

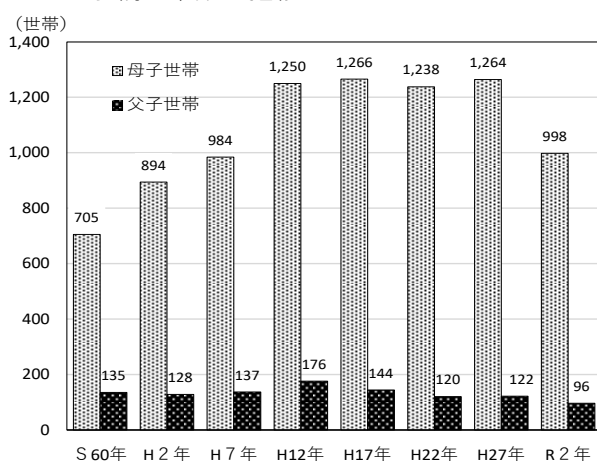
	沖縄県		那覇市		宜野湾市		浦添市		名護市	
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	150,439	100.0%	30,217	100.0%	10,567	100.0%	12,633	100.0%	6,324	100.0%
ひとり親世帯総数	13,932	9.3%	2,680	8.9%	834	7.9%	979	7.7%	689	10.9%
母子世帯	12,486	8.3%	2,450	8.1%	761	7.2%	893	7.1%	625	9.9%
父子世帯	1,446	1.0%	230	0.8%	73	0.7%	86	0.7%	64	1.0%

	糸満市		沖縄市		豊見城市		うるま市		南城市	
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6,354	100.0%	15,201	100.0%	7,546	100.0%	13,019	100.0%	4,402	100.0%
ひとり親世帯総数	514	8.1%	1,262	8.3%	582	7.7%	1,548	11.9%	391	8.9%
母子世帯	460	7.2%	1,136	7.5%	529	7.0%	1,365	10.5%	339	7.7%
父子世帯	54	0.8%	126	0.8%	53	0.7%	183	1.4%	52	1.2%

母子世帯・父子世帯：未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

資料：令和2年国勢調査

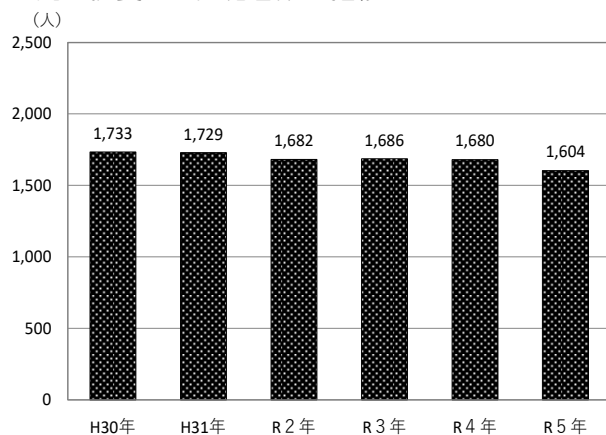
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

- ・母子世帯数の推移をみると、平成12年までは増加傾向で推移していますが、その後横ばいとなり、令和2年にかけて減少に転じています。令和2年時点では998世帯で、平成27年(1,264世帯)と比較すると266世帯減少しています。
- ・父子世帯は昭和60年から概ね横ばいで推移していますが、令和2年ではわずかに減少し96世帯となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移



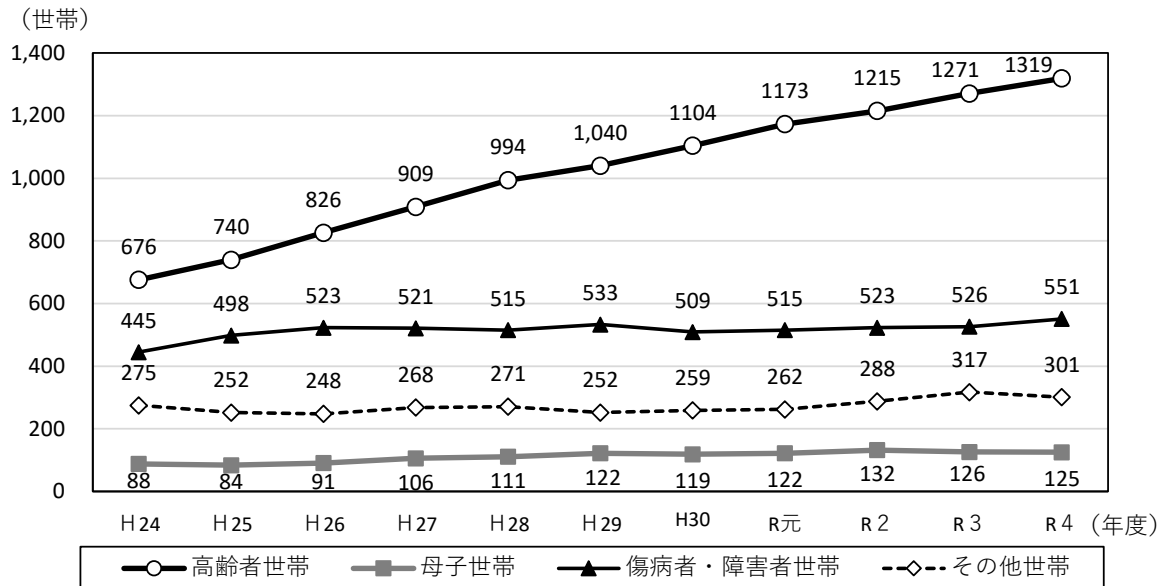
- ・児童扶養手当受給者数の推移をみると、令和5年で1,604人となっており、令和4年(1,680人)と比較すると、76人減少しています。

各年3月31日現在

資料：福祉保健の概要・こども家庭課

- ・生活保護世帯類型別世帯数の推移をみると、高齢者世帯が増加している一方、母子世帯はほぼ横ばいで推移しています。

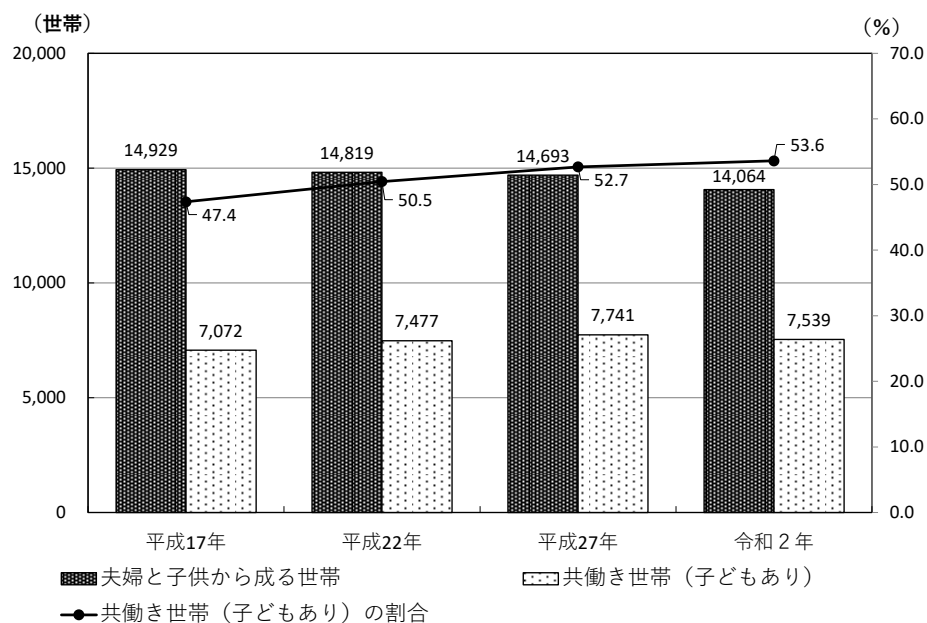
■生活保護世帯類型別世帯数の推移



(5) 就労の状況

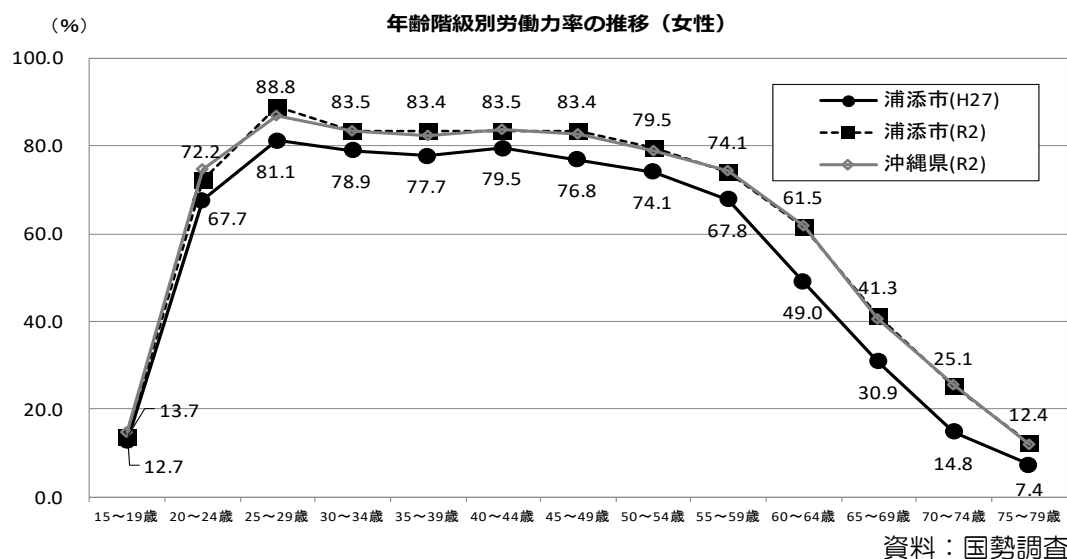
①共働き世帯の状況

- ・国勢調査より本市の世帯状況をみると、「夫婦と子供から成る世帯」が微減傾向で推移しており、この内「共働き世帯（子どもあり）」はほぼ横ばいであることから、夫婦と子供から成る世帯に占める「共働き世帯の割合」が緩やかに増加しています。



②女性の年齢階級別労働力率の推移

- ・女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、『結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する』という、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年では女性の社会進出・活躍促進が国の政策として推進されたことや、女性の未婚化・晩婚化の影響を受け、徐々に谷部分の底上げが進んでいます。
- ・浦添市における平成27年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、ほぼ全年代を通して女性の労働力率が上昇しており、女性の就業が拡大していることがうかがえます。



③雇用形態等の状況

- ・雇用形態等の状況をみると、平成22年・27年にかけて女性の雇用形態は「パート・アルバイト・その他」の雇用割合が他形態に比べ高い状況が続いていましたが、令和2年においては「正規の職員・従業員」の割合が「パート・アルバイト・その他」を上回り、この間でも最も高い雇用形態割合を示しています。

■雇用形態別就業者数

	平成22年			平成27年			令和2年		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
正規の職員・従業員	14,312	8,185	22,497	15,099	7,883	22,982	14,496	9,568	24,064
	63.6%	41.9%	53.5%	62.8%	40.2%	52.7%	63.7%	46.2%	55.4%
労働者派遣事業所の派遣社員	520	833	1,353	459	822	1,281	446	739	1,185
	2.3%	4.3%	3.2%	1.9%	4.2%	2.9%	2.0%	3.6%	2.7%
パート・アルバイト・その他	3,592	8,674	12,266	3,878	8,884	12,762	3,416	8,440	11,856
	16.0%	44.4%	29.2%	16.1%	45.3%	29.2%	15.0%	40.7%	27.3%
役員	1,278	326	1,604	1,475	324	1,799	1,616	460	2,076
	5.7%	1.7%	3.8%	6.1%	1.7%	4.1%	7.1%	2.2%	4.8%
雇人のある業主	895	247	1,142	1,070	300	1,370	830	213	1,043
	4.0%	1.3%	2.7%	4.4%	1.5%	3.1%	3.6%	1.0%	2.4%
雇人のない業主	1,719	723	2,442	1,846	689	2,535	1,763	750	2,513
	7.6%	3.7%	5.8%	7.7%	3.5%	5.8%	7.8%	3.6%	5.8%
家族従業者	202	534	736	220	663	883	168	509	677
	0.9%	2.7%	1.7%	0.9%	3.4%	2.0%	0.7%	2.5%	1.6%
家庭内職者	2	27	29	5	27	32	9	37	46
	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
総数	22,520	19,549	42,069	24,052	19,592	43,644	22,744	20,716	43,460
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

従業上の地位「不詳」を除く

資料：国勢調査

(6) 相談の状況

- ・悩みを抱えた女性に対する相談対応に特化した『女性相談室（こども家庭課所管）』の相談件数は、令和5年度で309件となっており、令和元年度以降、最も多くなっています。中でも、「親族からの暴力」は令和元年度（22件）と比較して2倍程度に増加しています。

■女性相談室 相談内容

単位：件

	夫等問題	子どもの問題	親族からの暴力	交際相手の問題	人間関係	経済関係	医療関係	居住問題	その他	合計
令和元年度	161	22	22	3	10	5	21	22	7	273
令和2年度	180	19	26	0	17	7	16	7	5	277
令和3年度	170	23	27	0	14	14	19	12	5	284
令和4年度	172	13	30	2	18	12	14	4	10	275
令和5年度	194	17	42	1	17	11	7	12	8	309

資料：こども家庭課

- ・0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる事柄について相談に応じる『家庭児童相談室（こども家庭課所管）』の相談件数は、令和5年度で221件となっており、直近5年で2番目に少ない件数となっています。

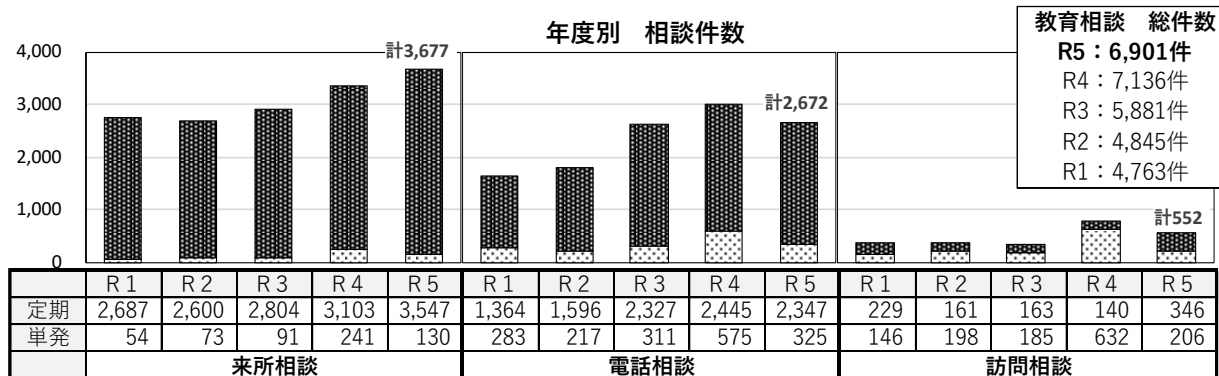
■家庭児童相談室 相談内容

単位：件

	児童相談虐待	養護相談	障がい相談	非行相談	不登校相談	育児しつけ相談	保健相談	その他	合計
令和元年度	71	150	5	3	7	18	3	46	303
令和2年度	94	186	12	6	8	16	2	24	348
令和3年度	94	143	5	1	9	13	0	17	282
令和4年度	51	121	0	1	5	9	0	12	199
令和5年度	37	149	2	2	11	4	0	16	221

資料：こども家庭課

- ・市内在住の小中学校に在籍する児童・生徒を対象とする『教育相談室「くくむい」（こども青少年課所管）』の相談件数は、令和5年度で6,901件となっています。



資料：こども青少年課

(7) 教育・保育の状況

- ・令和5年10月1日現在の保育施設等の状況をみると、保育施設数は39か所となっています。令和2年以降、保育施設数、乳幼児数は減少傾向にあり、保育所の認定こども園への移行が進んだためと思われます。一方で、保育士数は令和4年度で594人まで減少しましたが、令和5年度は640人となっており、令和4年度と比較して46人増加しています。

■保育施設等の状況(各年度10月1日現在)

単位：人、所

年 度	保育 施設数	保育 士数	乳 幼 児 数					開 設 年 月 日
			総 数	0～1	2 歳	3 歳	4 歳以上	
令和2年度	44	769	3,166	1,007	679	583	897	／
3	43	674	2,824	865	626	503	830	／
4	41	594	2,527	820	582	456	669	／
令和5年度	39	640	2,433	776	572	403	682	
《市立保育所》	3	91	300	43	58	86	113	／
内 間 保 育 所	1	29	89	17	12	22	38	昭和47年8月
大 平 保 育 所	1	33	112	12	22	38	40	昭和49年10月
宮 城 ケ 原 保 育 所	1	29	99	14	24	26	35	平成13年12月
《私立認可保育所》	18	383	1,771	518	367	317	569	／
広 栄 保 育 所	1	27	119	35	25	21	38	昭和51年11月
あ り あ け 保 育 園	1	25	127	28	30	24	45	昭和53年4月
た い よ う 保 育 園	1	28	138	37	29	25	47	昭和53年4月
柿 の 実 保 育 園	1	17	77	21	18	17	21	昭和53年4月
さ み ど り 保 育 園	1	17	100	28	20	19	33	昭和55年4月
パ ン ダ 保 育 園	1	27	125	39	24	21	41	昭和56年4月
内 間 み ど り 保 育 園	1	25	113	36	24	20	33	昭和58年4月
わ ら べ 保 育 園	1	30	130	39	24	24	43	平成13年5月
子 む す び の 森 保 育 園	1	18	84	24	18	16	26	平成18年4月
あ ず ま 保 育 園	1	18	115	30	24	20	41	平成21年4月
ジ ョ イ ジ ョ イ 保 育 園	1	18	81	27	18	17	19	平成23年4月
て だ こ 保 育 園	1	24	117	33	24	19	41	平成23年4月
テ ク ノ 保 育 園	1	23	86	30	18	15	23	平成24年4月
あ さ の う ら 保 育 園	1	13	54	11	12	7	24	平成28年4月
み や ぎ 保 育 園	1	21	62	22	12	10	18	平成29年7月
前 田 さ く ら 保 育 園	1	20	113	42	24	18	29	平成30年4月
きゃんぱす浦添西原保育園	1	20	74	21	11	12	30	平成30年7月
美 咲 保 育 園	1	12	56	15	12	12	17	平成30年7月
《小規模保育事業》	17	149	344	202	142	-	-	／
ライオンの子保育園 ティモン	1	6	18	12	6	-	-	平成27年8月
す き っ ぶ 保 育 園	1	7	22	13	9	-	-	平成27年10月
か す み 保 育 園	1	10	22	11	11	-	-	平成27年10月
さ さ の は 保 育 園	1	9	18	12	6	-	-	平成28年3月
ゆ め の 森 保 育 園	1	13	22	11	11	-	-	平成28年4月
た く し 保 育 園	1	8	20	11	9	-	-	平成28年4月
げ ん き 保 育 園	1	8	21	12	9	-	-	平成28年4月
あ い め 保 育 園	1	11	19	10	9	-	-	平成28年4月
す ま い る ほ い く え ん	1	9	20	13	7	-	-	平成29年4月
え く ぼ 保 育 園	1	9	22	10	12	-	-	平成29年4月
さ つ き 保 育 園	1	11	21	12	9	-	-	平成29年4月
サ ウ ン ド キ ヅ	1	7	20	10	10	-	-	平成29年4月
ち ゅ う り っ ぶ 保 育 園	1	8	17	11	6	-	-	平成30年4月
き ら き ら 保 育 園	1	9	22	14	8	-	-	平成30年4月
リトルチェリー保育園	1	7	19	11	8	-	-	平成30年4月
港 川 保 育 園	1	7	19	13	6	-	-	平成30年4月
浦 西 保 育 園	1	10	22	16	6	-	-	平成30年7月
《事業所内保育事業所》	1	17	18	13	5	-	-	／
も こ も こ 保 育 園	1	17	18	13	5	-	-	平成27年9月

資料：こども未来課

- ・認定こども園については、令和5年10月1日現在で26か所となっており、令和2年度以降、施設数、保育・教育職員数・乳幼児数ともに増加傾向にあります。

■認定こども園の状況(各年度共10月1日現在)

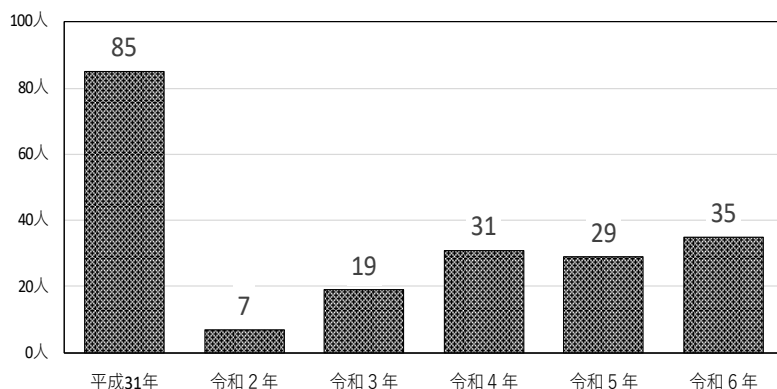
単位：人、所

年 度	施設数	保育・教育職員数	乳 幼 児 数					開 設 年 月 日
			総 数	0～1	2 歳	3 歳	4 歳以上	
令和2年度	15	318	1,644	308	209	340	787	／
3	19	398	2,278	367	249	467	1,195	／
4	24	426	2,713	403	275	531	1,504	／
令和5年度	26	502	2,920	440	336	630	1,514	／
ほるとのきこども園	1	25	112	30	18	22	42	平成30年4月
ループルこども園	1	11	96	24	18	19	35	平成30年4月
仲西こども園	1	13	96	-	-	22	74	平成30年4月
牧港ひまわり幼稚園	1	12	67	-	-	21	46	平成30年6月
ハイジこども園	1	35	185	50	42	28	65	平成31年4月
あおいこども園	1	31	163	48	28	29	58	平成31年4月
あいのそのこども園	1	16	144	36	29	27	52	平成31年4月
浦添こども園	1	15	75	-	-	20	55	平成31年4月
神森こども園	1	13	89	-	-	21	68	平成31年4月
愛音こわんこども園	1	19	96	23	17	18	38	平成31年4月
牧港ひまわりこども園	1	27	148	42	26	27	53	平成31年4月
うららこども園	1	31	124	30	24	26	44	令和3年4月
すず風こども園	1	25	143	37	22	30	54	令和3年4月
内間こども園	1	16	85	-	-	17	68	令和2年4月
浦城こども園	1	18	165	-	-	42	123	令和2年4月
前田こども園	1	6	101	-	-	26	75	令和2年4月
勢理客こども園	1	35	134	43	24	21	46	令和2年4月
港川こども園	1	16	128	-	-	28	100	令和3年4月
沢岬こども園	1	9	59	-	-	23	36	令和3年4月
当山こども園	1	20	93	-	-	20	73	令和4年4月
牧港こども園	1	17	78	-	-	20	58	令和4年4月
宮城こども園	1	12	82	-	-	20	62	令和4年4月
認定こども園うららにじ園	1	16	80	21	18	17	24	令和4年4月
あいかな認定こども園	1	20	105	26	18	19	42	令和4年4月
みのり幼稚園	1	24	165	-	28	46	91	令和5年4月
にしばるこども園	1	20	107	30	24	21	32	令和5年4月

資料：こども未来課

- ・平成31年からこの間の保育所等入所待機児童数をみると、平成31年（85人）から令和2年（7人）にかけて大きく減少しているものの、その後再び増加傾向へ推移し、令和4年以降は年30人前後の待機児童がみられます。

■保育所等入所待機児童数（各年4月1日現在）



※待機児童とは、各市町村へ保育所入所申し込みをしていて、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所不足等の理由で入所を待機している児童をいいます。

資料：沖縄県 HP 「保育所の施設数、定員及び入所児童数」、「各市町村別保育所入所待機児童数」等

- ・本市では公立幼稚園の認定こども園移行を図ってきており、令和4年度以降、全ての公立幼稚園が認定こども園に移行しています。また、私立からの施設移行により、認定こども園の設置数が増加している状況です。

■幼稚園の状況(各年度5月1日現在)

◇公立幼稚園の設置状況

単位：人、所

	園数	認可定員	合計	3歳児	4歳児	5歳児
平成30年度	10	1,440	1,033	45	324	664
令和元年度	8	1,055	801	36	266	499
令和2年度	5	665	410	16	129	265
令和3年度	3	385	268	58	65	145
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0

資料：学校基本調査

※：令和4年度以降、全ての公立幼稚園が認定こども園に移行している。

◇私立幼稚園の設置状況

単位：人、所

	園数	学級数	合計	3歳児	4歳児	5歳児
平成30年度	2	16	394	134	140	120
令和元年度	2	14	422	151	143	128
令和2年度	2	14	399	121	147	131
令和3年度	2	16	401	131	131	139
令和4年度	2	15	350	99	128	123
令和5年度	1	3	85	24	27	34

資料：学校基本調査

◇認定こども園（公立）の設置状況

単位：人、所

	園数	認可定員	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	110	98	0	0	0	20	28	50
令和2年度	2	220	175	0	0	0	36	44	95
令和3年度	2	220	175	0	0	0	38	52	85
令和4年度	4	395	362	0	0	0	69	105	188
令和5年度	4	395	327	0	0	0	77	100	150

資料：学校基本調査

◇認定こども園（私立）の設置状況

単位：人、所

	園数	学級数	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成30年度	1	5	112	0	0	0	19	33	60
令和元年度	4	15	549	41	67	66	117	109	149
令和2年度	6	28	838	27	70	69	194	209	269
令和3年度	8	36	982	21	58	69	188	263	383
令和4年度	9	41	1,086	25	57	61	217	277	449
令和5年度	10	49	1,308	24	63	97	310	342	472

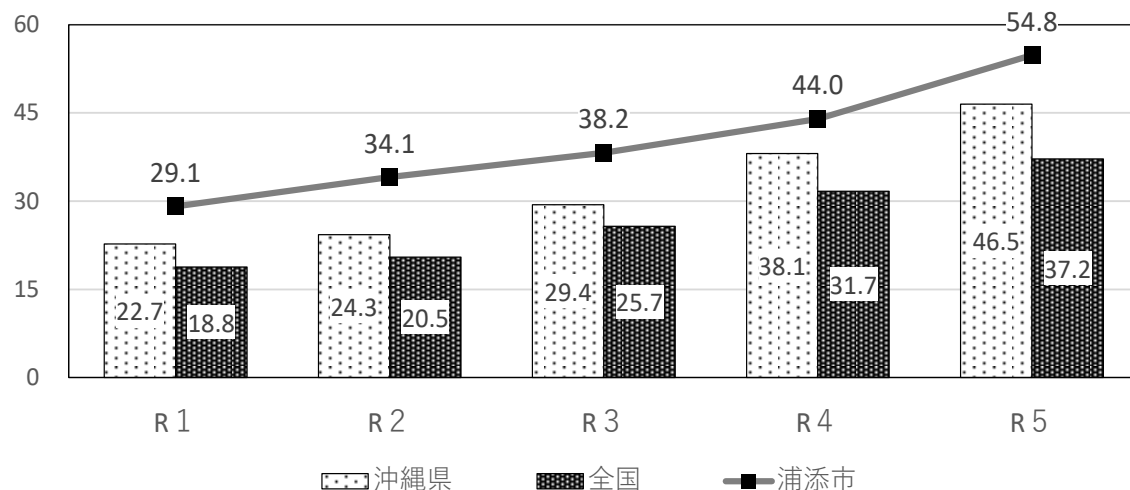
資料：学校基本調査

(8) 不登校の状況

- ・浦添市の1,000人あたり不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、県・全国ともに上回って推移しています。令和5年度時点では54.8人となっており、令和元年度と比較して二倍近く上昇しています。

図：1,000人当たりの不登校児童生徒数

(%)

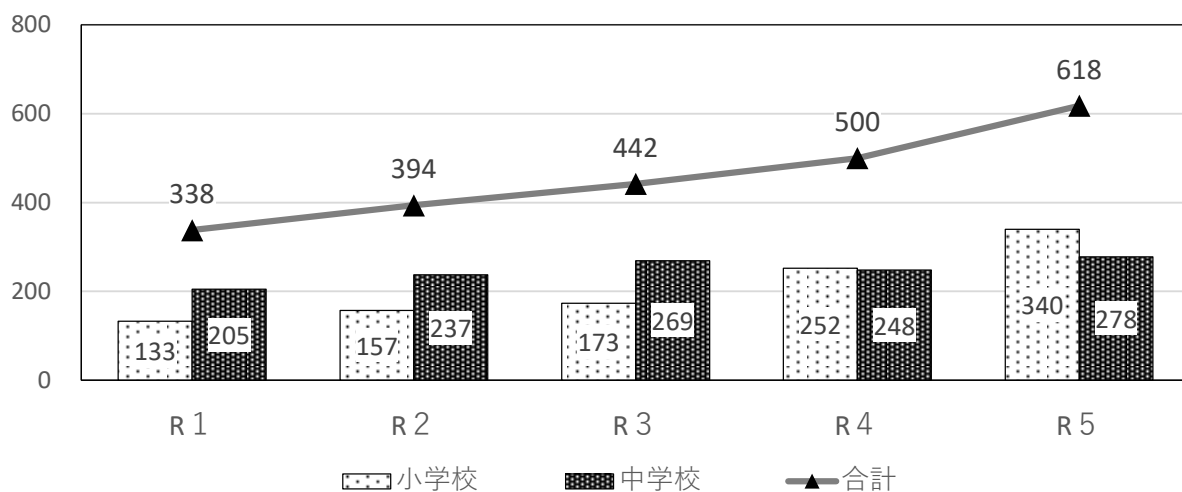


資料：こども青少年課

- ・浦添市の不登校児童・生徒数を実数でみると、市内中学校では概ね250人前後で横ばいとなっていますが、この間、市内小学校の不登校児童数が増加傾向にあります。令和5年度時点で340人と、令和元年度（133人）の2.5倍に達しており、同年度の中学校不登校生徒数を上回る児童が不登校となっています。

図：不登校児童生徒数の実数と経年比較（浦添市）

(人)



資料：こども青少年課

- ・前述の不登校児童・生徒のうち、学校内外の機関で相談・指導等を受けた児童・生徒（B）の状況をみると、令和5年度時点では小学校児童340人に対し75.6%にあたる257人が、中学校生徒278人に対し80.2%にあたる223人が、それぞれ指導・相談等を受けています。
- ・令和3年度以降の推移をみると、不登校児童・生徒数が増加している一方で指導・相談等を受けた割合が減少しており、不登校数の増加に対して十分な指導・相談等の対応が追いついていない状況が懸念されます。
- ・不登校児童・生徒に対し登校復帰した児童・生徒（C）の状況をみると、令和5年度時点で小学校児童65人、中学校生徒95人が学校への登校を再開しています。
- ・令和3年以降の推移をみると、増減はあるものの小学校・中学校ともに復帰割合は減少傾向にあり、児童・生徒が主体的に社会的自立を目指せるよう適切な働きかけや支援を推進していく必要があるものと推察されます。

■不登校児童・生徒のうち相談・指導等を受けた人数・割合(B)及び登校復帰した人数・割合(C)

	小学校			中学校		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
不登校数（A）	173	252	340	269	248	278
指導・相談等を受けた人数（B）	146	222	257	226	232	223
指導・相談等を受けた割合（B/A×100）	84.3%	88.1%	75.6%	84.0%	93.5%	80.2%
復帰児童数（C）	85	93	65	110	146	95
復帰割合（C/A×100）	49.1%	36.9%	19.1%	40.8%	58.9%	34.2%

資料：こども青少年課

2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、市民の子育てに関する状況や小中学生の生活実態等を把握し、子ども・子育て支援施策の検討や教育・保育事業の需要量の見込みを設定する際の基礎資料とするため、子ども・子育てに関する幾つかのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

	I. 就学前児童保護者 アンケート	II. 小学生児童保護者 アンケート	III. 小中学生児童生徒 アンケート
調査対象	令和5年12月20日時点で市内に居住する就学前児童(0～5歳児)の保護者	令和6年2月配布時点で市内小学校に籍を置く小学1～5年生(6～11歳)の保護者	令和6年2月時点で市内小・中学校に籍を置く小学5年生・中学2年生の児童生徒
標本数	3,000件 (内未就園児1,000件／就園児2,000件)	1,753件	2,561件
調査期間	令和6年1月末～2月下旬		
抽出方法	市内の未就園児・就園児をそれぞれ対象に無作為抽出	市内全小学校1～5年生の各学年1クラスずつを対象に選定	市内全小学校5年生児童・全中学校2年生生徒を対象に選定
調査方法	未就園児：郵送による配布・回収 就園児：施設を通し配布・回収	学校を通し配布・回収	各学校児童生徒所有のタブレット端末によりQRコードを読み取りWEB上にて実施

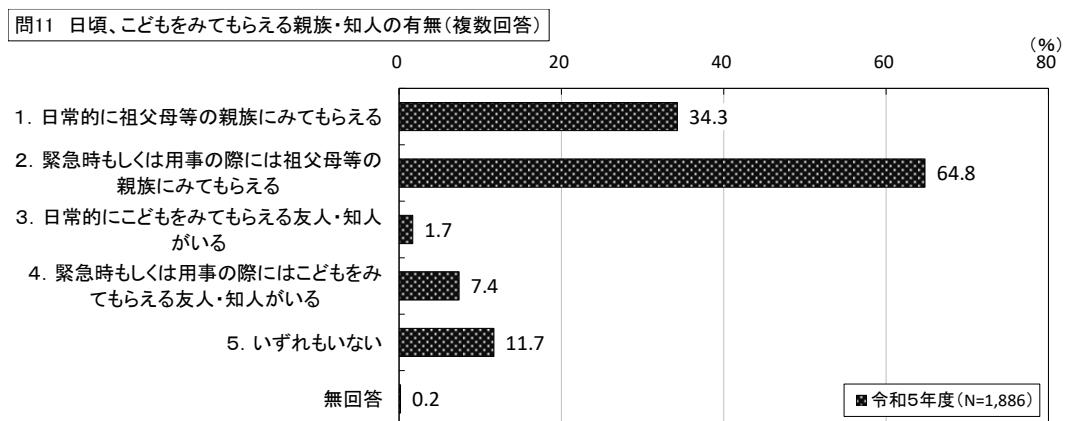
(3) 回収結果

調査種類	回収件数	有効票率
I. 就学前児童保護者 アンケート	1,886件(内WEB回答815件)	62.9%
II. 小学生児童保護者 アンケート	975件(内WEB回答555件)	55.6%
III. 小中学生児童生徒 アンケート	1,950件(WEBのみ)	76.1%

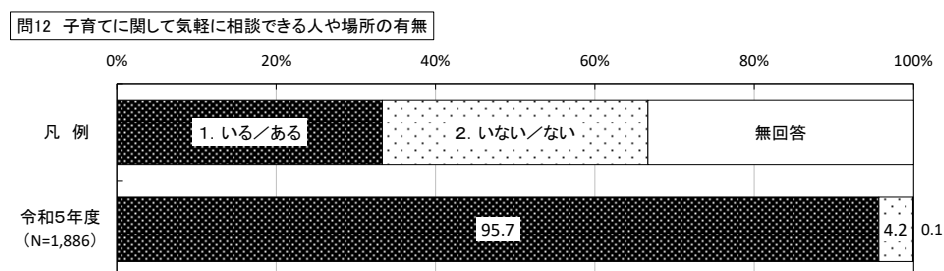
(4)「就学前児童保護者」の調査結果の概要

①子育ての環境について

- ・日頃からお子さんをみてくれる親族・知人の有無については、「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割強（64.8%）で最も高く、次いで「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は3割強（34.3%）となっています。
- ・一方で、「5. いずれもない」とした回答も1割強（11.7%）程度であるが挙げられており、“緊急時であっても親族・友人・知人を頼ることができない”回答者が一定数みられる結果となっています。



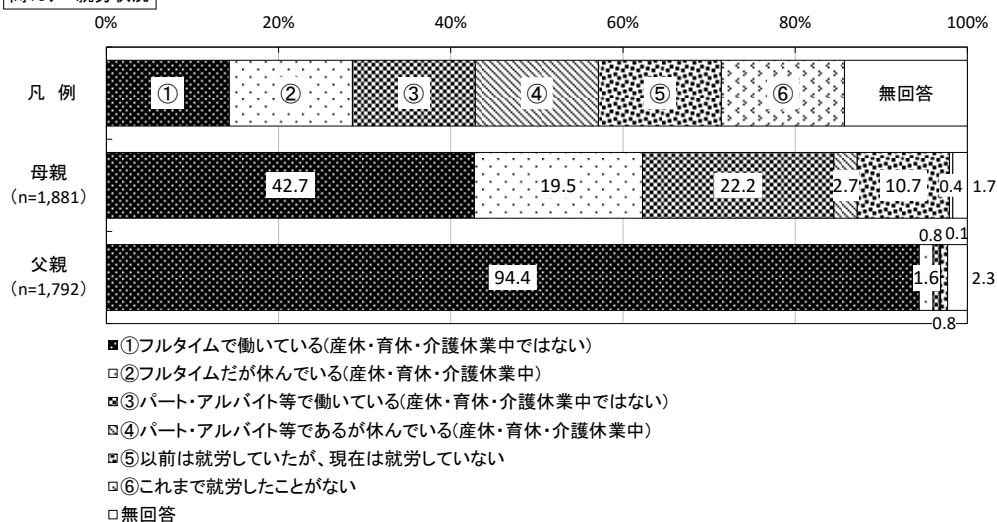
- ・また、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無については、10割近い（95.7%）回答者が「1. いる／ある」としている一方、「2. いない／ない」とした回答も80件程度（4.2%）みられました。



②保護者の就労状況について

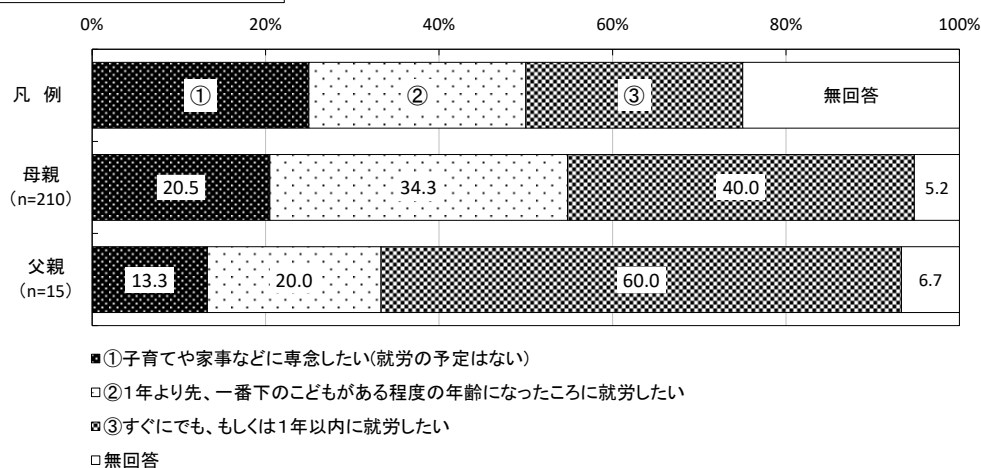
- ・母親の就労状況については、「1. フルタイム」が4割強（42.7%）で最も高く、次いで「3. パート・アルバイト等」（22.2%）となっています。また、「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」とする回答も約1割（10.7%）みられます。
- ・父親の就労状況については、「1. フルタイム」が9割強（94.4%）と大半を占め、他の選択肢はわずかとなっています。

問13ア 就労状況



・現在就労していない、またはこれまで就労したことがない母親のうち、「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が4割（40.0%）で最も高く、「2. 1年より先、一番下のこどもがある程度の年齢になったところに就労したい」（34.3%）と合わせた『再就労・就労を希望する』回答は7割強（74.3%）となっています。

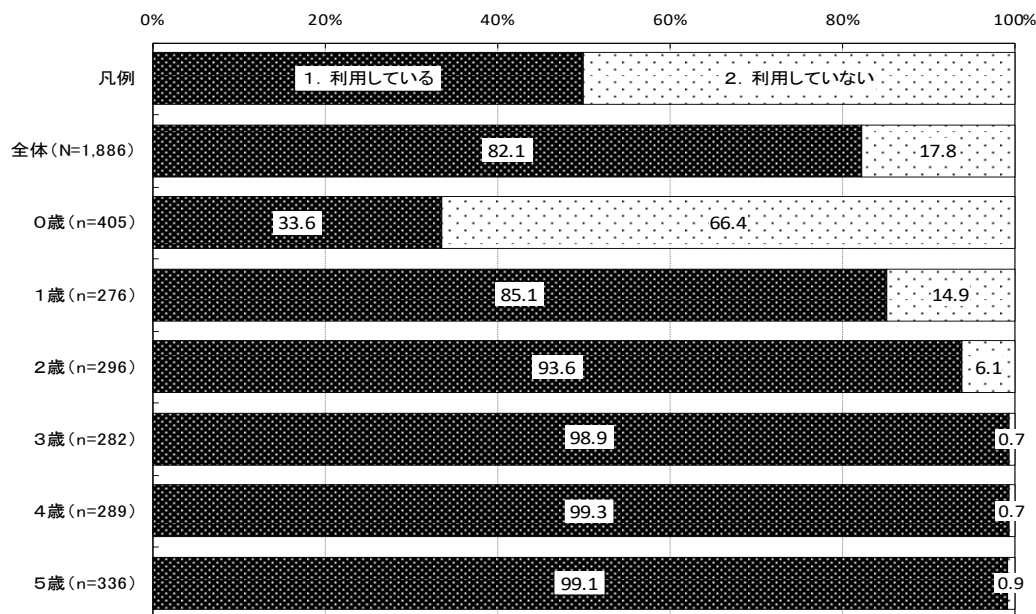
問15 就労していない方の就労希望



③定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向について

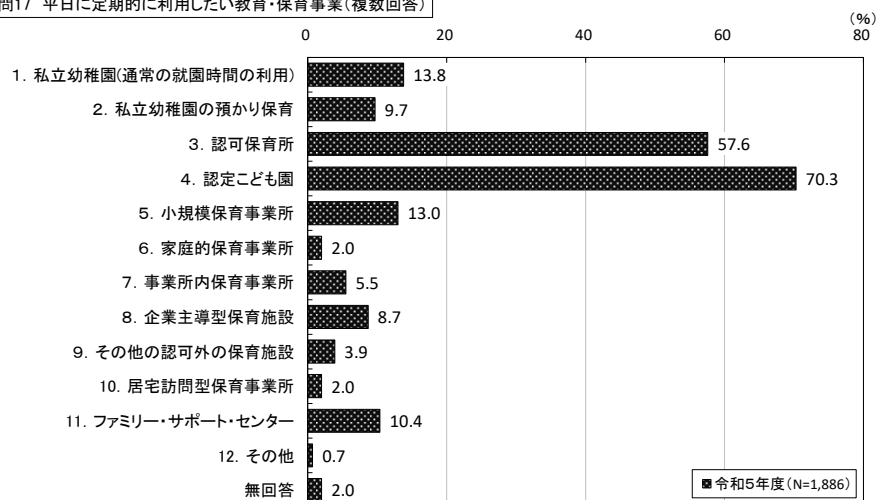
- ・平日の定期的な認定こども園や保育所などの利用状況については、「1. 利用している」が8割強（82.1%）となっています。
- ・年齢別にみると、「0歳」での利用は3割強（33.6%）にとどまっており、『1歳以降』からは大半のお子さんが定期的な教育・保育事業を利用しています。
- ・現在利用している・していないに関わらず、定期的に利用したいと希望する教育・保育事業の意向をうかがうと、「4. 認定こども園」が約7割（70.3%）で最も高く、次いで「3. 認可保育所」（57.6%）となっており、その他の教育・保育事業はいずれも1割前後にとどまっています。

問16 認定こども園や保育所などの定期的な利用状況 × 年齢



※問16無回答(2件)と年齢無回答(2件)は表示なし

問17 平日に定期的に利用したい教育・保育事業(複数回答)

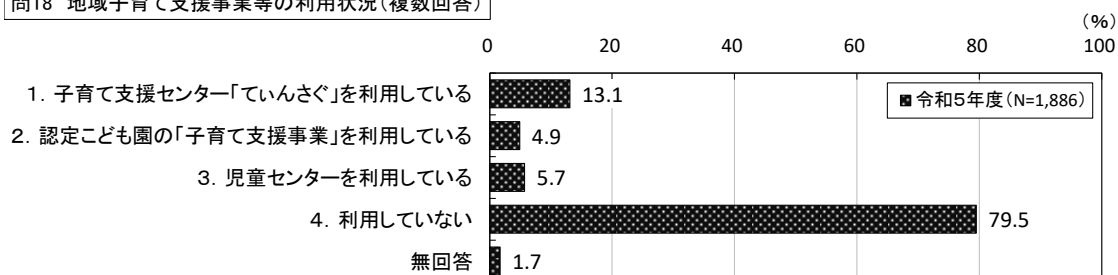


令和5年度 (N=1,886)

④地域の子育て支援拠点事業等の利用状況・利用意向について

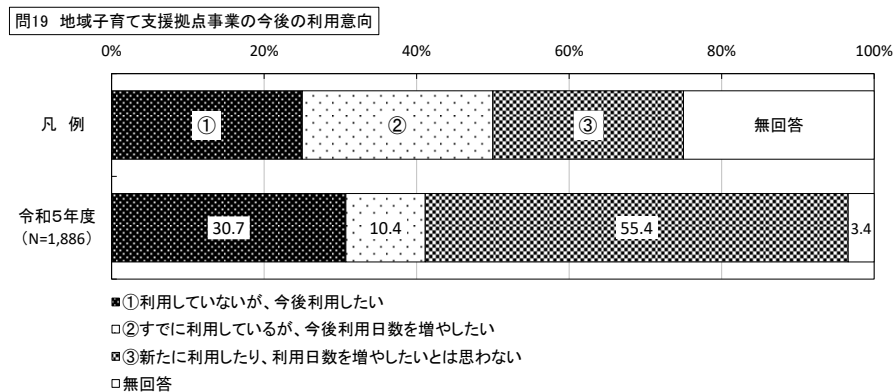
- ・地域の子育て支援拠点事業等の利用状況については、「4. 利用していない」が約8割(79.5%)と大半を占めています。「無回答」を除き『いずれかの子育て支援拠点事業等を利用している』方の割合は2割弱(18.8%)で、「1. 子育て支援センターていんさぐ」が13.1%、「3. 児童センター」が5.7%、「2. 認定こども園の子育て支援事業」が4.9%となっています。

問18 地域子育て支援事業等の利用状況(複数回答)



令和5年度 (N=1,886)

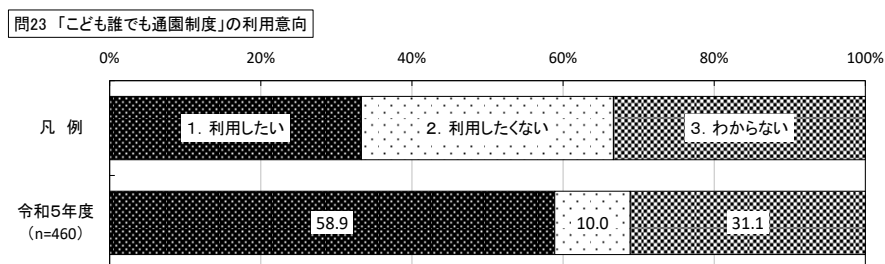
- ・今後の子育て支援拠点事業等の利用意向については、「3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割弱（55.4%）、「1. 利用していないが、今後利用したい」が約3割（30.7%）、「2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が約1割（10.4%）となっています。
- ・前問と比較すると、いずれの子育て支援拠点事業も「利用していない」とした約8割（79.5%）の回答者のうち、少なくとも約3割（30.7%）は「1. 利用していないが、今後利用したい」として潜在的な利用意向を持っていることがうかがえます。



⑤ こども誰でも通園制度※（月10時間限定）の利用意向について

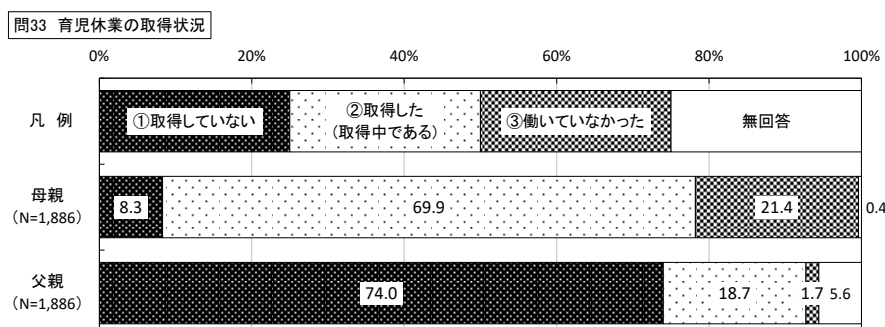
- ・0歳6か月から2歳までの乳幼児であれば誰でも、保育所や認定こども園等に「月10時間」を上限※としてこどもを預けることのできる「こども誰でも通園制度」の利用意向をうかがうと、6割弱（58.9%）の回答者は「1. 利用したい」と回答しました。

※当該意識調査は「こども誰でも通園制度」の制度整備前の実施にあたり、当時は詳細な活動の枠組み等が検討中であったことから、利用上限案であった「月10時間」を要件としてうかがっています。

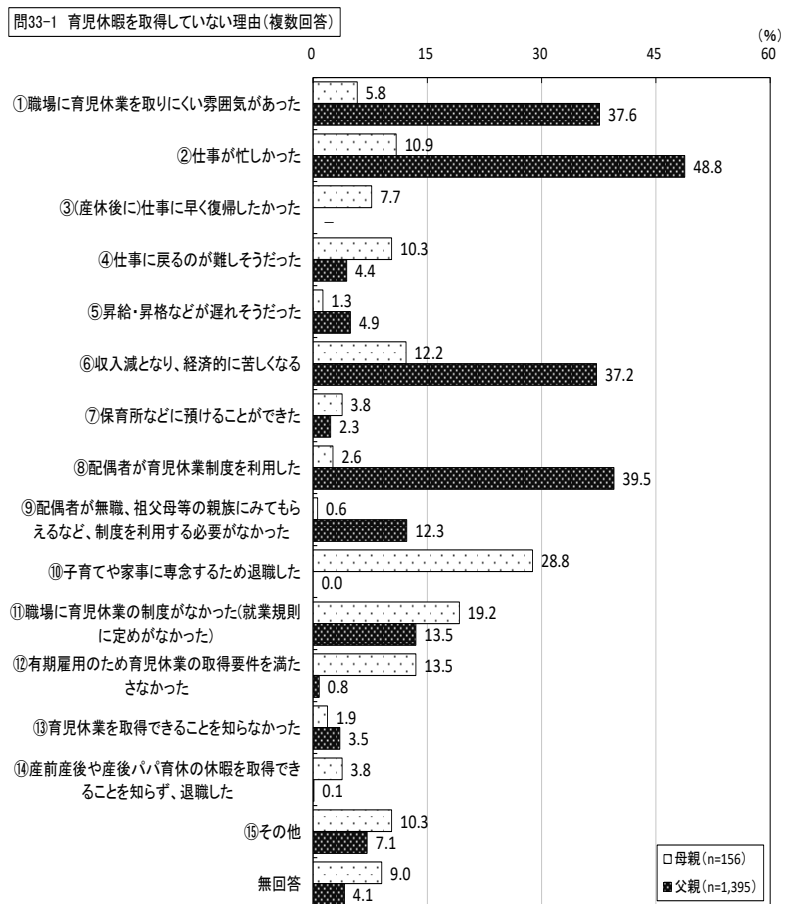


⑥ 育児休業の取得について

- ・育児休業の取得状況については、母親は「②取得した（取得中である）」が約7割（69.9%）、父親は「①取得していない」が7割強（74.0%）となっています。



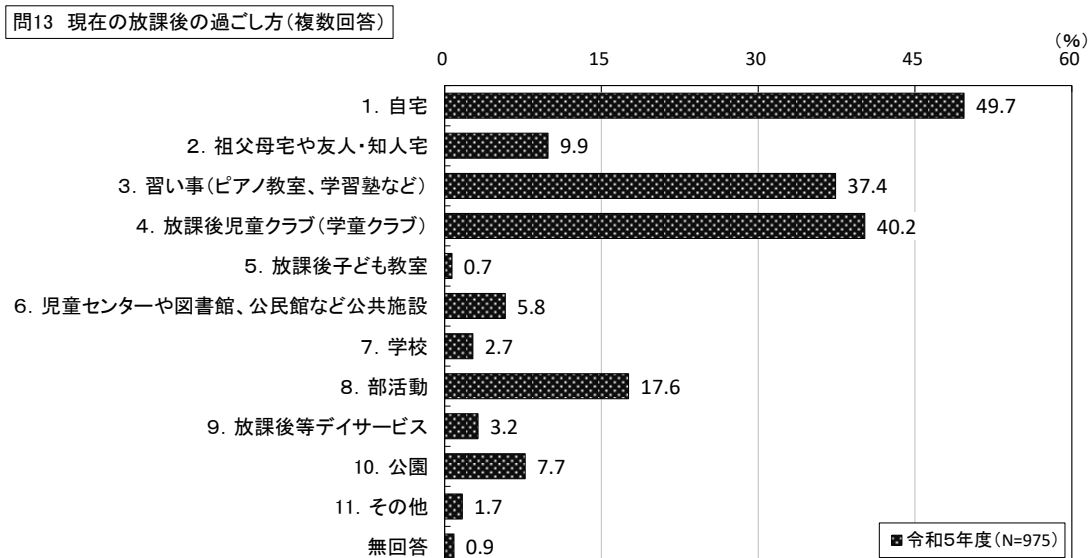
- ・育児休業を取得していない人の理由について、母親は「⑩退職」(28.8%) 以外の場合、「⑪職場に制度がない」(19.2%)、「⑫有期雇用のため取得要件を満たさな
- い」(13.5%)、「⑥収入減となり、経済的に苦しくなる」(12.2%)と続いています。
- ・父親の場合は「②仕事が忙しかった」が5割弱(48.8%)で最も高く、次いで「⑧配偶者が利用した」(39.5%)、「①職場に取りにくい雰囲気があった」(37.6%)、「⑥収入減となり、経済的に苦しくなる」(37.2%)がいずれも4割弱となっています。



(5) 「小学生児童保護者」の調査結果の概要

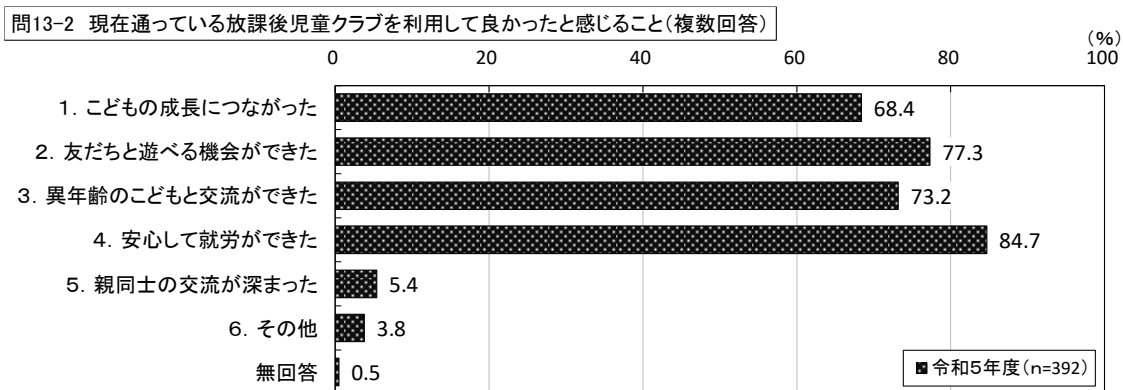
①放課後の過ごし方について

- ・小学生児童の放課後の過ごし方は、「1. 自宅」が約5割(49.7%)で最も高く、次いで「4. 放課後児童クラブ(学童クラブ)」(40.2%)、「3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」(37.4%)、「8. 部活動」(17.6%)となっています。



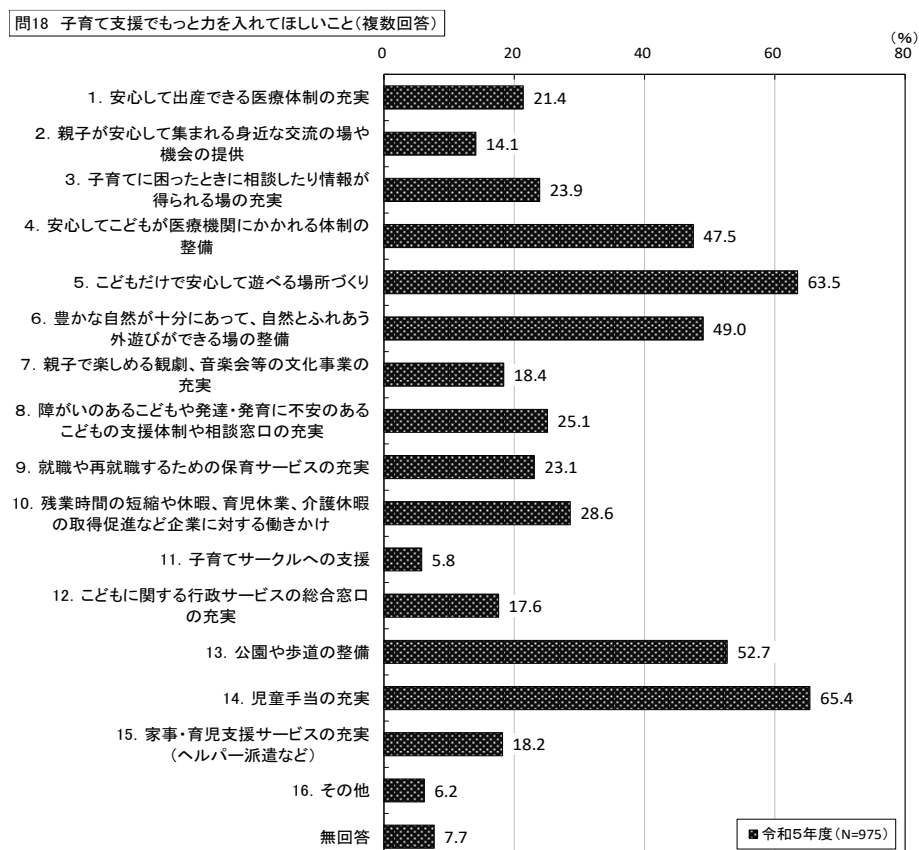
②放課後児童クラブの利用について

- ・放課後児童クラブ（学童）利用保護者にクラブの良かった点をうかがうと、「4. 安心して就労ができた」が8割強（84.7%）で最も高く、「2. 友だちと遊べる機会ができた」（77.3%）、「3. 異年齢のこどもと交流ができた」（73.2%）、「1. こどもの成長につながった」（68.4%）と続いています。



③望まれる子育て支援について

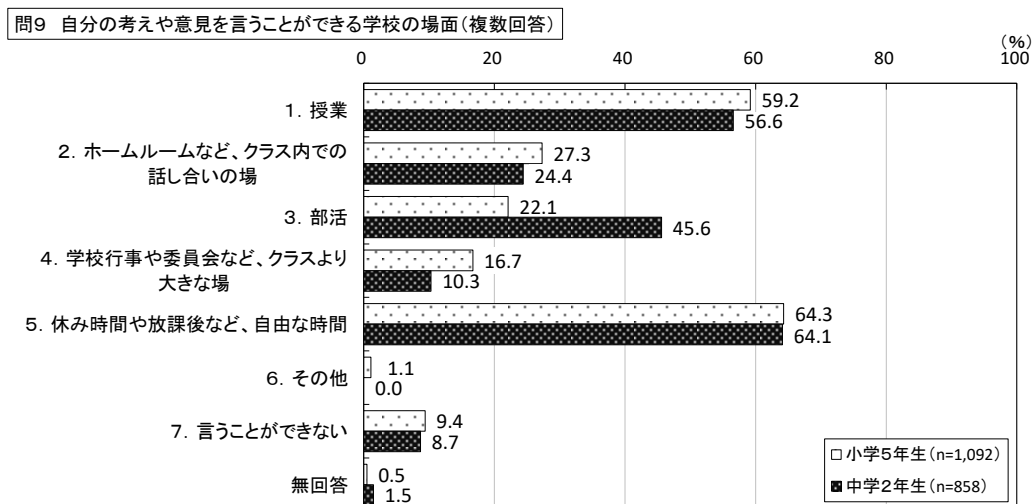
- ・子育て支援への要望として、「14. 児童手当の充実」が7割弱（65.4%）で最も高く、次いで「5. こどもだけで安心して遊べる場所づくり」（63.5%）、「13. 公園や歩道の整備」（52.7%）、「6. 豊かな自然が十分にあって、自然とふれあう外遊びができる場の整備」（49.0%）、「4. 安心してこどもが医療機関にかかれる体制の整備」（47.5%）などが挙げられています。



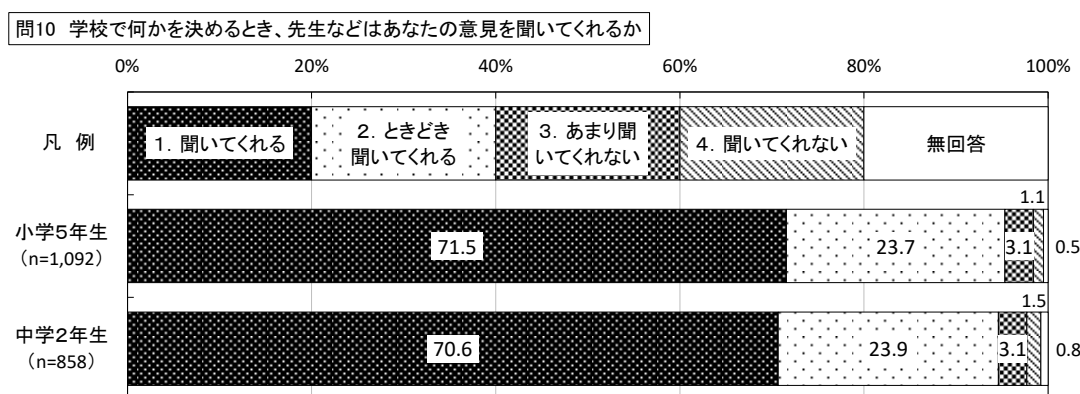
(6)「小中学生児童生徒」の調査結果の概要

①意見表明の機会について

- ・小中学生児童生徒が自分の考えや意見を言うことができる学校の場面としては、「5. 休み時間や放課後など、自由な時間」と「1. 授業」がそれぞれ他の選択肢より回答が多くみられます。



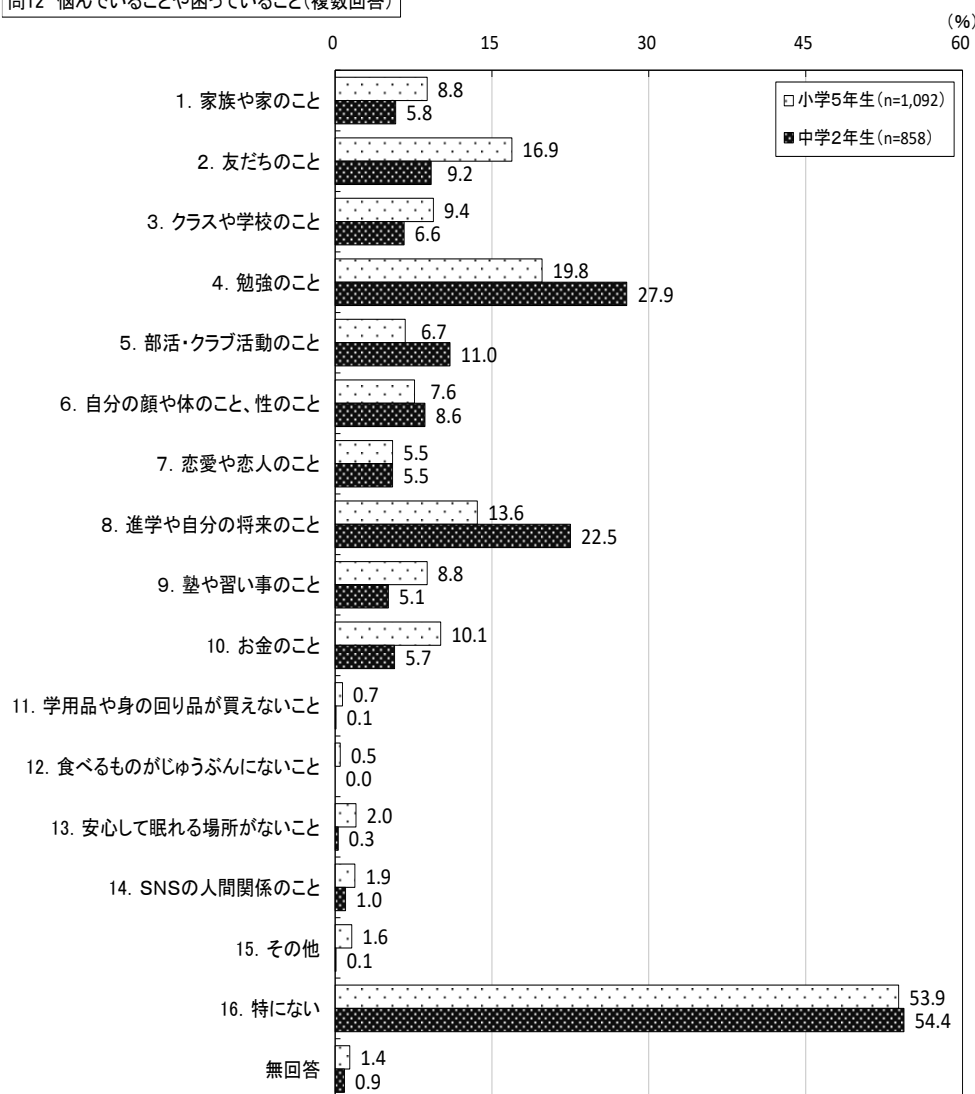
- ・また、先生などの大人は児童生徒の意見をきちんと聞いてくれるかどうかとうと、小・中学生ともに『聞いてくれる(1+2)』とする回答が大半(小学5年生:95.2%・中学2年生:94.5%)を占める一方、『聞いてくれない(3+4)』(小学5年生:4.2%・中学2年生:4.6%)とする回答も一定数みられます。



②悩みごと・困りごとについて

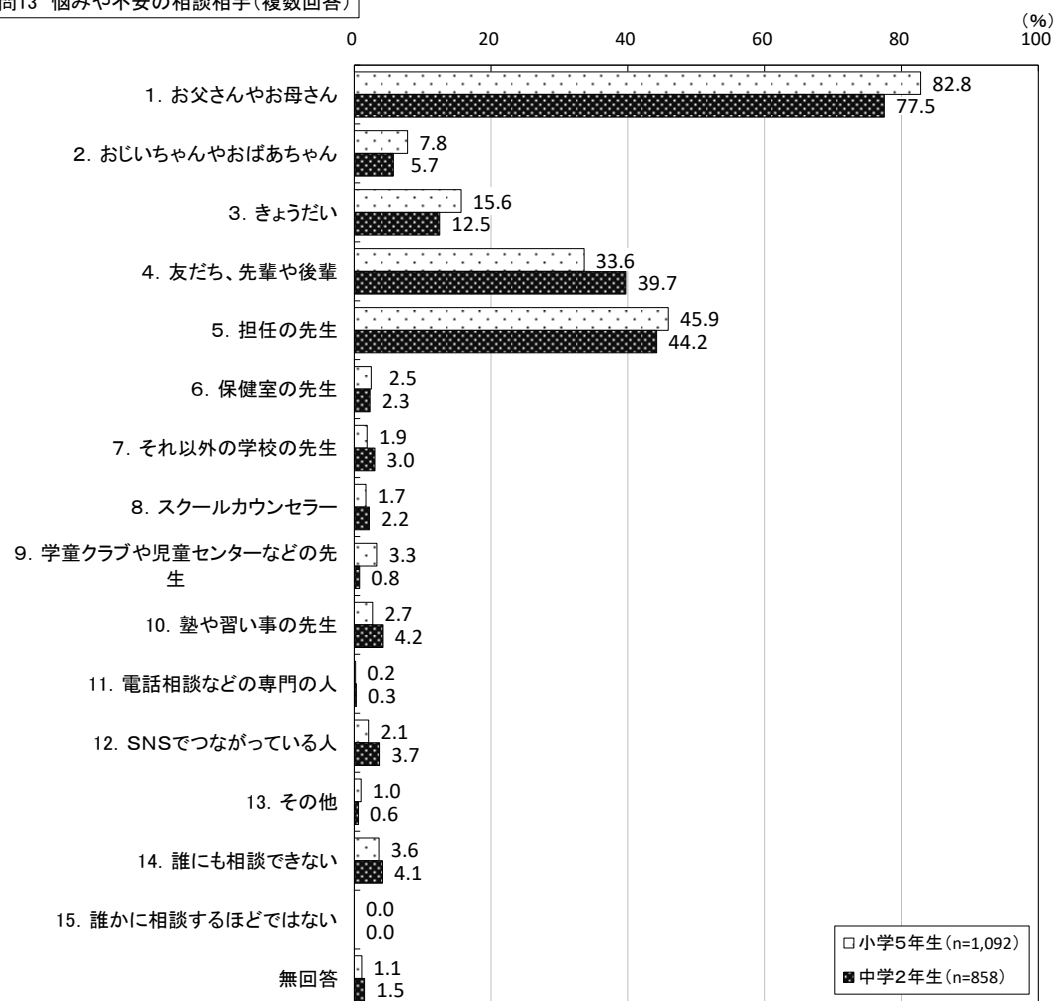
- ・小中学生児童生徒の悩みごと・困りごとをうかがうと、4割強（小学5年生・中学2年生ともに44.7%）の回答者は「何らかの悩みがある」と回答しています。
- ・具体的な内容について、小学5年生では「4. 勉強」（19.8%）、「2. 友だち」（16.9%）、「8. 進学や自分の将来」（13.6%）、「10. お金」（10.1%）と続いています。
- ・中学2年生では「4. 勉強」が3割弱（27.9%）で最も高く、「8. 進学や自分の将来」（22.5%）、「5. 部活・クラブ活動」（11.0%）、「2. 友だち」（9.2%）と続いています。

問12 悩んでいることや困っていること(複数回答)



- ・また、悩みや不安を相談したことがある相手としては、小・中学生ともに「1. 保護者（父母）」（小学5年生：82.8%・中学2年生：77.5%）が最も割合が高く、次いで「5. 担任の先生」（小学5年生：45.9%・中学2年生：44.2%）、「4. 友だち、先輩や後輩」（小学5年生：33.6%・中学2年生：39.7%）、「3. きょうだい」（小学5年生：15.6%・中学2年生：12.5%）となっています。

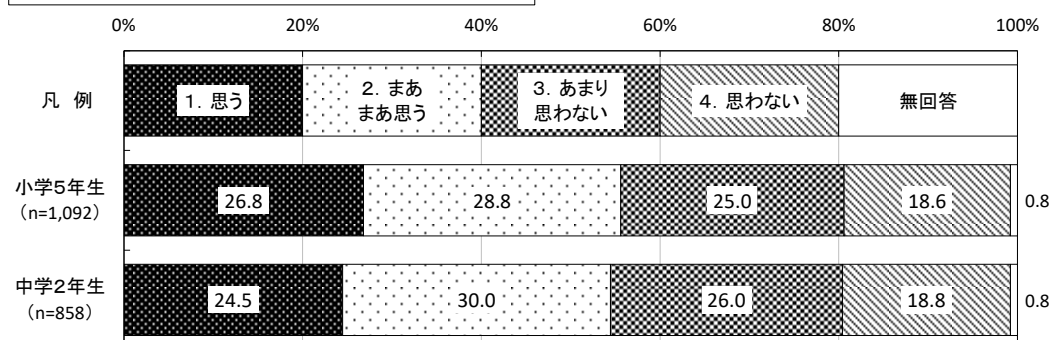
問13 悩みや不安の相談相手(複数回答)



③こどもの意見を取り入れたまちづくりについて

- ・こどもの意見を取り入れたまちづくりの取り組みに対し、自分の意見やアイデアを伝えたいかたずねると、小学5年生・中学2年生ともに『伝えたい(1. 思う+2. まあまあ思う)』とした回答が5～6割程度(小学5年生: 55.6%・中学2年生: 54.5%)と過半数を占める結果となっています。
- ・具体的な内容としては、『児童生徒が過ごしやすい学校』『学校の整備面』『市内でのイベント実施』『公園等の遊び場整備』についての意見が多く挙げられました。

問14 浦添市のまちづくりについて意見などを伝えたいと思うか



3 近年のこども・子育てに関する主な動向（方向性）

計画に踏まえるべき近年の動向として、主なものを以下に整理しました。

（１）子ども・子育て支援事業計画の基本指針

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、令和6年2月に改正された基本指針より、作成にあたってのポイントを以下に整理します。

●基本指針改正の背景

- ・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、「児童福祉法」などの一部が改正されました。（令和4年法第66号「児童福祉法等の一部を改正する法律」）
- ・この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関して包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への「支援計画（サポートプラン）の作成」、市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められ、基本指針の改正が行われました。

●基本方針改正における市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたってのポイント

- ・家庭支援事業の新設・拡充及び家庭支援事業の利用勧奨・措置に関する事項の追加
：児童福祉法改正により新設された「子育て世帯訪問事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」を市町村子ども・子育て支援事業計画に位置づけるとともに、量の見込みを設定する際には利用勧奨・措置による提供も勘案の上で設定すること等を規定
- ・こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
：市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定

（２）こども未来戦略

令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略には、切れ目ない子育て支援の充実と共働き・共育での推進に向けた施策や制度等が位置づけられています。今後3年間で集中的に取り組む施策として「加速化プラン」が示され、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」をはじめとする子ども・子育て支援事業計画に反映させる事業等が盛り込まれており、計画の作成にあたってのポイントを以下に整理します。

●加速化プランの柱1「子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取り組み」

- ・児童手当の拡充
- ・出産等の経済的負担の軽減
- ・医療費等の負担軽減
- ・高等教育費の負担軽減
- ・個人の主体的なり・スキリングへの直接支援
- ・「年収の壁（106万円／130万円）」への対応
- ・子育て世帯に対する住宅支援の強化

●加速化プランの柱2「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」

- ・ 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ・ 幼児教育・保育の質の向上
- ・ 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ・ 新・放課後子ども総合プランの着実な実施
- ・ 多様な支援ニーズへの対応

●加速化プランの柱3「共働き・子育ての推進」

- ・ 男性育休の取得促進 ・ 育児期を通じた柔軟な働き方の推進
- ・ 多様な働き方と子育ての両立支援

●加速化プランの柱4「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」

(4) 昨今のこども政策に係る動向

●こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の閣議決定

- ・ 少子化の進行に加え、児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困など、子どもを取り巻く問題が深刻化している状況を受け、政府は、こどもの最善の利益を考慮してこども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるため、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を令和3年12月に閣議決定しました。
- ・ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」には、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野にいれ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」する「こどもまんなか社会」を目指すことが示されています。

●こども家庭庁の設置

- ・ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき、行政組織体制を整えるため、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設されました。こども家庭庁においては、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、こども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から、妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、こどもの居場所づくり、困難な状況にあるこどもの支援などの事務を集約して、自ら実施することとするなど、こども政策を更に強力に進めていくこととしています。

●こども基本法の制定とこども大綱の閣議決定

- ・ こども家庭庁の設置に向けた取り組みとともに、「こども基本法」の整備が進められ、令和4年6月に成立、令和5年4月に施行されました。
- ・ こども基本法の目的は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」としています。

- ・ こども基本法第9条に基づき、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、「少子化対策大綱」「子供・若者育成支援大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が一元化されました。

●市町村こども計画の作成の努力義務化

- ・ こども基本法第10条第2項には「市町村こども計画」作成の努力義務についての定めが設けられています。市町村こども計画は、子ども・若者計画や子どもの貧困対策に関する計画のほか、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進計画と一体のものとして作成することができます。
- ・ また、こども施策の策定等に当たってはこどもや子育て当事者等の意見を広く聴取して反映させるために必要な措置を講じることが定められています。



4 今後取り組むべきこと

(1) 安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり

- 浦添市においては出生率が減少傾向にあることから、市民が安心して妊娠・出産・子育てを行うことのできる環境づくりを進め、不安の解消を図っていく必要があります。
- 身近に相談をできる相手がいない保護者や、子育てに何らかの支援を必要とする保護者も少なからずいるため、早期からきめ細やかなサポートへとつなげられるように、育てにくさに寄り添う支援や虐待防止対策の強化に取り組むことが求められています。

(2) 子育てを総合的に支援する仕組みや地域力の育成

- これまで主に妊産婦への相談支援を行っていた「子育て世代包括支援センター」と、こどもの社会的自立までの支援を行っていた「子ども家庭総合支援拠点」が一体化し、新たに全てのこどもと子育て家庭に対する包括的な支援体制として『浦添市子ども家庭センター』が位置づけられたことで、世代によって切れ目が生じることのない円滑な支援の提供をより一層推進していく必要があります。
- 浦添市では未来への希望であるこどもたちの成長を「社会全体で見守っていく」という姿勢を掲げていますが、昨今は母子保健推進員や民生委員・児童委員など、地域全体でこどもの育ちを見守るための地域人材が不足しています。加えて、子育てに関する困りごとの相談先を認知していない保護者もあり、悩みや不安を抱えたまま地域からも取りこぼされる子育て家庭が生じる懸念があることから、各種相談窓口の周知を進めるとともに、地域支援者の育成・資質向上に取り組むことが求められています。

(3) 適切な教育・保育の確保

- 微増傾向にある待機児童数の解消はもとより、「こども誰でも通園制度」などの『こども未来戦略』で示された新たな教育・保育の拡充による適切なサービス実施のため、受け皿となる教育・保育施設の調整や保育士確保を進めていく必要があります。
- 保育人材の成り手不足を食い止めるため、短大・専門学生や保育現場を目指す若者への就職促進・就業支援への働きかけが求められています。

(4) 学童期のこどもたちに対する居場所や適切な支援の実施について

- 『第4次てだこ親子プラン』策定からこの間、放課後児童（学童）クラブでは利用希望者の増加に伴って受け皿整備が進められてきましたが、市民アンケートにおいては依然として待機児童への懸念や支援員の不足感の声が挙がっています。こどもの健全育成及び安全・安心を保障するため、学校の余裕教室の活用や校区内の整備など必要に応じて適切に取り組んでいく必要があります。

一方で将来の少子化進行も想定されることから、今後も隣接校区に空き定員がある場合には利用調整を図っていきます。

- 放課後児童（学童）クラブ以外にも、児童センターや地域の公民館など、学童期のこどもたちに対する身近な居場所について、取り組みの周知や利用促進の必要があります。
- 不登校児童生徒の増加に対して、保護者が気軽に相談しやすい体制づくりや学外での学習活動・体験交流活動支援などの充実が求められています。

（５）こども・若者の権利を守るための支援

- 令和５年より「こども基本法」が施行され、その中では次代の社会を担う全てのこども・若者たちが、心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利が擁護されるような社会の構築が重要であると掲げられるとともに、全てのこどもたちの意見が表明される機会を確保しなくてはならないとされています。
- 全てのこども・若者が権利の主体として意見が尊重される社会を構築するためには、貧困や虐待、ヤングケアラーなど困難な状況に置かれた人々に対してもその思いや希望を汲み取るための配慮や支援を行うことが求められています。
- 近年は全国的な感染症・災害の発生もあり、こども・若者が安全で快適に過ごすことのできる生活環境の確保は重要な取り組みです。犯罪・事故・災害等から自らと周囲の安全を守ることができるような環境整備・安全教育・体制づくりを推進していきます。

（６）ひとり親家庭等の支援の充実

- ひとり親家庭等に対する浦添市の子育て・生活支援や就労、経済的支援は適切に実施されており、今後も継続的な支援の推進が見込まれています。
- 一方、近年の経済情勢においては、物価上昇により家計への負担感が大きくなっており、特に困窮しやすい傾向にあるひとり親家庭等にとっては深刻な課題です。
- 貧困が要因となるこどもの教育格差や体験活動の格差につながらないよう、継続的な支援の充実が求められています。

第3章 てだこ・こども若者計画のめざす理念

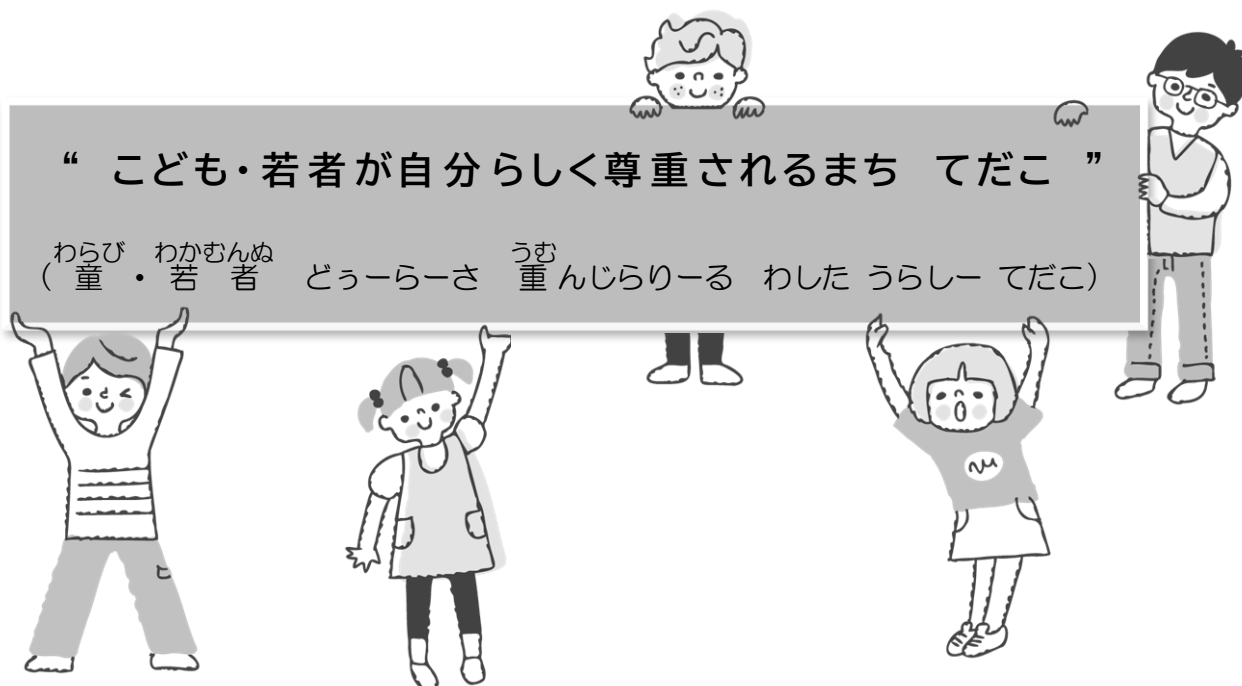
1 基本理念

令和5年に施行された『こども基本法』においては、「次代の社会を担う全てのこどもが自立した個人として尊重され、ひとしく健やかに成長し、その基本的な権利が尊重される社会」を実現することが目標として掲げられています。なお、この「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」を指し、「おとな」として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある若い世代（若者）も含んでいるものとされています。

浦添市においても、これまで『子どものまちてだこ宣言～みんなえがおの うらそえのこどもたちへ～』（平成20年）や『てだこキッズファースト宣言』（平成27年）を通して、未来あるこどもたちの健やかな成長と幸せを最優先に考えた子育て支援を推進してきました。

近年は急速な少子化の進行をはじめとして、個々人の子育て観や家族観の変化、複雑化・複合化した社会課題への対応が求められる中、それでもこども・若者が安心して自立した個人として自己を確立し、夢や希望を持って将来を切り開いていけるよう、保護者や社会全体がその成長を温かく見守る環境を整えていく必要があります。

こども・若者が自己を確立していく過程で多様な価値観に出会い、他者の人格や個性を尊重し合いながら、主体的に自分らしく成長できるまちづくりを目指すにあたり、本計画の基本理念を以下のように掲げ、多様なこども・若者施策に取り組みます。



2 計画の基本的視点

こども・若者施策を進める上での基本的な視点として、以下の三つを示します。なお、本計画を地域に根差した計画としていくとともに、先人達から受け継がれる子育ての知恵の継承、沖縄旧来の地域の子育て支援力の活用を図る目的で、“沖縄らしさ”を意識した視点のとりまとめを行っています。

①「^{い た}言ち足らん事や ^{くとう}一人足れ足れ ^{ち ゆ い た}互に ^だ補ていどう ^{たげ うじな}年や寄ゆる」(こども・若者育ち)

【一人では不十分なことも、互いに支え合って年を重ねていきましょう】

沖縄に昔からある歌謡「ていんさぐぬ花」では、親がこどもに向けた教えを説いています。「言ち足らん事や 一人足れ足れ 互に補ていどう 年や寄ゆる」という歌詞は、こども・若者が育ちの中で不十分なこと、不安定なことがあったとしても、他者と支え合い、助け合うことで成長を果たすことが出来るという意味を表しています。

不安や悩みを抱えていても、全てのこども・若者が周囲のおとなや社会に支えられることで自分らしく成長していけるような社会の形成を目指します。

②「^{うやふあーふじ}先祖 ^{くわんまが}から子孫 ^{ぬ ち}んかい、^{ていわた}生命ぬ手渡し」(おとな育ち)

【先人から生きるための知識・知恵を受け継ぎましょう】

今を生きる私たちの知識や知恵は、先人達の経験をもとに蓄積し、継承されてきたものです。こども・若者が、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程において生じるであろう様々な困難や悩み・課題等に対して、周囲の意見や支援を取り入れつつ、その上で自らの主体的な選択を果たせるよう促す働きかけが重要となります。

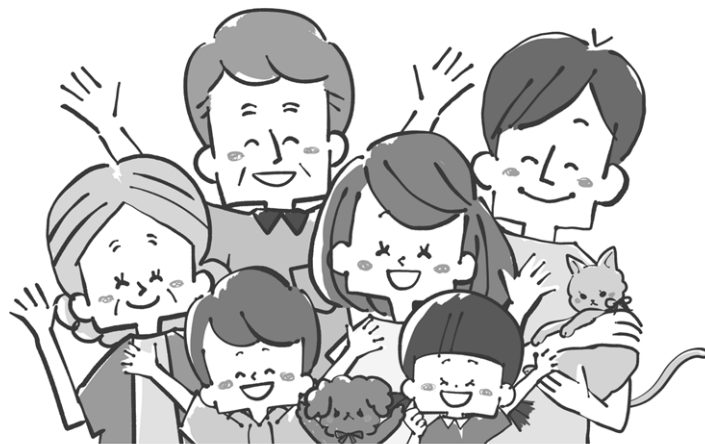
③「^{しゅれい}守^{くに}礼^いの邦^{ちから}かい生^ちち^ちゆる^る力^をを」(地域育ち)

【地域への礼を尽くし、「生きる力」を育みましょう】

二千円札の絵柄ともなった守礼門に掲げられた扁額「守禮之邦」という四字額には、「琉球王国は礼を重んずる国である」という意味が込められています。沖縄では他者に対する礼儀や礼節、敬意をもって接する大切さを説く一方で、昨今は都市化が進展し、人間関係の希薄化や地域における連帯感の喪失、「地域でこどもを育てる」といった意識が失われつつあることが大きな社会課題となっています。

こども・若者や子育て家庭においては、時に支援が必要な状況にあっても声を発することが困難な人々が少なからずいることを踏まえ、苦しい状況にあるこども・若者や子育て家庭を早期に把握し、地域全体で子育てが支えられるような体制の構築を目指すことが求められます。その中で、当事者たちの気持ちに寄り添いつつ、敬意と愛情を込めた「礼」を尽くすことが重要です。

全てのこども・若者の成長を地域全体で温かく、かつ積極的に見守っていく地域づくりを進め、彼らに世界へ羽ばたく「生きる力」が培われるような支援を推進します。



3 基本目標

基本目標 1 こどもを安心して生み育てることのできるまち	すべてのライフステージに渡る健やかな成育支援
-------------------------------------	------------------------

安心して妊娠・出産・子育てが迎えられるよう、妊娠期から産後、子育て期以降の生涯にわたる切れ目ない成育医療等の支援を強化・推進します。

基本目標 2 こども・子育てをみんなで応援するまち	乳幼児期～子育て期までの子育て家庭支援
----------------------------------	---------------------

地域住民や企業など地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進するとともに、子育て家庭に寄り添った相談支援やサービスの提供に取り組めます。

また、保護者がゆとりをもって子育てと向き合うために、子育てを学んだり、相談できる環境を整え、仕事と子育ての両立支援に取り組めます。

基本目標 3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち	乳幼児期
-------------------------------------	------

就学前は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、就学前教育においては乳幼児期の発達や学びの特性を捉えた質の高い教育・保育の提供を目指すとともに、それを支える人材の確保と質の向上に取り組めます。また、こどもの健やかな育ちと保護者支援を支えるための教育・保育環境の充実を図ります。

基本目標 4 自ら学び、考え、行動するこども・若者を育むまち	学童期～青年期
---------------------------------------	---------

学童期のこどもたちが自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるような学びの充実と環境づくりに取り組めます。また、放課後においても豊かな時間を安全・安心に過ごせるような居場所の充実に努めます。

青年期の若者たちにおいては、自らの意見を表明し主体的に社会参画が果たせるよう、その活躍を推進します。

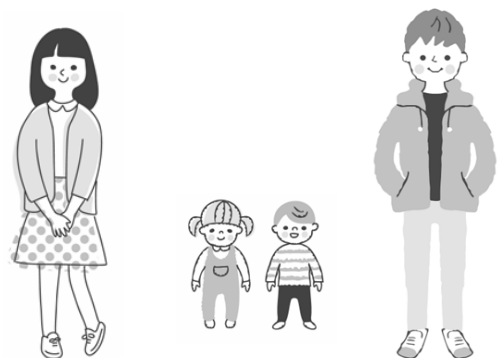
基本目標5 すべてのこども・若者の権利と 安全・安心を守るまち	すべてのこども・ 若者・子育て家庭
------------------------------------	----------------------

生まれ育った環境や障がいの有無によってこどもの将来が定められることのないよう、こどもの権利や幸せを第一に考えた支援体制の構築に取り組みます。

また、危険や犯罪からこども・若者を守り、安全・安心に過ごすことができる生活環境の充実を図り、住み良いまちづくりに努めます。

基本目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち	ひとり親家庭
-------------------------	--------

困難な状況にあるひとり親家庭のこどもと保護者が安定して自立した生活を送ることができるよう、就業支援や経済的支援に努めます。また、保護者の自立をより一層支援するため、保護者に寄り添ったきめ細かい相談支援体制や生活支援等の充実を図ります。



4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】

こども・若者が自分らしく尊重されるまち てだこ	目標1 こどもを安心して生み育てることのできるまち 【浦添市成育医療等基本方針を踏まえた計画】	(1)妊産婦・乳幼児期における保健施策 (2)学童期・思春期における保健施策や教育・普及啓発等 (3)生涯にわたる保健施策 (4)子育てやこどもを育てる家庭への支援
	目標2 こども・子育てをみんなで応援するまち	(1)地域とつながる子育て支援の充実 (2)子育て情報内容の充実と相談しやすい窓口の整備 (3)多様な保育ニーズに対応するサービスの確保 (4)仕事と子育ての両立を実現する環境づくりの促進 (5)親育ちへの学びの充実
	目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち 【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】	(1)身近な地域での教育・保育の提供 (2)乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実 (3)就学前教育・保育を支える人材の確保・育成 (4)地域との連携を生かした教育・保育施設づくりの推進
	目標4 自ら学び、考え、行動することも・若者を育むまち	(1)学校教育等の充実 (2)豊かな心を育む教育の充実 (3)地域とともにある学校づくりの推進 (4)放課後の居場所の充実 (5)若者の活躍推進
	目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち	(1)児童虐待防止対策の推進 (2)障がいのあるこども、気になるこどもと家庭等への支援充実 (3)経済的に困難さを抱える家庭への支援 (4)日本語支援等を必要とするこどもとその家庭への支援 (5)すべてのこども・若者の権利の保障 (6)こども・若者のための安全・安心のまちづくり
	目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち 【浦添市ひとり親家庭等自立促進計画】	(1)子育て・生活支援の充実 (2)就業支援の充実 (3)養育費確保支援 (4)経済的支援の推進

第4章 てだこ・こども若者計画の取り組み内容（施策の展開）

基本目標 1 こどもを安心して生み育てることのできるまち

【浦添市成育医療等基本方針を踏まえた計画】

本基本目標は、令和5年3月に国が定めた『成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針』（第2次成育医療等基本方針：令和5年度～令和10年度）を踏まえ、成育過程にある者等に対し、地域の実情に応じて切れ目なく成育医療等の提供を働きかける本市の「成育医療等基本方針に基づく計画」として位置づけます。

（1）妊産婦・乳幼児期における保健施策

【取り組みの方向性】

妊娠・出産・育児期の母子に対して切れ目なく必要な成育医療等の提供がなされるよう、各種相談指導の推進・充実、健康診断及び訪問や交流等による産後ケアの充実を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
① 妊娠届出・親子健康手帳交付時の保健師等による健康相談・保健指導の充実	・ 妊娠届出・親子健康手帳交付時には、妊婦のすこやかな妊娠と出産を支援するため、保健師等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する相談対応や保健指導、母子保健サービス等の情報提供を行います。また、親子健康手帳に含まれる健康記録簿や子育て支援情報などの各種機能を、市民が積極的に活用できるよう周知・説明します。 ・ 妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群、歯周病の病態について説明し、妊婦自身が体重・食事の健康管理が出来るよう、管理栄養士と連携して指導します。 ・ アンケートや面談によって把握したハイリスク妊婦（妊娠糖尿病、妊娠高血圧症候群、若年者、精神疾患既往歴あり、双子等支援を要する妊婦）には、関係機関の情報を提供するとともに、地区保健師等との連携を図りながら、必要な支援を進めます。 ・ 妊婦自身が喫煙者・禁煙中もしくはパートナーが喫煙者・禁煙中の場合には赤ちゃんに与える影響などを説明し、禁煙・禁煙継続できるよう支援します。 ・ 低出生体重児の予防として、妊婦等の禁煙指導の充実とともに、痩せ妊婦への栄養管理・指導の強化を進めます。	こども家庭課

基本目標１ こどもを安心して生み育てることのできるまち

施策・事業名	取り組み内容	主管課
②妊婦一般健康診査の推進	・妊婦健康診査(14 回分の公費負担)の受診票について、使用方法及び対象項目などを説明し、適切な時期に健診を受診するよう勧奨します。 ・早期に初回の妊婦健康診査が受診できるよう、妊娠 11 週までには親子健康手帳・妊婦健康診査受診票を受け取るよう周知します。 ・妊婦健康診査の結果、支援が必要な妊婦へ保健指導を行います。 ・県外・離島等の医療機関とも連携し、里帰り先でも妊婦健康診査を受診するよう勧奨します。	こども家庭課
③産後ケアの充実	・全ての母親が産後も健康で安心して子育て等に取り組むことができるよう、ケアを必要とする女子及びその乳児に対して、訪問型・通所型・短期入所型を自由に組み合わせ、心身のケアや育児のサポート等を行います。 ・産婦健診の助成を進めるとともに、産後うつ予防のための訪問相談等、支援の充実を図ります。	こども家庭課
④マタニティスクールの充実	・低出生体重児や小児・成人肥満の減少、産後うつ予防等につながるよう、栄養士や助産師、心理士等による講話を実施し、妊婦の健康を自己管理できるよう指導します。 ・妊婦同士の交流する場、また妊娠中の不安や疑問などを解消出来る場として活用し、安心して充実したマタニティライフを送れるよう支援します。 ・パートナーの妊婦体験や赤ちゃん人形抱っこ体験を行い、父性が育まれるよう支援します。 ・多くの妊婦が本事業に参加できるよう開催日等を工夫するとともに、開催回数の増加等を検討します。また、親子健康手帳交付時における個別案内や広報等での周知を図ります。	こども家庭課
⑤新生児訪問事業の充実	・新生児、乳児及び産婦家庭を訪問することにより、成長・発達、栄養摂取状況、生活環境など育児を行う上で必要な事柄について観察し、異常の早期発見・疾病予防に努め、育児が順調に行えるよう支援します。 ・母子保健事業や母子保健サービスの情報提供を行います。 ・訪問活動がスムーズに行えるよう、医療機関等との連携を充実するとともに、市広報やホームページ等を通じて事業の周知を図ります。 ・里帰り先市区町村による新生児訪問を受けることができるよう、県外・離島等の市区町村と連携を図るとともに、情報交換を行います。	こども家庭課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑥乳児一般健康診査の推進・充実	・乳児期における保護者の子育て不安、疑問等が解決できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談業務を通して支援を行います。 ・乳児が健全に発育・発達できるよう、必要に応じて生活習慣・栄養面等に関する保健指導・栄養指導を行います。 ・乳児期における疾病の早期発見・早期治療を行えるように、医師の診察により要精密検査と判断された乳児の保護者には医療機関を受診することの重要性や初回の検査料が公費負担となることなどを十分に説明し、早期受診を促します。 ・支援を必要とする乳児及びその保護者に対して、地区保健師等が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や母子保健推進員等による未受診者訪問による受診勧奨を行います。 ・保育所等へ働きかけ、健診の普及・啓発を図ります。 ・乳児の健全な発育・発達を保護者に十分説明できるよう、保健師等の専門職に対する研修会、学習会等を通して、質の向上を図ります。	こども家庭課
⑦１歳６か月児・３歳児健康診査の推進・充実	・幼児期における保護者の子育て不安、疑問等が解決できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談業務を通して支援を行います。 ・幼児が健全に発育・発達できるよう、必要に応じて生活習慣・栄養面等に関する保健指導・栄養指導を行います。 ・幼児期における疾病の早期発見・早期治療を行えるように、医師の診察により要精密検査と判断された幼児の保護者には医療機関を受診することの重要性や初回の検査料が公費負担となることなどを十分に説明し、早期受診を促します。 ・発達面において支援を必要とする幼児及びその保護者に対して、健診受診時に心理士による発達相談を実施します。また、必要に応じて心理士による継続支援を行います。 ・支援を必要とする幼児及びその保護者に対して、地区保健師等が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や母子保健推進員等による未受診者訪問による受診勧奨を行います。 ・保育所等へ働きかけ、健診の普及・啓発を図ります。 ・幼児の健全な発育・発達を保護者に十分説明できるよう、保健師等の専門職に対する研修会、学習会等を通して、質の向上を図ります。	こども家庭課

基本目標1 こどもを安心して生み育てることのできるまち

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑧乳幼児歯科保健の推進・充実	・1歳6か月児・3歳児健康診査において歯科医師による診察を行います。そして、むし歯のある幼児の保護者には早期受診を促します。 ・1歳6か月児・3歳児健康診査において歯科衛生士による仕上げ歯磨き指導・フッ素塗布を行い、幼児のむし歯予防を図ります。 ・乳児健診後期(月齢9～10 か月)に歯科指導をすることで、歯の生え始め、離乳食開始時期から口腔ケアの必要性について、保護者の意識啓発に努めます。 ・2歳児歯科健診事業を推進し、3歳児のむし歯有病率の低下に努めます。 ・食事のリズム、おやつの与え方等必要に応じ、むし歯予防の観点から食生活について栄養指導を行います。 ・かかりつけ歯科医を持つことを推奨します。	こども家庭課
⑨妊婦歯科保健の推進・充実	・早産のリスクでもある妊婦の歯周病を予防するため、妊娠期からの口腔ケアの必要性について意識啓発を図ります。 ・妊婦の歯周病予防等口腔ケアの充実を図るために、妊婦歯科健康診査の助成を進めるとともに、親子健康手帳交付時等に歯科健診受診を勧奨します。 ・かかりつけ歯科医を持つことを推奨します。	こども家庭課
⑩ベビースクール(離乳食講座)等での食育の推進・充実	・保護者が食に興味を持ち、乳幼児の健康管理に取り組めるよう、離乳食についての講話や離乳食づくりの指導・支援を行います。 ・育児中の食に関する不安や疑問等を解消できるように支援するとともに、保護者同士の交流の場としての活用を推進します。 ・多くの市民が事業に参加できるよう、本事業の周知案内を図ります。	こども家庭課
⑪乳幼児定期予防接種の推進	・予防接種の効果と副反応を十分に周知し、予防接種を勧奨します。 ・かかりつけ医のもと、多くの乳幼児が予防接種を受けられるよう関係機関との連携を図ります。	健康づくり課
⑫未熟児養育医療費給付の充実・未熟児教室等の推進	・養育を必要とする乳児に対し、指定養育医療機関においてその養育に必要な医療の給付を行います。 ・未熟児を持つ保護者同士の交流の場として、未熟児教室(赤ちゃん教室)を開催し、育児不安の軽減を図るとともに、親子の愛着形成や児の発達を促す関わりを支援します。 ・地区保健師等による継続的な支援を実施し、育児不安等の軽減を図ります。	こども家庭課

(2) 学童期・思春期における保健施策や教育・普及啓発等**【取り組みの方向性】**

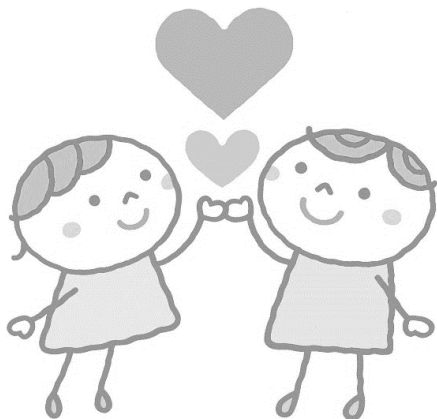
学童期・思春期のこどもたちが、自らの心身や生涯の健康づくりへの関心を深め、具体的な行動や生活習慣の形成に結び付けられるよう、学校教育における正しい知識の普及や意識の啓発を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①生涯の健康の基礎を培う健康教育の推進	- 健康・食育うらそえ21に基づき、小中学校及びその他関係機関と連携しつつ、食生活、運動、休養、こころ、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 - 肥満・痩身傾向にあるこども（小学生）やむし歯のある児童生徒の割合の減少を目指し、小学校の養護教諭及びその他関係機関との連携により、データ等による実態把握、適正体重に向けた健康管理指導を行います。	学校教育課 健康づくり課
②こどもの心の問題に対する対策 【新規】	児童生徒の心の問題に適切に対応するため、教育相談員による随時対応に加え、必要に応じて県のスクールカウンセラー等とも連携し、必要な保護や支援を受けられる環境整備に取り組みます。	こども青少年課
③学校教育での思春期教育等の推進	- 児童生徒又は保護者等に対し、保健や家庭科のほかに、関連教科や特別活動（学級活動）と結びつけ、その学校及び生徒の実態に応じた性教育・思春期教育を実施します。 - 市内中学校へ助産師を派遣し、予期しない妊娠や性感染症、HIV/AIDSの予防策として、個人の自己決定権、男女の平等を尊重した思春期教育を行い、こどもたちの「よりよい性＝よりよい生」に向けた育成を図ります。 - デートDV予防プログラム講座での人権教育など、学校教育活動を通して、男女それぞれが人権を尊重し、相手を思いやる心を育みます。	学校教育課 こども家庭課 市民協働・男女共同参画課
④学校給食を通した食育の推進【新規】	望ましい食習慣の形成や食文化への理解を促進するため、給食時間の巡回指導や食育授業等を実施し、地場産物を活用した学校給食の提供を行います。	浦添市立学校給食調理場
⑤児童生徒等の乳幼児ふれあい体験の推進	学校教育において、次世代の親となる児童生徒が、こどもを生み育てることの意義や生命・家庭の大切さを学ぶことができるよう、家庭科や総合的な学習の時間での学習を推進します。職場体験の一環で幼稚園やこども園、保育所でのふれあい体験を促進します。	学校教育課

基本目標1 こどもを安心して生み育てることのできるまち

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑥学校教育等での喫煙、飲酒等防止教育の推進	・体育科や総合的な学習の時間などあらゆる学校教育活動を活用し、喫煙や飲酒、薬物乱用の害についての正しい知識や、たばこやお酒等を勧められた時の対処方法などが学べるよう、非行防止教育を推進します。 ・養護教諭、関係機関と連携し、外部講師を招いての授業や講話を行います。	学校教育課
⑦地域での喫煙、飲酒等の防止に関する啓発	・児童生徒に喫煙、飲酒等をさせない地域づくりに向け、青少年巡回指導員による市内巡回や学校・関係機関等による毎月の夜間街頭指導を行い、非行の未然防止・早期発見に取り組みます。また、学校行事や掲示板などを活用し、保護者や地域住民への意識啓発を行います。 ・長期休業前に小中学校を通じ、保護者に喫煙、飲酒等の防止への協力依頼を進めるとともに、学校・地域住民等との連携による夜間巡回等での喫煙等防止活動に取り組みます。	学校教育課 こども青少年課
⑧事故防止の啓発	・親子健康手帳交付時や乳幼児健診等において、こどもに多い事故内容と事故防止に関する情報を発信し、家庭での意識の向上を図ります。	こども家庭課



(3) 生涯にわたる保健施策

【取り組みの方向性】

思春期や青年期を経て、全てのライフステージで適切な取り組みが求められる保健施策や支援体制の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①切れ目のない若者への健康づくりの推進	・若い女性のやせが低出生体重児や骨密度低下の要因になることや、若いころから適正体重の維持が大切であることを高校や専門学校での出前講座を通して健康教育・周知を行います。 ・高校卒業後も健診を受け、健康管理ができるよう、国保被保険者では19歳以上を健診の対象とし、検査結果に応じて受診勧奨や生活習慣見直しの支援を行います。 ・20歳以上から子宮頸がん検診の対象となるため、若年層から健康管理に取り組めるよう、がん検診を推進します。 ・継続的な口腔ケアのため、20歳から70歳まで五歳刻みで対象となる歯周病検診の受診勧奨を行います。	健康づくり課
②医療的ケアが必要な児童の支援に向けた検討	・医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議を進めるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの活用促進を図ります。	障がい福祉課
③浦添市こども家庭センターによる支援の充実 【新規】	・全ての妊産婦や子育て世帯、こどもが安心した生活を継続できるよう、「浦添市こども家庭センター」における妊娠期から子育て期までの一体的な支援の充実に図ります。	こども家庭課



(4) 子育てやこどもを育てる家庭への支援

【取り組みの方向性】

子育て期における保護者等の孤立を防ぎ、全ての妊婦や子育て世帯が安心して子育てに取り組めるよう、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、育む体制の強化と支援の充実に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①妊産婦・親子と地域の資源をつなぐ支援	・親子健康手帳の交付時にマタニティマークの啓発と利用促進を図ります。 ・こども家庭センター、子育て支援センター、児童センター、ファミリー・サポート・センター事業などの地域の子育て資源の情報提供を通して利用を促進するとともに、市内外の相談機関の紹介を行い、必要に応じて連携します。 ・地域の子育てに関する様々な悩みや不安を、行政につなぐパイプ役として母子保健推進員の活動の充実に努めるとともに、スキルアップ支援とその育成を図ります。	こども家庭課
②保護者同士の自助及び共助の支援の推進	・マタニティスクールやベビースクール、未熟児教室において、保護者同士の交流を行い、仲間づくりを推進します。 ・多胎ピアサポート事業において、双子や三つ子などの多胎児を妊娠中あるいは育児中の妊産婦及びその家族の方へ保護者交流の場を設けるとともに、多胎育児経験者による相談支援を行います。 ・育児サークル等自助グループの情報提供や紹介を行います。	こども家庭課
③新生児訪問事業の推進	・新生児、乳児及び産婦家庭を訪問することにより、成長・発達、栄養摂取状況、生活環境など育児を行う上で必要な事柄について観察し、異常の早期発見・疾病予防に努め育児が順調に行えるように支援します。 ・産婦自らが求めて相談できるような関係づくりに努め、孤立化を防いでいきます。 ・産後うつや育児不安が強い母親に対し、訪問相談等、支援を進めるとともに、関係機関と連携し早期の対応を図ります。	こども家庭課
④乳児家庭全戸訪問事業(はぐはぐていっ子訪問事業)の推進	・育児不安が高くなる生後4か月未満の乳児を持つ子育て家庭に対して、家庭訪問を実施し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。 ・産後うつや育児不安が強い母親に対し、訪問相談等の支援を進め乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、関係機関と連携し早期の対応を図ります。 ・研修会等により母子保健推進員等の訪問員における質の向上を図ります。	こども家庭課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑤マタニティスクール等への参加促進 【一部再掲】	・両親が協力して出産・育児に臨めるよう、マタニティスクール等への参加を促進するとともに、妊娠期の家事への関わりや育児の準備など、父性を育む場としての内容の工夫に努めます。また、両親が参加しやすい日曜日開催を継続していきます。	こども家庭課
⑥浦添市要保護児童対策地域協議会の充実	・関係機関の連携協力のもと、県などの専門機関からアドバイスを受けながら、要保護児童対策地域協議会に設置している各会議（代表者・実務者・ケース進行管理・個別支援会議）の充実を図り、相談・支援の取りやすい協議会の運営・機能充実に努めます。	こども家庭課
⑦妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	・親子健康手帳交付時のアンケートの結果及び面談により、保健師、助産師等が身体的、精神的、社会的状況について把握します。 ・支援を必要とする妊婦に対して、地区保健師等が訪問相談、電話相談、来所相談等により継続支援を行います。 ・こども家庭センターにおいて、医療機関や関係機関等と情報共有し、連携を図ります。	こども家庭課
⑧保健師等による相談・支援の充実	・保健師、助産師等が親子健康手帳交付時の相談や、マタニティスクール等を通して、支援が必要な妊婦とその家族の早期発見に努めるとともに、必要な支援を行います。 ・保健師、助産師、心理士等が、来所、電話、乳幼児健康診査や新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）において、こどもの発育・発達・疾病、その他子育てに関することについて相談・支援します。 ・必要に応じて、医療機関、障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所等に関する情報提供を行うとともに、これらの施設との連携を図ります。 ・障害児通所支援事業所とその支援員の質の向上及び相談支援体制の充実を図るため、事業所同士の情報共有や研修会の実施を支援します。	こども家庭課 障がい福祉課
⑨養育支援訪問事業の推進	・養育が困難な家庭に対して保健師等の専門的な支援員を派遣し、養育に関する相談支援を行います。関係機関等との連携のもと、養育が困難な家庭の早期発見、本事業の利用を促進します。	こども家庭課
⑩子育て世帯訪問支援事業の推進 【新規】	・家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、支援を必要とする児童（ヤングケアラー等）がいる家庭に対し、訪問支援員が相談・助言を行うとともに、家事・育児等を支援し、適切な養育環境の維持に努めます。	こども家庭課

基本目標１ こどもを安心して生み育てることのできるまち

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑪妊婦等包括相談支援事業の推進【新規】	・妊娠届出時や訪問等の際に妊婦やその配偶者等に対して面談を実施し、子育てに必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	こども家庭課
⑫妊婦のための支援給付の推進【新規】	・妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施し、妊婦の身体的・精神的ケア及び経済的支援を行います。	こども家庭課
⑬児童虐待防止に向けた啓発活動の推進	・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせたオレンジリボン等の配布や、児童虐待防止に関する講演会や学習会を行うなど、児童虐待防止に向けた啓発活動を推進します。 ・地域全体で子育てを支え合うという意識の浸透を図ることができるよう、ホームページや広報うらそえなどを活用し「てだこキッズファースト宣言」の周知を図るとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知度向上に資する取り組みを推進します。	こども家庭課



基本目標2 こども・子育てをみんなで応援するまち

(1) 地域とつながる子育て支援の充実

【取り組みの方向性】

地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進するため、子育て支援センターや児童センターなどの子育てに関わる拠点・施設の機能強化や充実を図ります。また、地域の支援員や協力団体などと連携し、地域から子育て家庭を見守る体制の強化に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①てだこキッズファースト宣言の周知	・地域全体で子育てを支え合うという意識の浸透を図ることができるよう、ホームページや広報うらそえなどを活用し、「てだこキッズファースト宣言」の周知を図ります。	こども家庭課
②地域子育て支援拠点の機能充実	・いつでも気軽に集うことのできる親子の居場所として、「子育て支援センターていんさぐ」の機能充実を図ります。 ・安心して子育てを行うため、地域の児童センターや利用者支援事業との連携強化、認定こども園子育て支援担当者会議等と連携を図るなど、子育て家庭と地域がつながる拠点として、機能の充実を図ります。	こども未来課
③浦添市立児童センターの機能充実と利用促進・環境整備	・児童センターは、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する施設です。遊びや人との出会い等を通してこどもが権利の主体であることを実感し、自主性や社会性、創造性等を育めるよう、創意工夫を凝らした運営に取り組みます。 ・児童センターの情報を広く発信し、利用促進に努めます。 ・児童センターの環境改善を図るためトイレの洋式化や防犯対策設備の設置等に努めます。	こども政策課
④ 保 育 所（園）・認定こども園等の就学前施設における地域に開かれた子育て支援の推進	・地域に開かれた子育ての拠点として、認定こども園等において親子ひろばや園庭開放、未就園児・保護者同士の交流活動を促進する「子育て支援事業」、育児講座などを実施します。家庭保育の保護者などへ利用を呼びかけるとともに、保護者のニーズに応じた子育て支援となるよう支援内容の充実や周知を図ります。 ・市内の認定こども園での子育て中の親子の交流・育児相談等を行います（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）。	こども未来課 こども政策課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑤地域における各相談員の確保	・地域で活動している子育てやこどもの成長に関連する地域の相談員等（民生委員・児童委員、母子保健推進員）について、身近な相談相手として活動内容を周知し、相談員の確保に向けた取り組みを行います。また、多岐にわたる子育てに関する問題に対応できるよう、より一層のスキルアップを目指すため、研修会等への参加を促進します。	福祉総務課 こども家庭課
⑥ 児 童 セ ン ターにおける子育て支援のネットワークづくり	・子育て家庭に対する相談・援助、乳幼児親子の交流を促進し、地域における子育て家庭の支援に取り組みます。 ・地域のこどもの育ちに関する組織や人とのネットワークづくりを構築し、地域で子育てを支え合う環境づくりに取り組みます。	こども政策課
⑦地域見守りネットワーク事業の拡充	・地域の見守りの協力団体として各団体や企業等と協定を結び、日常業務の中で地域住民のちょっとした異変に気付いた際には浦添市社会福祉協議会や警察署、消防署等への連絡・通報を行うことで早期対応につなげられるよう、事業の周知に努めます。 ・浦添市社会福祉協議会と連携を図りながら事業の周知と見守り協力団体・事業者の拡充支援を行います。	福祉総務課



(2) 子育て情報内容の充実と相談しやすい窓口の整備

【取り組みの方向性】

子育てに関する情報を広く伝えるため、ホームページや広報誌、SNSなどの媒体や相談窓口などを活用して情報を発信し、必要な情報が子育て家庭へ確実に伝わるよう努めます。

昨今是一个のケースの中に複数の異なる属性による課題を抱えた相談対応も望まれることから、誰もが相談しやすい窓口の体制を図り、関係課・機関とも相互に連携しながら、子育て世帯へ切れ目のない一体的な支援体制を構築します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①子育て支援情報の提供の充実	・子育て支援情報については、ホームページや広報誌（各種の紙媒体）、SNSなど市民が利用しやすい媒体で周知するとともに、親子が集う身近な場所での発信、子育て家庭を訪問する事業など、様々な方法を活用して子育てに関する情報を提供します。 ・提供する情報の充実を図るとともに、定期的な更新に努めます。	こども家庭課
②浦添市こども家庭センターによる支援の充実 【新規】	・全ての妊産婦や子育て世帯、こどもが安心した生活を継続できるよう、「浦添市こども家庭センター」における妊娠期から子育て期までの一体的な支援の充実を図ります。	こども家庭課
③相談窓口の充実	・市民からの相談に適切に対応できるよう、「浦添市こども家庭センター」をはじめとした子育て支援の各種相談窓口の充実を図るとともに、子育て支援以外も複合した複雑な課題のケース（家族の介護・障害・困窮等）に対しては包括支援体制における各課との連携により、個人情報に配慮しながら相談ネットワークを強化していきます。 ・各種相談窓口の周知や利用しやすい窓口の整備を進めます。	こども家庭課 包括支援体制 準備室
④子育て支援を包含した重層的支援体制整備事業の実施検討	・対象者の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、こども・若者も含めた地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対し包括的に対応する支援体制の構築を図る「重層的支援体制整備事業」の実施について検討を進めます。	包括支援体制 準備室

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑤利用者支援事業の推進 【一部再掲】	・ 保育コンシェルジュをこども未来課内に配置し、子育て中の親子などが教育・保育施設等や一時預かり、放課後児童(学童)クラブ等の各種事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、身近な場所で相談に応じるなどの支援を行います。(特定型) ・ こども家庭センターにおいて全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ切れ目のない一体的な相談支援を行います。(こども家庭センター型) ・ 妊娠届出時や家庭訪問等の際に妊婦やその配偶者等に対して面談を実施し、子育てに必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。(妊婦等包括相談支援事業型) ・ 市内児童センターにおいて、親子が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、子育てに関する悩み事について専門支援員が保護者一人ひとりの目線に立って寄り添う相談支援を実施します。また、地域の関係機関とも連携し、子育て中の親子と高齢者の世代間交流を図るなど、地域の子育て支援ネットワークの構築を支援します。(基本型)	こども未来課 こども家庭課 こども政策課
⑥相談を受ける支援員等の研修の充実	・ 深刻で複雑に絡み合った問題に対応するために、相談を受ける支援員や職員などの専門性の向上を高める研修への参加を促進します。	こども家庭課



(3) 多様な保育ニーズに対応するサービスの確保

【取り組みの方向性】

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、保育・子育て支援サービスに対しても多様な在り方が求められています。支援を求める子育て家庭に適切にサービスが働きかけられるよう、受け皿の確保に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①休日保育の実施検討	・子育て家庭のニーズに応じて、休日保育の実施を検討していくこととします。	こども未来課
②延長保育事業（時間外保育事業）の充実	・保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。 ・保護者の多様な就労形態・勤務時間に対応できるよう、市内全ての認可保育所（園）、認定こども園、特定地域型保育施設において延長保育を実施しています。引き続き、延長保育ニーズに対応していくとともに、今後新設される施設の開所に併せて、延長保育の実施を働きかけます。	こども未来課
③一時預かり事業の実施促進	<幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした預かり> ・幼稚園及び認定こども園における在園児を対象として、通常の教育時間終了後に預かり保育を実施していきます。 <上記幼稚園等以外での預かり（保育所等での一時預かり）> ・保護者の就労、疾病、育児疲れによる負担軽減等のため、家庭での保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所（園）、その他の場所において一時的に預かります。また、ファミリー・サポート・センターによる児童預かりの援助利用も促進します。	こども未来課
④こども誰でも通園制度の実施促進【新規】	・保育施設等に入所していない満3歳未満の乳幼児に対して、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者との面談を通じて心身の健康や育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言などのサポートを行うため、月に一定時間の通園給付制度を実施します。	こども未来課 こども政策課
⑤病児保育事業の推進	・保育所（園）へ通所中の児童等が、病期中若しくは病気回復期にあり、自宅での養育を余儀なくされる期間、病院等に付設された専用スペース等において一時預かる事業です。 ・市内施設や市外広域と連携した事業実施を推進するとともに、ニーズに対して更なる提供体制の強化に努めます。	こども未来課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑥ 子育て短期支援事業の実施	・ 疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要になった場合、または緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、母子生活支援施設において、養育・保護を行う事業です。 ・ 保護者のレスパイト・ケアや児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童及び保護者への支援を通して、その家庭の福祉の向上を図り、必要に応じて関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。	こども家庭課
⑦ファミリー・サポート・センター事業の充実と利用促進	・ こどもの保育や送迎などの子育てを援助してほしい人（おねがい会員）と子育てを援助したい人（まかせて会員）が会員になって行う、地域の相互援助活動です。 ・ 保護者の就労の有無に関わらず、サポートを必要とする方へ事業の周知を行います。また、多様なニーズに対応できるよう、まかせて会員の増員やアドバイザーの人材確保、専門性の向上及び保障等の充実に努め、より柔軟なサービス提供を行います。	こども未来課

（４）仕事と子育ての両立を実現する環境づくりの促進

【取り組みの方向性】

市民・地域・事業者に対し、仕事と子育ての調和を実現する働き方や意義について周知・啓発を図ります。男女限らず保護者が家事・育児の責任を担い、ともに協力しあえるような環境づくりを促進します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及と環境づくりの推進	・ ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しなどを推進するため、関係機関と連携し、事業者や市民、地域などへ普及活動を行います。男女共同参画に関する講座やパネル展、市ホームページを通して、男女共同参画の意識啓発、ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しに関わる情報を発信していきます。 ・ 加えて、子育てサポート企業（くるみん認定企業）や沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業の認証促進、イクボス宣言の普及啓発などを市内事業所に向けて発信し、子育てしながら安心して働くことのできる環境づくりを推進します。 ・ 仕事と育児等の両立が図られるよう、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児休業に関する法律等の広報や情報提供を行い、法律や制度の一層の定着を促進します。	市民協働・男女共同参画課 産業振興課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
② 男性の家事・育児等参加促進・啓発	・家事や育児は、男女が協働して責任を担うべきであることを周知するとともに、男性の家事・育児等への積極的な参加を促進します。 ・男性の意識啓発を目的とした講座や事業を展開していきます。男性の講座への参加を促進するため、休日開催や家族で参加できるような企画、男性の興味を引くような企画等を検討するとともに、講座以外の啓発方法についても検討を行います。	市民協働・男女共同参画課
③ マタニティスクール等への参加促進【一部再掲】	・両親が協力して出産・育児に臨めるよう、マタニティスクール等への参加を促進するとともに、妊娠期の家事への関わりや育児の準備など、父性を育む場としての内容の工夫に努めます。また、両親が参加しやすい日曜日開催を継続していきます。	こども家庭課

（５）親育ちへの学びの充実

【取り組みの方向性】

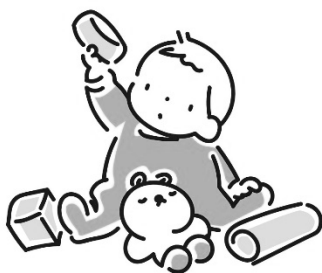
核家族の増加や地域のつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化などに伴い、保護者が地域で子育ての方法を学ぶ機会が減少し、家庭での育児力・教育力の低下が懸念されています。こどもの健やかな育ちを社会全体で支えていくために、地域における家庭教育の支援を通して、保護者が「親」として成長できる学習機会の充実に努めます。

また、将来「親」となるこどもたちが、生命や家庭の大切さにふれ、乳幼児の健やかな成長に心を動かす契機となるよう、学びの機会を確保します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
① 子育てに関する講座やふれあい出前講座の利用促進	・保護者の家庭での育児力・教育力の向上を図るため、こども施策に取り組む市内関係課主催の各種子育て支援講座の充実を図ります。 ・市民等の要請を受け、市職員が講師として出向き市政やまちづくり、子育て支援に関わる内容等について、わかりやすく説明（講座等）を行う「まちづくりふれあい出前講座」の充実を図ります。 ・気軽に利用してもらうよう、出前講座のチラシの配布先を拡大するなど、市民への周知、広報活動の拡充を行い、利用を促します。	こども施策関係各課 市民協働・男女共同参画課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
②中央公民館講座の充実と利用促進	・家庭や地域の教育力の向上を目指すため、複雑化する地域課題や生活課題、多様な学習ニーズを捉え、子育て支援につながる講座の充実に努めます。 ・家庭教育等に関する学習会を企画・実施するグループ（団体）に対して講師謝礼金を助成する「自主企画まなび助成制度」について、市ホームページやSNSによる広報を強化し、活用の促進を図ります。	社会教育推進課（公民館係）
③児童生徒等の乳幼児ふれあい体験の推進【再掲】	・学校教育において、次世代の親となる児童生徒が、こどもを生み育てることの意義や生命・家庭の大切さを学ぶことができるよう、家庭科や総合的な学習の時間での学習を推進します。職場体験の一環で幼稚園やこども園、保育所でのふれあい体験を促進します。	学校教育課
④保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の普及	・保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育保育要領、幼稚園教育要領は、保育所（園）や認定こども園などの施設において、一定の教育・保育の質を保ち、向上を図るために重要な指針となっています。 ・保育所保育指針等には、こどもたちの健やかな育ちのための共通の目標や身に付けたい大切な事柄が位置づけられていることから、引き続き周知を図ります。また、多様な方法での研修会の開催や施設長向けの研修会を開催することで、保育所保育指針等の普及率の更なる向上を図ります。	こども未来課



基本目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち

【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】

(1) 身近な地域での教育・保育の提供

【取り組みの方向性】

市内のいずれの地域においても質の高い教育・保育の提供がなされるよう、各施設の利用状況の把握に努めるとともに、保護者への情報共有や施設の運営支援等に取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①教育・保育施設等の児童の受け入れの充実	・乳幼児期の発達等の特性及び地域の教育・保育ニーズの実態を踏まえ、こどもの健やかな成長や豊かな体験を支援するため、地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。 ・通常保育事業については、保育ニーズに対応するため、利用意向を的確に把握しながら、①保育士等の人材の確保策、②定員数の調整・見直しにより、児童の受け入れの確保を図ります。	こども政策課 こども未来課
②認定こども園における教育・保育の提供及び子育て支援の推進	・認定こども園において、就学前児童へ質の高い教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て支援の場として地域の実情等を踏まえた多様な教育・保育ニーズに対応することで、こども一人ひとりの発達を支援します。 ・保護者の就労状況に関わらず、全てのこどもの発達を支えられるよう、認可保育園等の意向に応じて「認定こども園」への移行に対応します。	こども政策課
③特定地域型保育事業の充実	・待機児童の多い0歳から2歳の児童を対象とした特定地域型保育事業を実施します。現在、本市では少人数（定員6人～19人）で保育を行う小規模保育事業と、企業などが主に従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもを含めて保育を提供する事業所内保育事業を行っており、引き続きこれらの事業を推進します。 ・特定地域型保育事業所と連携して、施設運営や職員の処遇改善を支援するとともに、保育の質の向上に資するよう研修会や定期的な監査を実施します。 ・卒園した後の3歳児の受け入れ施設や連携施設の安定確保に向けた支援を進めます。	こども未来課 こども政策課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
④認可外保育施設への支援の充実	・保護者が認可外保育施設を円滑に利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。 ・専門家による巡回相談を行うとともに、保育従事者の研修会の実施、保育所・幼稚園・小学校等との連携に努め、保育の質の向上を図ります。 ・従来の給食材料費や入所児童の内科健診等の補助事業に加え、給食提供業務委託や賃料補助、障がい児保育に係る保育費助成を実施し、認可外保育施設の運営を支援します。また、指導監督基準を満たしていない施設が保育無償化の対象外となることから、県と連携して各施設の基準達成を支援します。 ・認可外保育施設を利用する低所得者を対象に給食費を減免するほか、市独自の取り組みとして、多子世帯を対象に保育料の負担軽減事業を実施します。	こども未来課
⑤保育所(園)や認定こども園等における設備や教材等の整備と安全・安心な環境づくりの推進	・児童の安全確保に向けた計画や緊急時の対応マニュアルなどの更新を行い、安全管理について保育士等職員への周知徹底を図ります。また、園の避難体制について、平時から保護者と情報共有を図ります。 ・地域との連携のもと、避難訓練や事前教育を実施し、児童たちが災害時などに安全に気を付けて行動できるよう意識づくりに努めます。 ・施設や設備については、定期的な点検を行い、安全・安心な環境づくりに取り組みます。また、環境改善を図るため空調、園庭、フェンス等の改修や給水・消防設備等の取替を実施します。	こども未来課 こども政策課



(2) 乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実

【取り組みの方向性】

こどもの健やかな成長を支える教育・保育施設等において、こども一人ひとりの特性に応じた適切な教育・保育の働きかけがなされるよう、指導の充実や研修会を通じた保育者の質の向上を図ります。

また、就学前から就学期にかけて切れ目のない教育・保育を推進できるよう、各教育・保育施設と小学校との連携強化を進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①遊びや体験を通した総合的な指導の充実 (3歳以上児)	- 発達に必要な経験が得られるよう、遊びや体験等を通した総合的な指導の充実を図ります。 - 総合的な指導の充実に向け、園内研修の充実とそれに基づく指導計画の作成を進めるとともに、その内容を保育者全体での共有化を図ります。	こども未来課
(3歳未満児)	こどもの生命の保持及び情緒の安定を図る「養護」と、発達の個人差を考慮しながらより豊かに活動が展開される「教育」とが一体となって心身の発達の基盤が形成されることから、一人ひとりの特性に配慮した個別指導計画を作成し、発達の援助を行います。	
②基本的な生活習慣の形成と食育の推進	- 家庭との連携のもと、乳幼児期にふさわしい規則正しい生活リズム「早寝、早起き等」の定着と、自分の体を大切にし、身の回りのことが自分でできるなどの生活に必要な習慣や態度が身に付くよう取り組みを進めます。 - 生涯にわたり健康を維持増進し、社会活動への積極的な参加や豊かな生活を営むために、乳幼児期から自らの体を動かす意欲を育む機会をつくります。 - 健康な心と体を育てるためには、食育を通した望ましい食生活の形成が大切であることを踏まえ、食材との触れあい（園内菜園等）をはじめとする食に関する様々な体験を通じて、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣が定着するよう食育計画を作成し、取り組みを進めます。 - 乳幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、給食を食に関する指導の「教材」として活用していきます。なお、給食での食物アレルギー等への対応が必要な乳幼児については、全職員を含めた関係者の共通理解のもと、医師の診断指示（生活管理指導表の提出）に基づき、保護者との十分な連携を図り、対応については、安全・安心の確保を優先して実施していきます。	こども未来課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
③発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育における3年保育の推進	・公立・公私連携型認定こども園において、引き続き3年保育を実施することで、こども同士や保育者等との関わりからの影響を大きく受ける時期であり、小学校入学への架け橋ともなる時期における、集団生活を通じた幼児の心身の発達を支援します。 ・社会性が芽生える3歳の時期に、保護者が集団生活をさせたいと考えた時の場として、保護者の就労に関わらない教育・保育の提供体制の確保に努めます。 ・入園時期や入園前の教育・保育環境がこども一人ひとり多様であることを踏まえ、切れ目なくこどもの発達を支えられるよう、園内外の研修等を通して、発達や学びの連続性を考慮した指導計画の作成を推進します。	こども未来課 こども政策課
④ 保 育 所（園）・認定こども園・小学校の連携教育の推進	ア）保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設等の連携 ・就学前教育・保育の在り方について、学びや情報共有等により保育者同士の連携及び質の向上を図るために、研修会の充実を図ります。 ・認可外保育施設も含め、保育所（園）、認定こども園等の児童同士の交流による新しい友だちとの出会いは、望ましい人間関係に広がっていくことから、年間指導計画に位置づけながら、保育所（園）、認定こども園の実情に応じて児童同士の交流活動を推進します。	こども未来課 こども政策課
	イ）小学校との連携 ・保育所（園）や認定こども園での育ち（学びの芽生え）が、小学校以降の生活や学習の基礎につながることから、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指すため、各園、各小学校の実態に応じた小学校区ごとの架け橋期カリキュラムを作成及び見直しを進めていきます。また、保こ小連絡協議会を互いの年間計画に位置づけ、架け橋期プログラムの取り組みを推進します。 ・保育者と小学校教諭が「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿」や「3つの資質・能力（①学びに向かう力、人間性、②知識及び技能、③思考力・判断力・表現力）」を互いに理解することによって、接続期のこども像が共有され、より円滑に接続できるよう取り組みます。 ・小学校では、入学してくるこどもたちの指導方法の工夫につなげるため、小学校区で実施している保こ小連絡協議会等を通じて情報交換等を行い、就学前教育・保育について理解をさらに深め、保こ小連携の充実に取り組みます。	こども未来課 こども政策課 学校教育課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
	ウ) 幼児教育アドバイザーの配置 ・ こども未来課に幼児教育アドバイザーを配置し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を推進するため、学校教育課と連携を図り、共通理解のもと、保こ小連携を進めます。 ・ 小学校区ごとの連絡協議会や保育参観、授業参観に参加し、必要に応じて助言等を行い、保こ小連携の充実に取り組みます。	こども未来課 こども政策課
⑤特別な支援を必要とする児童の受け入れの拡充	ア) 発達支援教育・保育内容の充実 ・ 巡回支援専門員や巡回支援相談員等と連携し、市内全ての保育所（園）、こども園等の児童の発達や教育・保育に関する相談等の支援体制の充実に努めます。 ・ 発達支援教育・保育に関わる教育相談や支援計画の作成、教材教具の選定へのアドバイス等を行います。 ・ 各研修会を通して障がいへの理解や具体的な支援、情報交換を行い、発達段階に応じた支援と合理的配慮に基づくインクルーシブ教育の視点で、保育所（園）、認定こども園等での発達支援教育・保育の在り方について理解を深めます。 ・ 各認可保育所（園）や認定こども園へ、特別支援教育コーディネーターの配置を推進します。	こども未来課 学校教育課
	イ) 保育所（園）、認定こども園等における発達支援教育・保育の支援体制の充実 ・ 全ての認可保育所（園）、認定こども園での発達支援保育を推進しており、それぞれの児童の特性や障がい等に対する理解を深め、個別の支援計画・指導計画のもと、きめ細かな支援を行えるよう保育人材の確保に努め、研修や園内支援体制等の充実に図ります。 ・ 認可外保育施設を含めた教育・保育施設等へ直接、巡回支援専門員が出向き、保護者や保育者を対象とした発達に関する相談や支援体制の構築に努めます。	
	ウ) 就学に伴う切れ目ない支援体制の充実 ・ 幼児教育保育施設から小学校へ「個別の教育保育支援計画」「個別の指導計画」を引継ぎ、切れ目のない支援体制の構築、安心して小学校生活へ移行できるように努め、集団参加や自立に向けた支援指導をしてまいります。	

(3) 就学前教育・保育を支える人材の確保・育成

【取り組みの方向性】

この間、待機児童の解消等に向け、教育・保育人材の確保に向けた取り組みを進めてきましたが、成り手不足は引き続き大きな課題となっています。現在の保育人材の定着や、今後人材となりうる若者たちへの働きかけを進めるとともに、人材の資質向上にも取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①教育・保育人材の資質及び専門性の向上と人材の確保	ア) 研修の充実と成果の発信 ・就学前の教育・保育の充実、教育・保育課題等への対応や改善には、保育者等の資質向上が大切であり、変化の大きい社会を生き抜くこどもたちを育てていく指導力や実践力等が求められていることから、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上を目指した実践など研修への参加を促進します。 ・これまで実施してきた研究や研修の成果を広く保育所(園)、認定こども園、小学校等で情報を共有し、幼児教育・保育の相互理解や教諭、保育士等の質の向上に取り組みます。	こども未来課
	イ) 経験年数や職務に応じた研修の実施 ・初任者研修、教職2年目研修、中堅教諭等資質向上研修会、園長等専門研修を活用し、保育者の資質及び専門性の向上に努めます。 ・教育・保育に携わる保育者のキャリアステージに見合った研修等を実施し資質の向上が図られるよう、「浦添市保育者育成指標」の活用促進を図ります。 ・園内外で実施しているキャリアアップ研修等を活用し、また乳児や特別な配慮を必要とする児童等の理解と専門性の向上に取り組みます。 ・定期的な保育カンファレンスを通して一人ひとりの発達に応じた援助や指導ができるよう、園内研修の充実と研修機会の確保に取り組みます。	
	ウ) 人材の確保 ・きめ細かな教育・保育への対応を行うため、保育士や保育教諭等の人材の確保に取り組みます。 ・市内の保育士が定着している園の事例や県等の保育士関連アンケート結果等を参考に、各園と個別調整を行い、職場環境の改善等、就業継続に向けた方策を検討します。 ・合同就職説明会等での市内各園の魅力発信に努めるとともに、潜在保育士の就労支援等、保育士有資格者への多様なアプローチを行い、人材の確保に取り組みます。	こども未来課 こども政策課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
	・養成校をはじめ、中学校・高等学校等へ働きかけ、保育所（園）等で働く魅力を伝え、保育士や保育教諭等を目指す人材育成を図ります。	

（４）地域との連携を生かした教育・保育施設づくりの推進

【取り組みの方向性】

教育・保育施設が地域の子育て拠点としてこどもたちの健やかな育ちと保護者支援の機能を果たせるよう、各施設の取り組み状況等の発信に努めるとともに、地域資源（人材・行事等）とタイアップした活動を推進します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①地域への教育・保育施設の情報発信	・地域との連携を生かした教育・保育施設を目指し、それぞれの施設の方針や具体的な取り組み内容を地域や保護者へ発信します。市ホームページやSNSの活用等、地域や保護者が取得しやすい情報発信方法の検討を進めます。 ・こども未来課へ保育コンシェルジュを配置し、子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。また、子育て親子が集まりやすい場所に出向き、市役所のみならず、地域での相談支援にも努めます。	こども政策課 こども未来課
②地域人材との連携や地域資源を活用した教育・保育活動の充実	・地域人材や大学、福祉施設等との交流、地域行事とのタイアップ、その他子育て資源を活用して、こどもたちの様々な教育・保育活動を推進します。異年齢との交流、地域の人との交流や体験を重ねることで、こどもたちの探求心や好奇心を高め、よく考え、友だち等とともに学び合う力を育みます。	こども未来課 こども政策課
③ 保 育 所（園）、認定こども園等の評価の実施	・保育所（園）、認定こども園等で実施した取り組みを評価し、保護者や地域に伝え、課題を共有していきます。そして、保護者や地域の声を吸い上げ、こどもたちの健やかな成長を支える次の取り組みにつなげていきます。 ・就学前教育・保育の質の向上を目指して、第三者評価の実施を推進します。 ・PDCAサイクルに基づいた保育所（園）、認定こども園等の評価のさらなる充実に努めます。	こども政策課 こども未来課

基本目標4 自ら学び、考え、行動するこども・若者を育むまち

(1) 学校教育等の充実

【取り組みの方向性】

児童生徒の基礎的な学びの充実に努めるとともに、学校以外の児童生徒に対しても家庭・地域等を通して連携し、全てのこどもたちへ切れ目のない継続的な相談・支援が行えるよう体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①学習指導の改善・充実	・本市のこどもたちの現状を把握し、『浦添市学力向上推進要項』や『新浦添市学力向上推進プラン』を踏まえた上で、学校・家庭・地域・行政が連携した取り組みを計画的・継続的にを行います。 ・「自己肯定感を育む」「幼児児童生徒の育ち」「学校組織力向上」の視点を踏まえた学びの質を高める「保育改善」「授業改善」を計画的に行っていくとともに、幼こ・小・中の12年間で学んだ力を「社会」につなげられるよう努めます。	学校教育課
②不登校などの対策強化	・不登校等児童生徒支援推進委員会で決めた目標や方針のもと学校・家庭・地域・関係機関等との連携による取り組みを強化します。 ・児童生徒が心身ともに健やかで、目標や目的意識を持って努力し、自己実現が図られるよう寄り添った支援をします。また、「いじめ」や諸問題に対し、組織的・継続的な対応を図るとともに、教育相談支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの活用充実を進めます。 ・「教育相談室くくむい」では、臨床心理士相談員による相談を行います。 ・「こども支援教室いまあじ」では、不登校及び学級不適応児童生徒への少人数の学習や体験活動を行います。 ・「自立支援教室ひなた」では、あそび・非行やひきこもり傾向の児童生徒への個別の学習や体験活動を行います。 ・こども青少年課に配置される臨床心理相談員・教育相談員の増員等に努め、児童生徒への個別的・継続的な対応を図るとともに、発達障がいや課題を抱える児童生徒のための居場所づくり・絆づくりの取り組みを強化します。 ・様々な要因でひきこもり状態になっている児童生徒の自立に向け、関係機関との連携のもと、訪問相談や活動場所の紹介等の支援を進めます。 ・フリースクール等の民間施設とも情報共有や連携を図ります。	こども青少年課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
③適応指導教室の内容充実	・不登校児童生徒の自立性、集団生活への適応性を育て、学校復帰や社会的自立を支援します。 ・「不登校児童生徒保護者交流会 てだこきずなの会」を開催し、不登校児童生徒の保護者との交流を通して、困りごとの共有や共感、負担軽減等を図ります。 ・不登校支援ボランティア「メンタルフレンド」とともに多様な体験交流活動を行い、児童生徒の自立性・社会性の向上に努めます。	こども青少年課
④教育相談活動の充実	・児童生徒及び保護者・学校等からの教育上の問題や悩みについて、こども青少年課内に設置された教育相談室「くくむい」において電話や来所、訪問による相談に応じる等、問題解決に向けた支援を行います。 ・また、「不登校等児童生徒対策推進委員会」や関係機関等との連携を強化するとともに、増加する相談に適切に対応できるよう、校内支援体制の強化や臨床心理相談員による学校訪問を通して、相談体制の充実に努めます。 ・学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職、教育相談支援員や校内自立支援員、関係機関、行政との連携による教育相談活動の充実に努めます。	こども青少年課



(2) 豊かな心を育む教育の充実

【取り組みの方向性】

こどもたちが地域の自然や歴史文化等に触れ、豊かな心を育み、自立心をもって成長することができるよう、様々な体験活動や学びの確保に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①自然体験学習の充実	・協働的な学びを通じて、よりよい人間関係を築く力を育むため、自然豊かな環境で、市内全小学校5年生を対象に、集団宿泊活動（集団での宿泊や沖縄独自の自然の中で行う様々な体験活動〈登山・野外炊飯・キャンプファイヤー等〉）を実施する。	学校教育課
②図書館と連携した学びの確保	・「第四次浦添市子どもの読書活動推進計画」、「第3次浦添市立図書館サービス計画」に基づき、「こどもの読書週間」、「読書月間」、時宜に応じた「読書案内」、図書館から遠い地域への移動図書館「としよまる」の巡回サービスの充実を図り、親子で本に親しむ環境づくりに努めます。 ・読書につながる行事としておはなし会、映画会、一日図書館員、うらそえYA文芸賞、講座・講演、ビブリオバトル等を開催します。 ・市内児童生徒教育施設との連携に努め、施設見学・職場体験の受け入れ、学校集配サービスを継続して実施します。 ・浦添及び沖縄の文化・歴史に関する資料を収集、紹介して、郷土の歴史を学ぶ機会を提供します。 ・JICA沖縄との連携及び沖縄米国総領事館によるアメリカ情報コーナーを活用した外国語資料の収集、行事の開催により多文化に触れる機会を提供し、国際性豊かな人材の育成に寄与します。	社会教育推進課 （市立図書館）
③美術館と連携した学びの確保	・美術や工芸に親しむことにより、こどもたちの豊かな感性と限りない創造力を引き出すことや、沖縄の伝統工芸品との触れ合いを通して郷土の文化に親しむ機会の提供となるよう、こども、親子、青少年を対象とした各種体験教室を実施します。 ・市内小中学校美術作品展を実施し、美術を通じた自己表現・自己肯定感を育む場を提供します。また、夏休みや冬休みにおけるこども・親子向け講座の充実を図るとともに、学校や他施設との連携講座の開催に取り組みます。	文化財課 （美術館）

施策・事業名	取り組み内容	主管課
④音楽活動を通した豊かな心を育む学びの確保	・市内小中学校を対象に、国立劇場おきなわや琉球交響楽団とのタイアップによる「国立劇場おきなわ組踊ワークショップ」や「しまくとうばオーケストラ」等のアウトリーチ事業をはじめ、多様なジャンルに触れる機会の実施を検討します。 ・普段、文化芸術に触れる機会が少ないこどもたちへ体験機会を提供する積極的なアウトリーチを行い、音楽活動を通した豊かな心を育む学びの場を提供します。	文化スポーツ振興課
⑤中学生海外短期留学生派遣事業	・「てだこの都市・浦添」に誇りを持ち、人間性豊かで、国際社会に適応する資質・能力を備えたグローバル社会で活躍できる人材の育成を図るため、中学生海外短期留学生派遣事業を行います。 ・グローバル社会の進展により、国際的な人材の育成が一層求められる状況となっていることから、そのきっかけの1つとなる同事業の充実を図るため、派遣人員の増加を検討します。	学校教育課
⑥泉州市小中学校交流事業【新規】	・国際感覚を身に付けた人材の育成を図るため、泉州市小中学校交流事業を行います。 ・相互の文化に対する理解と友好の絆を深めるため、訪問団派遣や受入れを実施し、ホームビジット体験や小中学校での体験活動、公共施設・自然・名所・旧跡の参観活動を通して交流を実施し、国際的視野を広め、豊かな人間形成に役立てます。	こども青少年課
⑦キャリア教育の充実	・こどもたちがこの先の目的意識や自立心をもって、将来必要となる基礎的な力や能力を育成し、「生きる力（かかわる力・ふりかえる力・やりぬく力・みとおす力）」を身に付けられるようキャリア教育の充実を図ります。 ・発達段階に応じた活動の展開と課題達成を設定するとともに、その学びの足跡を可視化できるようキャリア教育の記録を整理する「キャリア・パスポート」の継続活用を推進し、こどもたちの将来のキャリア形成が見通せるよう支援します。	学校教育課

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

【取り組みの方向性】

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、家庭・地域等と学校とが連携したネットワークを構築するとともに、魅力ある学校づくりへの参画を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①子ども会等活動の推進及び支援	・子ども会や空手、エイサー等の異年齢集団での仲間活動を通して、ジュニアリーダー、シニアリーダー及び指導者の育成を行うとともに、浦添市子ども会育成連絡協議会への未加入団体の加入促進を行うなど、地域と密着した活動の充実に努めます。 ・また、青少年が自発的、主体的に子ども会活動などが行えるよう、そのきっかけづくりの場として、浦添市子ども会リーダー研修、ジュニアリーダー研修を開催することで、ジュニアリーダーの育成を図ります。 ・さらに、子ども会指導者の確保、育成を図るために、浦添市子ども会育成連絡協議会との連携のもと、指導者研修等への参加を促進します。	こども青少年課
②環境浄化活動の推進	・青少年にとってよりよい社会環境を整えるため、青少年巡回指導員により、関係機関・団体との連携を密にしながら、地域の危険箇所等のチェックや注意喚起を行うとともに、有害図書、たばこの自動販売機、カラオケ、ゲームセンター、たまり場などの調査を実施し、必要に応じて改善依頼を行う等、適切な対応を行います。	こども青少年課
③コミュニティ・スクールを中心とした開かれた学校づくり	・「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校のこと）」を中心として、学校運営の基本方針へ家庭・地域の意見が適切に反映され、魅力ある学校づくりが進められるよう、より一層の連携・協働を推進します。	学校教育課
④地域学校協働活動推進事業の充実	・地域学校協働活動推進員（コーディネーター）及び統括的な地域学校協働活動推進員（統括コーディネーター）を配置し、学校と地域が組織的に連携・協働する協力体制の構築を図ります。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。 ・地域資源の活用による学校教育の充実や、幅広い地域住民等の参画による地域教育力の向上及び地域活性化を図るため、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の資質向上に努めます。また、PTAや行政教職員関係者、企業、自治会等との連携の強化を図ります。	社会教育推進課

（４）放課後の居場所の充実 （放課後児童対策パッケージ）

【取り組みの方向性】

放課後のこどもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材の育成という視点と、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するという観点から、重要な取り組みとなります。これまで国、そして本市が取り組んできた放課後児童（学童）クラブの整備や待機児童の解消に次いで、今後より一層の強化すべき取り組みを本市の『放課後児童対策パッケージ』としてとりまとめ、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①放課後子ども教室推進事業の実施	・放課後や週末に学校や社会教育施設等を活用し、地域の方々の参画のもと、学習支援やスポーツ、文化活動などの様々な体験活動を実施し、こどもの居場所づくりを行います。 ・運営や活動を支える地域ボランティアの確保に努め、地域独自で事業が実施できるような支援の仕組みをつくりまします。 ・市内全ての小学校区での実施を目指します。	社会教育推進課
②放課後児童健全育成事業（放課後児童（学童）クラブ）の推進	・昼間、仕事などで保護者のいない家庭の小学生に、放課後の適切な遊び・生活の場を確保し、健全な育成を図るため、放課後児童（学童）クラブの充実や環境改善に向けた取り組みを支援します。 ・放課後児童（学童）クラブの支援員の資質向上を図る為、研修等の充実とともに、人材確保に向けた支援を行います。 ・支援員の定着を図るため処遇改善に取り組みます。 ・公的な放課後児童（学童）クラブの環境改善を図るため、フェンス、床、空調等の機能強化を伴う改修を実施します。 ・公的施設の指定管理者制度の導入により事業の安定的な運営及び質の向上に取り組みます。	こども政策課



施策・事業名	取り組み内容	主管課
③放課後児童対策連携の推進 (放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)	・全ての児童生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童(学童)クラブ及び放課後子ども教室の立地条件、双方の制度を考慮しつつ、学校の施設等を活用し、連携型及び校内交流型の実施を目指します。 ・連携型及び校内交流型を推進するため、放課後子ども教室のコーディネーターが連携役となり、放課後子ども教室運営者と放課後児童支援員等がプログラムの内容や実施日、安全対策等を情報共有する機会を設けます。 ・連携型及び校内交流型実施にあたっては、小学校の余裕教室に加え、地域連携室、特別教室、体育館、図書室等の一時的利用への理解・協力を促します。 ・安全・安心な居場所づくりや、魅力あるプログラムを提供するため、放課後子ども教室や放課後児童(学童)クラブ等の放課後事業に携わる関係者の資質向上を目的とした研修会等を実施します。 ・事業の実施主体である教育委員会とこども未来部の連携を強化し、放課後対策について協議していきます。	社会教育推進課 こども政策課
④多様なこどもの居場所の充実	・こども食堂や児童センター、地域の公民館など、こどもたちが身近な地域の大人と関わりながら安心して自由に過ごすことのできる居場所の充実に取り組みます。	こども家庭課 こども政策課



（５）若者の活躍推進 【子ども・若者計画】**【取り組みの方向性】**

学童期を経た次のステージにおいて、若者達が自分らしく希望と意欲を持って地域社会の未来を切り開いていけるよう、若者の社会参画と彼らが活躍できる機会の充実を進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①まちづくりへの若者参加・活躍促進	・若者が体験活動等を通して知識の取得や技能を磨き、自らの暮らす地域の未来を切り開いていける力を身に付けられるよう、「てだこ市民大学・まちづくりアカデミー」などの人材育成・機会創出に資する取り組みを推進します。 ・本市の将来を担う若者たちが成人という人生の節目において、大人となった自覚や地域との繋がりを深める機会を創出するため、「はたちの集い運営事業」を推進します。	市民協働・男女共同参画課 こども青少年課
②若者就業支援事業の推進	・若年者が就業に資する職業能力を培い経済的基盤の安定化を図ることを支援するため、「浦添市若者就業支援事業」を通して就業に有利となる資格取得を促進します。	産業振興課
③若年者の就労支援	・地域若者サポートステーションと連携した若年者の就労相談支援を行います。	産業振興課
④若者の国際交流の推進	・若者の国際交流や国際理解の推進を目的に、浦添市国際交流協会や独立行政法人国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）の活動等について情報発信するとともに、各種機関が実施する国際的な人材の育成事業等について周知を図ります。	国際交流課
⑤ひきこもり状態にある若者・家族への相談支援体制の充実	・様々な要因によりひきこもり状態にある若者やその家族への支援のため、訪問相談や活動場所の紹介等を通して、本人の自立促進を図ります。	包括支援体制準備室 保護課 こども家庭課 こども青少年課 障がい福祉課
⑥若者の非行防止・自立支援	・地域全体で若者の健やかな成長を見守り、その非行防止と自立支援を推進するため、非行・犯罪に及んだ若者の社会復帰を支援する保護司などの役割・活動についての周知を強化し、活動への協力を市民へ求めるとともに、担い手確保に取り組めます。	福祉総務課

基本目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち

(1) 児童虐待防止対策の推進

【取り組みの方向性】

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、その後の成長の中でも様々な生きづらさが生じるほどの影響を与えるものです。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している昨今の状況を踏まえ、関係機関との連携及び相談体制の強化を図り、こどものSOSの早期把握と虐待からの未然防止に取り組めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①浦添市要保護児童対策地域協議会の充実【再掲】	・関係機関の連携協力のもと、県などの専門機関からアドバイスを受けながら、要保護児童対策地域協議会に設置している各会議（代表者・実務者・ケース進行管理・個別支援会議）の充実を図り、相談・支援の取りやすい協議会の運営・機能充実に努めます。	こども家庭課
②家庭児童相談室の強化	・多様化、複雑化する児童の養育問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見のため、研修会等へ積極的に参加し、相談対応などの職員のスキルアップを推進します。加えて、支援が難しいケースについては専門家等へ助言を求めるなど相談体制の強化を目指します。 ・要支援児童及び要保護児童等とその家族及び妊産婦を対象に、実情の把握、こども等に関するより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク等の機能を担う拠点（こども家庭センター）において、専門的資格（社会福祉士等）を有する職員を配置し、実施体制の構築を図ります。	こども家庭課
③児童虐待防止に向けた啓発活動の推進【再掲】	・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせたオレンジリボン等の配布や、児童虐待防止に関する講演会や学習会を行うなど、児童虐待防止に向けた啓発活動を推進します。 ・地域全体で子育てを支え合うという意識の浸透を図ることができるよう、ホームページや広報うらそえなどを活用し、「てだこキッズファースト宣言」の周知を図るとともに、リーフレットの活用など児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知度向上に資する取り組みを推進します。	こども家庭課
④支援が必要な家庭への新生児訪問事業の推進	・周囲に支援者が少なく、出産後に育児等へ不安を抱く母親や産後ケアが必要な母親等へ早期支援が行えるよう、医療機関との連携や広報活動等の強化、申請の簡素化により新生児訪問事業の迅速な働きかけを図ります。	こども家庭課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑤訪問事業の推進による虐待防止の啓発と要支援家庭の把握	・乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）において、子育て中の保護者が地域社会で孤立しないよう、子育てに関する情報や相談窓口の周知を行うなど、育児不安の軽減や虐待防止に努めます。 ・訪問で気になった家庭については、地区担当保健師が引き継ぎ、支援を実施します。	こども家庭課
⑥養育支援訪問事業の推進【再掲】	・養育が困難な家庭に対して保健師等の専門的な支援員を派遣し、養育に関する相談支援を行います。関係機関等との連携のもと、養育が困難な家庭の早期発見、本事業の利用を促進します。	こども家庭課



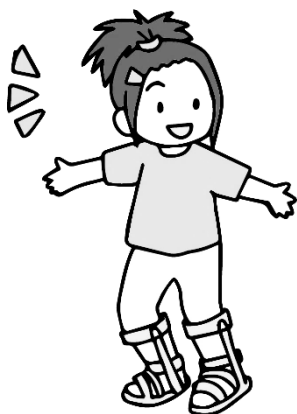
(2) 障がいのあるこども、気になるこどもと家庭等への支援充実

【取り組みの方向性】

障がい児とその家庭が地域の中で安心した生活を送るための支援サービスの提供に取り組むとともに、一人ひとりの状態に応じた切れ目のない療育・保育等の支援体制の構築に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①居宅介護等事業の推進	・本事業の周知を行うとともに、利用者・保護者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスを提供します。	障がい福祉課
②短期入所（ショートステイ）事業の推進	・自宅で介護を行っている保護者が病気や休養等の理由により介護することが困難になった場合に、適切な支援が可能な施設への短期間の入所ができるよう、沖縄県と連携のもとサービスの提供に努めます。	障がい福祉課
③補装具給付事業の推進（障がい児）	・補装具が必要な障がい児に対して日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入や修理に掛かる費用の支給を行います。	障がい福祉課
④日常生活用具給付事業の推進（障がい児）	・日常生活用具が必要な障がい児（難病患者を含む）に対し継続して給付事業を実施するとともに、新たな用具にも適切に対応できるようニーズに応じて実施に努めます。	障がい福祉課
⑤日中一時支援事業の推進	・児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用と併せて日中一時支援事業利用の周知を行い、障がい児等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として保護者の支援を図るため利用を促進します。	障がい福祉課
⑥放課後等デイサービスの利用促進	・学校や家庭とは異なる時間、空間において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行う当サービスの利用を促進するため、情報提供に努めます。	障がい福祉課



施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑦相談業務の実施	・障がい者（児）基幹相談支援センターや一般相談支援を委託する相談事業所を活用した障がい児の相談体制の充実を図ります。 ・「浦添市障がい者自立支援協議会」において、障がい児の具体的支援等の協議を行い、きめ細かな相談対応の充実を図るとともに関係機関との連携強化に努めます。 ・心理士等によるこどもの発達相談（わんぱく相談）が受けられるよう、「わんぱく相談カード」の配布などにより事業の周知に努めるとともに、親子通園型発達教室「そだちのひろぼうぐいす」等の療育機関との連携を図ります。 ・充実した相談支援体制を維持するため、心理士の確保・充実に努めます。	障がい福祉課 こども家庭課
⑧切れ目のない発達障がい児（者）支援体制の構築	・障がいや支援を必要とする幼児等及びその家族の支援を進めるとともに、乳幼児健診後のフォロー、健診事後教室（さくらんぼクラブ）での対応等、早期発見、早期支援の体制づくりを図ります。 ・最適な保育が提供されるよう、専門家による保育所（園）等での巡回相談を実施し、保護者や保育士、保育教諭等への助言・指導を行います。適切な支援体制が維持できるよう、巡回支援専門員の確保・充実に努めます。 ・発達障がい児やその家族への総合的な支援機能や療育支援のための拠点である障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」において、親子通園型発達教室「そだちのひろぼうぐいす」での親子療育移行支援を実施します。 ・児童発達支援センター「たんぽぽ」において、親子通園を実施し、療育支援の充実を図ります。 ・定期的にピアラルうらそえ施設内に複合された各障がい児（者）支援機関（障がい者（児）基幹相談支援センター、発達相談クリニック、児童発達支援センター）と庁内関係課、各教育・保育施設とで情報共有を図り、市内保育所（園）、認定こども園、小学校等の切れ目のない発達障がい児支援体制の充実に努めます。 ・浦添市発達障がい児（者）支援関係課連絡会議などを通じて関係各課と連携し、支援体制等の充実を図ります。	こども家庭課 こども未来課 障がい福祉課 学校教育課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑨特別な支援を必要とする児童の受け入れの拡充 【再掲】	ア) 発達支援教育・保育内容の充実 ・巡回支援専門員や巡回支援相談員等と連携し、市内全ての保育所（園）、こども園等の児童の発達や教育・保育に関する相談等の支援体制の充実に努めます。 ・発達支援教育・保育に関わる教育相談や支援計画の作成、教材教具の選定へのアドバイス等を行います。 ・各研修会を通して障がいへの理解や具体的な支援、情報交換を行い、発達段階に応じた支援と合理的配慮に基づくインクルーシブ教育の視点で、保育所（園）、認定こども園等での発達支援教育・保育の在り方について理解を深めます。 ・各認可保育所（園）や認定こども園へ、特別支援教育コーディネーターの配置を推進します。 イ) 保育所（園）・認定こども園等における発達支援教育・保育の支援体制の充実 ・全ての認可保育所（園）、認定こども園での発達支援保育を推進しており、それぞれの児童の特性や障がい等に対する理解を深め、個別の支援計画・指導計画のもと、きめ細かな支援を行えるよう保育人材の確保に努め、研修や園内支援体制等の充実に努めます。 ・認可外保育施設を含めた教育・保育施設等へ直接、巡回支援専門員が出向き、保護者や保育者を対象とした発達に関する相談や支援体制の構築に努めます。 ウ) 就学に伴う切れ目ない支援体制の充実 ・幼児教育保育施設から小学校へ「個別の教育保育支援計画」「個別の指導計画」を引継ぎ、切れ目のない支援体制の構築、安心して小学校生活へ移行できるように努め、集団参加や自立に向けた支援指導をまいります。	こども未来課 学校教育課
⑩ひまわり学童クラブ（障害児児童健全育成事業）の充実（小学生対象）	・昼間、保護者のいない家庭の障がいのある児童の放課後の生活を保障するとともに、遊びを通して健全な育成を図ることを目的として、ひまわり学童クラブにおいて障がい児の放課後の居場所づくりに取り組みます。今後、障害福祉サービスの実施状況や利用ニーズを把握しながら事業を進めます。	こども政策課
⑪小児慢性特定疾病児童支援の推進	・関係機関と連携しながら、地域の小児慢性特定疾病児に対する支援を行います。ホームページや広報誌によりサービスの周知を行い、日常生活用具の給付事業等を実施し、家族の介護の不安や負担軽減を行います。	障がい福祉課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑫ 障がい児を養育する家庭への経済的支援	・障がい児を養育する家庭に対し、関係機関との連携のもと、特別児童扶養手当の周知を図り、手当の給付による児童福祉の増進に努めます。	こども家庭課
⑬ 医療的ケアが必要な児童とその家族への支援体制の充実 【一部再掲】	・医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議を進めるとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターとの連携を図ります。 ・医療的ケア児の家族が抱える負担軽減と離職防止を支援するため、各関係機関による支援体制の強化に努めるとともに、市内認可保育所等における安定・継続した医療的ケア児の受け入れ体制の充実を図ります。	障がい福祉課 こども未来課 学校教育課
⑭ 拠点型居場所での支援	・こども食堂等では対応が困難なこども及びその保護者に対し、浦添市てだこ未来拠点型居場所（あすてっぷ浦添）を通して、食事支援や生活指導、一人ひとりに応じた手厚い支援を実施し、自立を促します。	こども家庭課

（３）経済的に困難さを抱える家庭への支援

【取り組みの方向性】

こどもの貧困は、全てのこどもがひとしく最善の利益が受けられ、健やかに育成されることなどの権利に大きく影響を与えるものです。経済的困窮を抱えた家庭のこどもに対し、良好な成育環境を確保し、居場所づくりや生活支援に取り組めます。

【具体的な取り組み内容】

ア) こどもの生活・学習支援

施策・事業名	取り組み内容	主管課
① 地域における居場所づくり支援の充実	・こどもたちが孤立することなく安心して過ごせるとともに、様々な交流や経験を通して成長することができるような居場所の確保支援に努めます。 ・全てのこどもが、地域の身近な大人に見守られながらみんなで食事をしたり、遊んだり、色々な体験をすることができる場として、こどもの居場所（こども食堂等）の運営を支援します。また、浦添市こどもの居場所連絡会を通して、講演会や情報提供を行うことでこどもの居場所の充実を図ります。加えて、市ホームページや広報等を活用し、各こどもの居場所への食材等の寄附を呼びかけます。	こども家庭課

基本目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち

施策・事業名	取り組み内容	主管課
②学習環境づくりの推進	・市内に設置された無料の「てだこ未来塾」において、全てのこどもたちへ、ひとしく学ぶことのできる場の提供や学習支援を行います。 ・こどもの貧困対策支援員及び子ども健全育成支援員が学校や関係機関と連携し、困窮状態にあるこどもの生活習慣や育成環境の改善に関する指導・助言を行います。	こども家庭課 保護課
③就学援助事業等の実施	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的負担（修学旅行費など）の軽減や、その周知に取り組みます。	学校教育課
④各種奨学金等の情報発信	・各種奨学金等の募集情報を提供し、活用を促進します。	教育総務課
⑤てだこ未来応援員とコミュニティ・ソーシャル・ワーカーなどと連携した支援体制の充実	・てだこ未来応援員が小中学校をはじめ、民生委員・児童委員やこどもと関わる関係機関・団体などと情報共有、連携を図り、課題を抱えたこどもとその世帯を把握していきます。地域の中で自立した生活ができるよう、適切な支援やサービス利用につなぐなど、地域支援ネットワークを構築していきます。支援のネットワークについては、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等との連携により充実・強化させていきます。	こども家庭課

イ) 保護者や子育て世帯への自立に向けた支援

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①自立サポートセンター・てだこ未来の周知	・生活の中で困りごとを抱えている方々から相談を受け、それぞれの状況に応じたサポートを行い、一人ひとりにあった「自立」に向けて支援を行う「自立サポートセンター・てだこ未来」の周知を図ります。	包括支援体制 準備室
②保育サービスの利用料等の軽減	・安心して子育てができるよう、保育サービス等の利用料の軽減を行います。 ○保育所（園）等における多子世帯やひとり親世帯等の保育料軽減 ○住民税非課税世帯における病児保育利用料の軽減 ○ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料の軽減 ○ファミリー・サポート・センター利用料の軽減	こども未来課 こども政策課

（４）日本語支援等を必要とするこどもとその家庭への支援

【取り組みの方向性】

日本語支援等を必要とするこどもや子育て家庭が、地域の一員として健やかに生活することができるよう、支援を通して教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①日本語教育支援員による支援	・日本語教育支援員を配置し、日本語の支援が必要な児童生徒の学習支援や学校生活に関する相談支援を図ります。	学校教育課
②多文化共生社会の普及	・多文化共生に関する考え方を普及するため、浦添市国際交流協会や独立行政法人国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）と連携して、こどもを含めた幅広い年齢層の市民が参加できる各種講座の開催及び多様な人と国際交流する機会や異文化を体験する機会の創出に努めます。	国際交流課
③外国語での情報発信と多言語対応の促進	・日本語での対応が難しいこどもやその保護者が情報やサービスを適切に受け取れるよう、外国語による市政の情報提供や、窓口等での多言語対応の充実を図ります。	国際交流課



(5) すべてのこども・若者の権利の保障

【取り組みの方向性】

全てのこども・若者が自立した個人として、ひとしく権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活することができる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①学校教育での人権教育の推進 【一部再掲】	・社会全体がこども・若者を権利の主体として認識し、その自己選択や自己決定を後押ししていくため、デートDV予防プログラム講座などの学校教育活動を通して人権教育を推進します。	学校教育課 市民協働・男女 共同参画課
②人権擁護委員との連携	・こども・若者の権利侵害に対する相談に対応している人権擁護委員との連携を図ります。	市民協働・男女 共同参画課
③市民相談窓口の活用	・日常生活で発生する悩みごとや困りごとについて、問題の解決を図り、安定した市民生活が行えるよう、市民相談（開庁日）のほか司法書士（週1日）、弁護士（週1日）、消費生活相談（週3日）を実施します。	市民生活課
④LGBTQ+電話相談窓口の周知・広報	・日常生活において性的マイノリティが抱える困難を解消できるよう電話相談窓口を設置し、自身の性に不安を抱えるこども・若者が気軽に相談できるよう周知・広報を行います。	市民協働・男女 共同参画課
⑤性の多様性の尊重に関する啓発講座の実施	・学校等において性の多様性の尊重に関する啓発講座を実施し、性の多様性について理解を深め、全てのこども・若者が性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮できる社会づくりを推進します。	市民協働・男女 共同参画課
⑥青少年の諸問題に関する効果的対策の推進	・青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会を設置し、青少年の育成に関する諸問題に対し、こども・若者の心身の健全な成長及び人格の形成、尊厳を保持するため、関係行政機関相互の連絡調整を図り、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進します。	こども青少年課

(6) こども・若者のための安全・安心のまちづくり**【取り組みの方向性】**

こどもたちやその家族が安心・安全に暮らすことのできる快適な生活環境の整備や居場所づくりを推進します。

また、こどもたち自身が危険を予測し、回避する力を身に付けられるよう、交通安全教育や防犯教育を推進するとともに、地域全体でこどもたちを見守っていく体制づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

ア) 子育てしやすい生活環境の整備

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①安全で快適な公園の整備・活用	・浦添市公園施設長寿命化計画に基づき、社会状況を踏まえて防犯面にも配慮しつつ、安全で安心して遊ぶことのできる快適な公園整備を進めます。 ・こどもたちの公園利用が促進されるよう、一部の公園において、ワークショップによる公園づくりやこどもたちの意見を反映した遊具選定、公園の有効利用（プレーパーク）等を進めます。併せて、市内各地でこれらの取り組みが推進されるよう、自治会や子ども会等との連携を強化していく必要があります。	美らまち推進課
②安全でうるおいのある道路空間の整備	・道路を安全で人に優しい空間とするために、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいた歩道の確保、バリアフリー化の整備や緑化推進事業等を実施します。 ・こどもたちの交通安全の確保等を図り、安全でうるおいのある道路空間の整備を進めます。また、地域への植栽、緑化に対する知識を普及しつつ、「美らまちサポーター」や自治会等の地域緑化活動に対して支援を行い、市民・事業者・行政で連携を図りながら、みどり豊かな道路空間の整備に努めます。	道路課 美らまち推進課
③交通安全施設の設置促進	・市内通学路を中心に信号機や横断歩道の設置について、「浦添市通学路安全プログラム」に基づいた通学路の安全推進会議や、地域と連携して、浦添警察署への要請を継続的に行い児童生徒の通学路の安全確保に努めます。	市民生活課
④子育て世帯の住まいの確保支援	・浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎を活用し、子育て世帯向け住戸（18歳未満のこども3人以上いる世帯等が対象等の条件有り）を確保するなど支援を行います。	建築営繕課

施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑤市営住宅における入居選考時の優遇措置の継続	・住宅の確保に配慮が必要なひとり親世帯、多子世帯（18歳未満のこどもが3人以上）などに対し、入居者選考時の優遇を継続し、入居機会の確保を図ります。	建築営繕課
⑥多様なこども・若者の居場所づくりの推進	・全てのこども・若者が年齢を問わず安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、児童センターの開館時間外に施設を有効利用する夜間開放等の周知・利用促進に努めます。	こども政策課

イ) 事故等の防止対策と防犯体制の充実

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①交通安全教室の開催	・浦添警察交通課と連携し、各小学校・特別支援学校、保育所、認定こども園等を対象に、「交通安全教室」を新学期に開催し、交通安全の啓発活動を推進します。引き続き、ニーズを把握しながら、学齢期に応じた交通安全教育を実施する等、交通安全教育の充実に努めます。	学校教育課
②こどもが事件・事故に遭わないための地域安全マップの充実	・各小学校で小学校区の危険箇所や安全な遊び場などを示した地域安全マップを作成するとともに、関係機関との連携を強化しながら、こどもたちが事件・事故に巻き込まれることがないように地域の実情に合わせ、マップの内容を充実・改善を図っていきます。 ・多くの児童生徒は、安全に気を付けた行動を取ることができていますが、「自分の身は自分で守る」という意識をさらに持たせるために継続した指導や取り組み内容を工夫して啓発に努めます。	学校教育課
③こどもが犯罪等に遭わないための情報発信の充実	・関係機関から提供のある不審者等の各情報については、迅速に広く発信していく方法を検討するとともに、市内県立高等学校、私立学校、地域包括支援センターや自治会、放課後児童（学童）クラブ、保育園等に迅速に発信し、広範囲での情報共有を進めていきます。 ・関係課及び関係機関と連携しながら、こどもの危機回避能力の育成、監視性の強化（地域の防犯意識の高揚）に努めます。	学校教育課



施策・事業名	取り組み内容	主管課
④インターネットに起因するこども・若者の犯罪被害等の防止	・児童生徒や若者、保護者に対して、国や県並びに関係機関のスマートフォンやSNSトラブルに関する相談窓口等の周知を図るとともに、警察等関係機関との連携を強化します。 ・インターネットに起因するこどもの犯罪被害等を防止するため、スマートフォンやSNS等の利用方法等について、保護者に対して情報提供・注意喚起や講演会を行うなど啓発活動を実施します。また、こどもに対する情報モラル教育の取り組みにより、こども自身が情報モラルの向上を目指します。 ・児童生徒のスマートフォン等の所持率が高まる中、「携帯電話の利用は夜10時まで」等を盛り込んだ「我が家の携帯電話ルール10ヵ条」の推進を図ります。	学校教育課 こども青少年課
⑤こどもや学校を対象とした防犯指導・対応訓練の実施	・浦添警察署と連携した各小学校での防犯指導・対応訓練を引き続き実施します。 ・不審者からの避難訓練について、全小学校で実施できるよう推進していきます。	学校教育課
⑥「子ども110番の家」の推進	・浦添警察署及び浦添地区防犯協会が、PTAやボランティア（個人・団体）に対し、こどもたちの事件・事故からの避難場として委嘱・設置している「子ども110番の家」については、今後も新規の委嘱先を確保し、校外生活の安全確認の強化に努めます。 ・学校や事業所等と浦添警察署及び浦添地区防犯協会等の関係機関が連携しながら、引き続き、避難場等の拡充に取り組みます。一方、一部に実態が把握できない状況も見受けられるので、委嘱中の「子ども110番の家」の状況確認を実施し、安全マップの充実及び周知により、実効性のある「子ども110番の家」を推進します。	学校教育課
⑦防犯パトロール隊結成に向けた取り組み	・一部の自治会で「防犯パトロール隊」を結成し、夜間の繁華街やたまり場などの巡回指導を行っています。引き続き、自治会、保護者、学校等と連携を図り、新たな組織結成に向けて取り組んでいきます。	市民生活課
⑧防犯ステッカーの活用促進	・「防犯パトロール実施中」のマグネットステッカーを各自治会に配布し、車両に貼り付けることにより、犯罪抑止や防犯意識の向上を図ります。	市民生活課



施策・事業名	取り組み内容	主管課
⑨ちゅらまちづくりの推進	・沖縄県が実施している「ちゅらさん運動」の一環として、公共施設（道路や公園等 50 か所程度）の防犯・安全点検を行います。また、点検結果をもとに修繕が必要な箇所については対応状況の確認を行い、子どもたちが安全に安心して公共施設を利用できる環境を整えます。	市民生活課
⑩避難訓練等の実施	・火災や地震・津波等の自然災害が発生した際、子どもたちが安全に避難したり、安全を確保するための行動がおこせるよう、子どもたちが利用する各施設が地域と連携し、避難訓練等を行います。また、災害時に安全に行動できるよう意識づけるため、出前講座などを通して子どもたちへの防災知識の周知・啓発を進めます。 ・教育・保育施設や放課後児童（学童）クラブ等の教育福祉施設においては、作成した安全計画をもとに適切に避難訓練等に取り組めるよう努めます。	こども未来課 こども政策課 防災危機管理課 福祉総務課 学校教育課



基本目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち

【浦添市ひとり親家庭等自立促進計画】

本基本目標は、『母子及び父子並びに寡婦福祉法』に基づき、ひとり親家庭等に対する自立支援の基本的な方針と具体的な施策を定めた、本市の自立促進計画として位置づけます。

（１）子育て・生活支援の充実

【取り組みの方向性】

保護者の自立のために必要となる子育てへの支援として保育サービスの優先入所や負担軽減に取り組むとともに、生活支援として家庭生活支援員（ヘルパー）派遣の利用促進等を図ります。

また、離婚等により生活環境が一変する状況に対し、安全・安心に地域で自立に向けた一歩を歩めるよう、母子生活支援施設への入所や市営住宅への入居優遇措置などの各種支援を行います。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①相談・支援の充実	・多様化する相談内容に対応するために、研修等を通して母子・父子自立支援員や対応する職員等のさらなる資質向上に努めます。 ・関係機関との連携のもと、ひとり親家庭等の相談に応じ、就業支援及び各種支援事業等に関する情報提供・助言等に取り組めます。	こども家庭課
②ひとり親家庭等への日常生活支援 【新規】	・ひとり親家庭や寡婦が修学や疾病などの要因で一時的な生活援助や保育サービスを必要とする場合、沖縄県が実施する家庭生活支援員（ヘルパー）派遣事業（沖縄県ひとり親家庭日常生活支援事業）の利用を促進し、日常生活の安定を支援します。 ・ひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対応するため、基本的な生活習慣の習得や学習等を支援することにより、ひとり親家庭の生活の向上を図るとともに、地域での生活を総合的に支援することを目的とした「子どもの生活・学習等支援事業」を実施します。	こども家庭課
③保育サービスの充実	・未就学児がいるひとり親家庭が安心して就労・求職活動が行えるよう、保育所入所時に優先的に入所可能な優遇措置を行います。 ・浦添市母子生活支援施設における保育機能強化事業により、地域のひとり親家庭の児童へ保育サービスを提供し、その保護者の子育てと就業による自立を支援します。	こども未来課 こども家庭課

基本目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち

施策・事業名	取り組み内容	主管課
④保育サービス等の利用料等の支援	・ひとり親家庭が安心して子育てと就労の両立を図ることを支援するため、放課後児童(学童)クラブ利用者の保育料や保育所(園)等の保育料の軽減を行います。	こども政策課 こども未来課
⑤母子生活支援施設事業の充実	・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその者の監護すべき児童を入所させ、安心して生活できる環境を整え、地域社会への自立支援を行うため、母子生活支援施設事業の充実を図ります。 ・退所後においても関連機関との連携によるフードバンクを通し交流を行う等、継続的な支援を行います。 ・地域に潜在する入所支援が必要な世帯へ、こども家庭センター及び女性相談等の関係機関と連携し働きかけを行います。	こども家庭課
⑥ひとり親家庭の自立を促す各種支援の充実	・市営住宅の入居者選考時にひとり親世帯への優遇措置を行うことで、住まい確保に向けた支援を行います。 ・また、障がい児(者)を抱えるひとり親家庭の通所・通学等の支援のため、リフト付きバス運行事業による移動支援を行います。	建築営繕課 障がい福祉課



(2) 就業支援の充実

【取り組みの方向性】

保護者の就労による自立を目指すため、資格取得のための助成や就業相談・指導、関係機関との連携に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	・ひとり親家庭における経済的自立を支援するために、資格取得等に要する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の利用を促進します。 ・保護課内に設置された就労相談窓口「就労支援コーナーてだこ」において、相談者のニーズを把握しながら関係機関と連携した就労支援を行います。 ・就業支援セミナーや企業説明会等の就業に結び付く取り組みの周知を図ります。 ・安定した就業による自立の実現に向け、沖縄労働局との雇用対策協定に基づき、求職者のニーズにあった就業支援を実施します。	こども家庭課 保護課 産業振興課
②就業支援体制の充実	・母子・父子自立支援員を配置し、講座情報や日常生活支援情報を迅速かつ円滑に提供するとともに、就業相談において効果的な指導が受けられるよう、生活保護受給者等就労自立促進事業による支援をハローワークへ要請し、児童扶養手当受給者の状況に即した就業支援に取り組めます。 ・沖縄県女性就業・労働相談センターやグッジョブセンターおきなわ等、就職から生活に関わる機関と連携した相談体制の充実を図るとともに、市ホームページへの掲載やポスター・チラシ等を通して相談窓口の周知を図ります。	こども家庭課 保護課 産業振興課



(3) 養育費確保支援

【取り組みの方向性】

ひとり親家庭の生活の安定とこどもの健やかな成長を図るため、養育費の意義への理解促進や確保手続きへ相談支援等に取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①養育費確保の相談支援の充実	・離婚前後において養育費の取り決めに速やかに行う必要があることから、養育費等弁護士相談の利用を促すとともに、養育費に関する公正証書等の作成にかかる費用を補助することで、ひとり親家庭の養育費確保を支援します。	こども家庭課
②養育費についての広報・啓発活動の充実	・リーフレットの活用やセミナー等を通じ、養育費確保支援の周知を図り、養育費の重要性についての理解促進と社会の機運醸成に取り組みます。	こども家庭課

(4) 経済的支援の推進

【取り組みの方向性】

ひとり親の自立の促進と生活安定に寄与するため、児童扶養手当や母子・父子家庭等医療費助成制度に関する情報提供等により、制度の周知・利用促進を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組み内容	主管課
①児童扶養手当の支給	・児童を扶養するひとり親家庭等の児童福祉の増進を図るとともに、生活の安定と自立促進を支援するため、児童扶養手当の支給を行います。	こども家庭課
②母子・父子家庭等医療費の助成	・ひとり親家庭等の疾病の早期発見と経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部助成を行います。 ・利用者の利便性向上に努めるため、自動償還制度の利用促進や周知を図ります。	こども家庭課



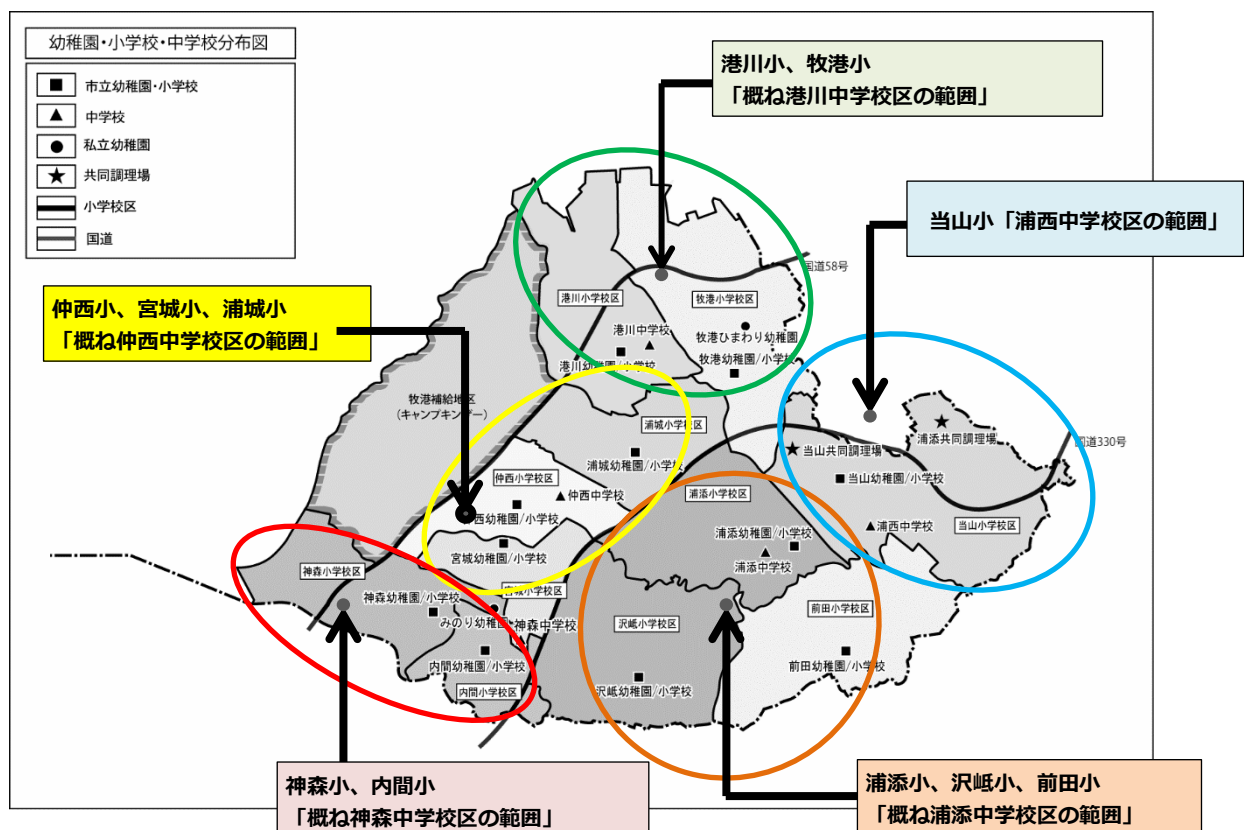
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 本市が定める教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育施設の配置や事業実施の検討単位となる「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市では、第2期計画の中で市民ニーズや支援サービスの供給体制を踏まえ、小学校区及び中学校区の5区域を基本の教育・保育提供区域として設定していました。本計画においてもその設定を引き継ぐとともに、各事業の実施体制に応じて小学校区ごとや市域全体を提供区域として調整します。

■第3期計画の「教育・保育提供区域」設定の配置について

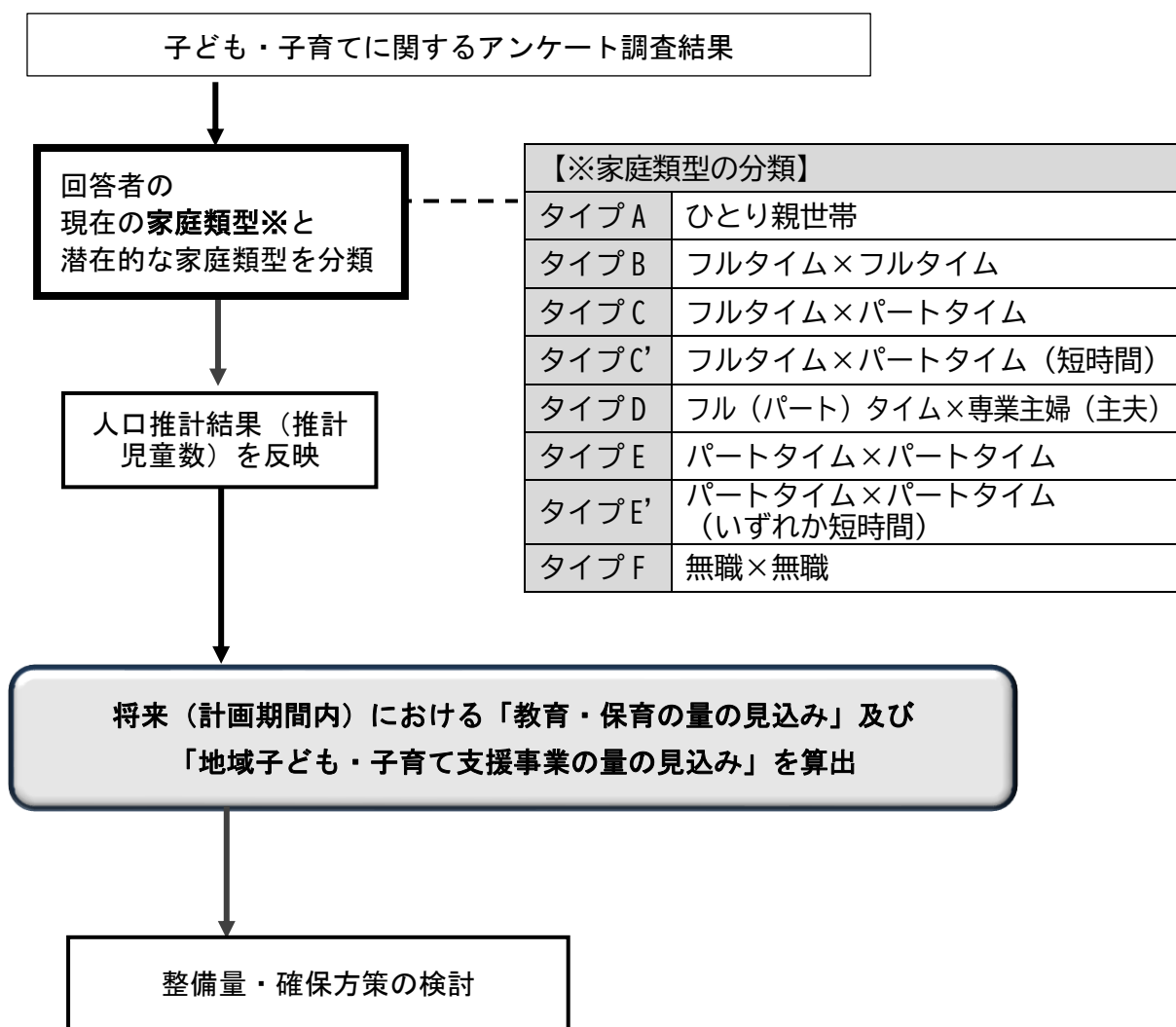


2 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みの算出手順

本計画では教育・保育提供区域の設定を踏まえ、認定こども園などの教育・保育施設や子育て支援のための各事業について必要とされる量（ニーズ）の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容や実施時期を定めます。

ニーズ量の算出にあたっては、令和5年度に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査の結果をもとに、国が示した『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』等に基づいて算定を行うとともに、これまでの事業の実施状況や本市の供給体制等に応じて適宜補正などをかけ、量の見込みを調整しました。



(2) 人口推計（将来児童数の推計）

子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出するため、サービス対象となる児童の将来人口について、実績人口データに基づいたコーホート変化率法による推計を行いました。

◆**コーホート変化率法について**：「コーホート」とは、出生年が同じ人口の集団を指す。例えば、4月1日を基準と置いた場合、令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれのコーホートは、令和9年4月1日時点で満2歳となり、令和13年度に小学1年生となる人々の集団である。

同一コーホートごとの二時点間における人口増減を変化率としてとらえ、直近の人口状況に反映し将来人口を投影する手法。（厚生労働省HP 参考）

住民基本台帳などの1歳ごとの実績人口データを基に、1歳以上の各年齢について人口推計を行いました。

なお、「0歳人口」については前年の変化率を基にした算出が実施できないため、令和2～令和6年の母親となりえる女性人口と年齢別出生率を基にした出生数の推計を行っています。

<0歳人口推計>

令和2～4年の各年婦人子ども比（0歳人口／15～49歳女性人口）から実績出生率を割り出し推計人口数と掛け合わせるとともに、出生数から翌年の0歳人口変化率による補正を行う。

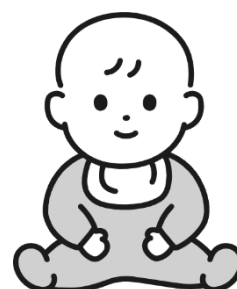
女子年齢5歳階層別出生率

×

女子年齢5歳階層別推計人口



推計年の男女別0歳人口
(令和7年～11年)



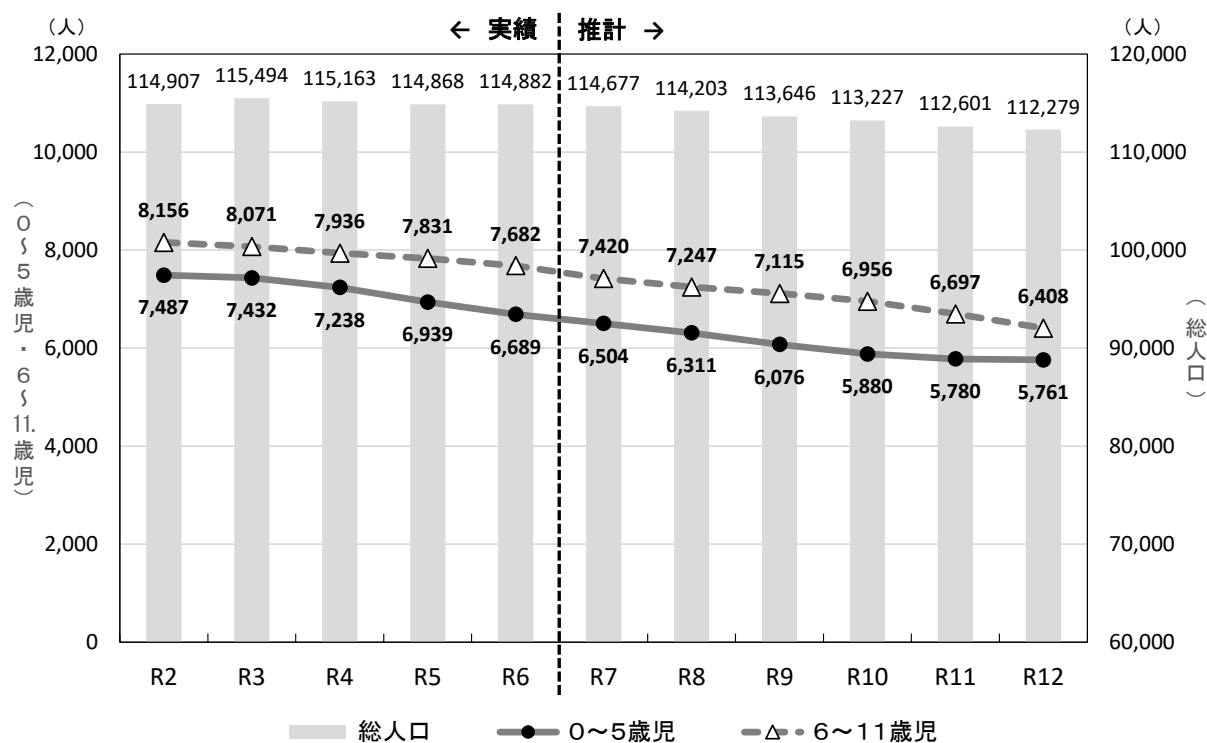
計画の目標年度である令和7年から令和11年度を含んだ将来人口の推計結果は以下のとおりです。

【市全体】

各年4月1日

(人)	令和6年 (実績)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳児	986	990	984	978	978	974	967
1歳児	1,078	986	990	984	978	978	974
2歳児	1,167	1,065	974	978	972	966	966
3歳児	1,196	1,159	1,058	967	971	965	959
4歳児	1,140	1,177	1,141	1,041	952	956	950
5歳児	1,122	1,127	1,164	1,128	1,029	941	945
6歳児 (小1)	1,222	1,113	1,118	1,155	1,119	1,021	933
7歳児 (小2)	1,278	1,220	1,111	1,116	1,153	1,117	1,019
8歳児 (小3)	1,267	1,269	1,211	1,102	1,107	1,144	1,108
9歳児 (小4)	1,275	1,266	1,268	1,210	1,101	1,106	1,143
10歳児 (小5)	1,281	1,277	1,268	1,270	1,212	1,103	1,108
11歳児 (小6)	1,359	1,275	1,271	1,262	1,264	1,206	1,097
12歳	1,374	1,357	1,273	1,269	1,260	1,262	1,204
13歳	1,353	1,373	1,356	1,272	1,268	1,259	1,261
14歳	1,375	1,351	1,371	1,354	1,270	1,266	1,257
15歳	1,406	1,371	1,348	1,368	1,351	1,267	1,263
16歳	1,356	1,396	1,362	1,339	1,359	1,342	1,258
17歳	1,437	1,354	1,394	1,360	1,337	1,357	1,340
0～11歳児計	14,371	13,924	13,558	13,191	12,836	12,477	12,169
0～5歳児計	6,689	6,504	6,311	6,076	5,880	5,780	5,761
6～11歳児計	7,682	7,420	7,247	7,115	6,956	6,697	6,408

■人口の推移（将来推計含む）



この間、実績においては総人口がおおむね横ばいで推移していますが、0～5歳児および6～11歳児ともに緩やかな減少傾向を示しています。

今後の推計においては、総人口の減少に伴い、児童数の減少傾向も続くことが想定されており、特に0～5歳児は令和2年度の7,487人と比較すると、令和12年度には5,761人となり、1,500人以上減少するものと見込まれています。



<参考> 区域別の将来児童数の推計

【おおむね浦添中学校区】

(人)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳児	230	227	225	224	224	223	221
1歳児	247	225	226	225	223	223	223
2歳児	266	242	222	223	221	220	220
3歳児	258	249	228	208	209	208	206
4歳児	238	246	238	217	199	199	198
5歳児	205	206	212	206	188	172	172
6歳児(小1)	244	223	224	231	224	204	187
7歳児(小2)	280	267	243	244	252	244	223
8歳児(小3)	284	281	268	244	245	253	245
9歳児(小4)	263	266	266	254	231	232	240
10歳児(小5)	261	263	261	261	249	227	228
11歳児(小6)	273	272	271	269	269	257	234
0～11歳児計	3,049	2,965	2,884	2,806	2,735	2,663	2,597
0～5歳児計	1,444	1,395	1,351	1,302	1,264	1,245	1,241
6～11歳児計	1,605	1,571	1,533	1,503	1,471	1,418	1,357

【おおむね仲西中学校区】

(人)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳児	253	249	248	246	246	245	243
1歳児	268	244	245	244	242	242	241
2歳児	273	249	227	228	227	226	226
3歳児	285	275	251	230	231	229	228
4歳児	288	297	288	263	240	241	240
5歳児	285	286	295	286	261	239	240
6歳児(小1)	299	273	274	283	274	250	229
7歳児(小2)	317	302	275	276	285	276	252
8歳児(小3)	298	295	281	256	257	266	258
9歳児(小4)	293	296	297	283	258	259	267
10歳児(小5)	313	315	313	313	299	272	273
11歳児(小6)	300	299	298	296	296	282	257
0～11歳児計	3,472	3,380	3,293	3,205	3,117	3,028	2,954
0～5歳児計	1,652	1,601	1,555	1,497	1,448	1,423	1,418
6～11歳児計	1,820	1,780	1,738	1,707	1,670	1,606	1,536

【おおむね神森中学校区】

(人)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳児	161	159	158	157	157	156	155
1歳児	201	183	184	183	182	182	181
2歳児	204	186	170	171	170	169	169
3歳児	231	223	204	186	187	186	185
4歳児	223	230	223	203	186	187	186
5歳児	216	217	224	217	198	181	182
6歳児(小1)	239	218	219	226	219	200	183
7歳児(小2)	250	238	217	218	225	218	199
8歳児(小3)	259	256	245	223	224	231	224
9歳児(小4)	257	260	260	248	226	227	235
10歳児(小5)	251	253	251	251	240	218	219
11歳児(小6)	246	245	244	242	243	232	211
0～11歳児計	2,738	2,668	2,598	2,525	2,455	2,386	2,327
0～5歳児計	1,236	1,198	1,162	1,117	1,079	1,060	1,057
6～11歳児計	1,502	1,470	1,436	1,409	1,376	1,326	1,270

【おおむね港川中学校区】

(人)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳児	216	213	211	210	210	209	208
1歳児	217	198	199	198	196	196	196
2歳児	280	255	233	234	233	231	231
3歳児	266	257	235	215	215	214	213
4歳児	239	247	239	218	199	200	199
5歳児	264	265	273	265	242	221	222
6歳児(小1)	281	256	258	266	258	235	215
7歳児(小2)	278	265	241	242	250	242	221
8歳児(小3)	267	264	252	230	231	238	231
9歳児(小4)	267	270	270	258	235	236	244
10歳児(小5)	282	284	282	282	269	245	246
11歳児(小6)	293	292	291	289	289	276	251
0～11歳児計	3,150	3,065	2,984	2,906	2,828	2,745	2,676
0～5歳児計	1,482	1,434	1,391	1,340	1,296	1,272	1,268
6～11歳児計	1,668	1,631	1,594	1,567	1,532	1,473	1,408

【おおむね浦西中学校区】

(人)	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳児	145	143	142	141	141	141	140
1歳児	148	135	136	135	134	134	133
2歳児	146	133	122	122	121	121	121
3歳児	159	154	140	128	129	128	127
4歳児	153	158	153	140	128	128	127
5歳児	154	154	159	155	141	129	129
6歳児(小1)	157	143	144	149	144	131	120
7歳児(小2)	156	149	135	136	140	136	124
8歳児(小3)	174	172	164	150	150	155	150
9歳児(小4)	172	174	174	166	151	152	157
10歳児(小5)	162	163	162	162	155	141	141
11歳児(小6)	169	168	168	166	167	159	145
0～11歳児計	1,895	1,846	1,799	1,749	1,701	1,655	1,615
0～5歳児計	905	877	852	820	794	780	778
6～11歳児計	990	969	947	929	907	875	838

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容

令和5年度に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査の結果や第2期計画期間の実績値を踏まえ、令和7年度から令和11年度にかけて必要となる教育・保育施設の需要量（量の見込み）を算出するとともに、その受け皿である提供量（確保方策）を示します。

（1）認定区分別の量の見込みと確保方策

■教育・保育施設の利用に際した児童の認定区分

1号認定	満3～5歳で保育を必要とせず教育標準時間の施設利用が中心の児童	認定こども園・幼稚園
2号認定	満3～5歳で保育を必要とする児童	認定こども園・保育所(園)
3号認定	満0～2歳で保育を必要とする児童	認定こども園・保育所(園)・特定地域型保育事業所

○1号認定（3～5歳児）

			R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み①			370	360	335	316	306
確保の内容	公立認定こども園	人	98	98	98	98	98
		か所	4				
	私立認定こども園	人	290	290	290	290	290
		か所	23				
	計②		388	388	388	388	388
過不足②－①			18	28	53	72	82

○2号認定（3～5歳児）

			R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み①			3,010	2,924	2,727	2,567	2,490
確保の内容	公立認定こども園	人	277	277	277	277	277
		か所	4				
	私立認定こども園	人	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598
		か所	23				
	公立保育所	人	225	225	225	225	225
		か所	3（※計画期間中に見直し想定）				
	私立保育所	人	936	936	936	936	936
		か所	17				
計②			3,036	3,036	3,036	3,036	3,036
過不足②－①			26	112	309	469	546

○3号認定（0～2歳児）

【0歳】

				R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み①				513	510	507	507	505
確保の内容	特定教育・保育施設	私立認定こども園	人	210	210	210	210	210
			か所	14				
		公立保育所	人	6	6	6	6	6
			か所	3（※計画期間中に見直し想定）				
		私立保育所	人	225	225	225	225	225
			か所	17				
	特定地域型 保育事業所	小規模保育	人	68	68	68	68	68
			か所	17				
		事業所内保育	人	5	5	5	5	5
			か所	1				
	計②			514	514	514	514	514
	過不足②－①				1	4	7	7

【1・2歳】

				R 7	R 8	R 9	R10	R11	
量の見込み①				1,785	1,779	1,777	1,766	1,760	
確保の内容	特定教育・保育施設	私立認定こども園	人	704	704	728	728	728	
			か所	16（うち1箇所はR9から）					
		公立保育所	人	132	132	132	132	132	
			か所	3（※計画期間中に見直し想定）					
		私立保育所	人	684	684	684	684	684	
			か所	17					
	特定地域型 保育事業所	小規模保育	人	253	253	253	253	253	
			か所	17					
		事業所内保育	人	12	12	12	12	12	
			か所	1					
		計②			1,785	1,785	1,809	1,809	1,809
	過不足②－①				0	6	32	43	49

■提供区域別 教育・保育の量の見込みと確保方策

市全体		令和7年度(推計児童数： 6,504 人のうち)				令和8年度(推計児童数： 6,311 人のうち)				令和9年度(推計児童数： 6,076 人のうち)				令和10年度(推計児童数： 5,880 人のうち)				令和11年度(推計児童数： 5,780 人のうち)			
		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)	
			教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		370 人	3,010 人		2,298 人		360 人	2,924 人		2,289 人		335 人	2,727 人		2,284 人		316 人	2,567 人		2,273 人	
			0	3,010	1,785	513		0	2,924	1,779	510		0	2,727	1,777	507		0	2,567	1,766	507
②確保の内容		388 人	3,036 人		2,299 人		388 人	3,036 人		2,299 人		388 人	3,036 人		2,323 人		388 人	3,036 人		2,323 人	
特定 教育 施設・	こども園	388	1,875		704	210	388	1,875		704	210	388	1,875		728	210	388	1,875		728	210
	保育所		1,161		816	231		1,161		816	231		1,161		816	231		1,161		816	231
特定 地域 事業 型	小規模保育				253	68				253	68				253	68				253	68
	事業所内保育				12	5				12	5				12	5				12	5
確認を受けない幼稚園																					
認可外保育施設 (認可化移行支援)																					
②-①		18 人	26 人	0人	1人	28 人	112 人	6人	4人	53 人	309 人	32人	7人	72 人	469 人	43人	7人	82 人	546 人	49人	9人

浦添中学校区		令和7年度(推計児童数： 1,395 人のうち)				令和8年度(推計児童数： 1,351 人のうち)				令和9年度(推計児童数： 1,302 人のうち)				令和10年度(推計児童数： 1,264 人のうち)				令和11年度(推計児童数： 1,245 人のうち)			
		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳： 学校教育のみ (1号)	3-5歳： 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳： 保育の必要性 あり(3号)	
			教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		75 人	609 人		526 人		73 人	590 人		523 人		67 人	549 人		522 人		64 人	517 人		519 人	
			0	609	408	118		0 人	590 人	406	117		0 人	549 人	405	117		0 人	517 人	402	117
②確保の内容		32 人	591 人		476 人		32 人	591 人		476 人		32 人	591 人		476 人		32 人	591 人		476 人	
特定 教育 施設・	こども園	32	213		48	24	32	213		48	24	32	213		48	24	32	213		48	24
	保育所		378		270	80		378		270	80		378		270	80		378		270	80
特定 地域 事業 型	小規模保育				28	9				28	9				28	9				28	9
	事業所内保育				12	5				12	5				12	5				12	5
確認を受けない幼稚園																					
認可外保育施設 (認可化移行支援)																					
②-①		▲ 43 人	▲ 18 人	▲ 50人	0人	▲ 41 人	1 人	▲ 48人	1人	▲ 35 人	42 人	▲ 47人	1人	▲ 32 人	74 人	▲ 44人	1人	▲ 30 人	88 人	▲ 43人	2人

(※教育ニーズ：幼児期の教育意向が強いと想定されるニーズを指しますが、本市においては認定こども園を希望する2号児童は「保育の必要性がある＝保育ニーズ」と見なし整備量を図っている点にご留意ください)

仲西中学校区			令和7年度(推計児童数: 1,601 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 1,555 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 1,497 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 1,448 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 1,423 人のうち)				
			3-5歳: 学校教育のみ (1号)		3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)		3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)		3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)		3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
					教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳			教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳			教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳			教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)			92 人	746 人		559 人		89 人	726 人		558 人		83 人	677 人		556 人		78 人	637 人		554 人		76 人	617 人		552 人	
				0	746	429	130		0 人	726 人	429	129		0 人	677 人	427	129		0 人	637 人	425	129		0 人	617 人	424	128
②確保の内容			68 人	761 人		563 人		68 人	761 人		563 人		68 人	761 人		587 人		68 人	761 人		587 人		68 人	761 人		587 人	
				434	129	434	129		458	129	458	129		458	129	458	129										
特定 教育・ 施設	こども園	68	480	144	51	68	480	144	51	68	480	168	51	68	480	168	51	68	480	168	51	68	480	168	51		
	保育所		281	201	54		281	201	54		281	201	54		281	201	54		281	201	54		281	201	54		
特定 地域 事業 型	小規模保育			89	24			89	24			89	24			89	24			89	24			89	24		
	事業所内保育																										
確認を受けない幼稚園																											
認可外保育施設 (認可化移行支援)																											
②-①			▲ 24 人	15 人	5人	▲ 1人	▲ 21 人	35 人	5人	0人	▲ 15 人	84 人	31人	0人	▲ 10 人	124 人	33人	0人	▲ 8 人	144 人	34人	1人					

神森中学校区			令和7年度(推計児童数: 1,198 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 1,162 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 1,117 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 1,079 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 1,060 人のうち)				
			3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)						
				教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)			72 人	583 人		403 人	70 人	566 人		402 人	65 人	527 人		401 人	61 人	497 人		399 人	59 人	482 人		397 人					
				0	583	322	81		0	566	321	81		0	527	321	80		0 人	497	319	80		0 人	482	317	80
②確保の内容			56 人	620 人		419 人	56 人	620 人		419 人	56 人	620 人		419 人	56 人	620 人		419 人	56 人	620 人		419 人					
						319	100				319	100				319	100				319	100					
特定 教育・ 施設	こども園	56	352		94	42	56	352		94	42	56	352		94	42	56	352		94	42	56	352		94	42	
	保育所		268		193	52		268		193	52		268		193	52		268		193	52		268		193	52	
特定 地域 事業 型	小規模保育				32	6				32	6				32	6				32	6				32	6	
	事業所内保育																										
確認を受けない幼稚園																											
認可外保育施設 (認可化移行支援)																											
②-①			▲ 16 人	37	人	▲ 3人	19人	▲ 14 人	54	人	▲ 2人	19人	▲ 9 人	93	人	▲ 2人	20人	▲ 5 人	123	人	0人	20人	▲ 3 人	138	人	2人	20人

港川中学校区			令和7年度(推計児童数: 1,434 人のうち)					令和8年度(推計児童数: 1,391 人のうち)					令和9年度(推計児童数: 1,340 人のうち)					令和10年度(推計児童数: 1,296 人のうち)					令和11年度(推計児童数: 1,272 人のうち)				
			3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)						
				教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)			82 人	668 人		505 人		80 人	650 人		501 人		75 人	607 人		500 人		70 人	571 人		498 人		68 人	553 人		496 人	
				0	668	394	111		0 人	650 人	391	110		0 人	607 人	391	109		0 人	571 人	389	109		0 人	553 人	387	109
②確保の内容			126 人	546 人		413 人		126 人	546 人		413 人		126 人	546 人		413 人		126 人	546 人		413 人		126 人	546 人		413 人	
						318	95				318	95				318	95				318	95				318	95
特定 教育・ 施設	こども園	126	445	175	57	126	445	175	57	126	445	175	57	126	445	175	57	126	445	175	57	126	445	175	57		
	保育所		101	68	18		101	68	18		101	68	18		101	68	18		101	68	18		101	68	18		
特定 地域 事業 型	小規模保育			75	20			75	20			75	20			75	20			75	20			75	20		
	事業所内保育																										
確認を受けない幼稚園																											
認可外保育施設 (認可化移行支援)																											
②-①			44 人	▲ 122 人	▲ 76人	▲ 16人	46 人	▲ 104 人	▲ 73人	▲ 15人	51 人	▲ 61 人	▲ 73人	▲ 14人	56 人	▲ 25 人	▲ 71人	▲ 14人	58 人	▲ 7 人	▲ 69人	▲ 14人					

浦西中学校区			令和7年度(推計児童数: 877 人のうち)				令和8年度(推計児童数: 852 人のうち)				令和9年度(推計児童数: 820 人のうち)				令和10年度(推計児童数: 794 人のうち)				令和11年度(推計児童数: 780 人のうち)								
			3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)						
				教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳					
①量の見込み (必要利用定員総数)			50 人	405 人		305 人		48 人	394 人		305 人		45 人	367 人		305 人		43 人	346 人		303 人		41 人	335 人		302 人	
				0	405	232	73			0 人	394 人	233		72		0 人	367 人		233	72		0 人		346 人	231	72	
②確保の内容			106 人	518 人		428 人		106 人	518 人		428 人		106 人	518 人		428 人		106 人	518 人		428 人		106 人	518 人		428 人	
					356	72				356	72				356	72				356	72				356	72	
特定 教育・ 施設	こども園	106	385		243	36	106	385		243	36	106	385		243	36	106	385		243	36	106	385		243	36	
	保育所		133		84	27		133		84	27		133		84	27		133		84	27		133		84	27	
特定 地域 事業 型	小規模保育			29	9			29	9			29	9			29	9			29	9			29	9		
	事業所内保育																										
確認を受けない幼稚園																											
認可外保育施設 (認可化移行支援)																											
②-①			56 人	113 人	124人	▲ 1人	58 人	124 人	123人	0人	61 人	151 人	123人	0人	63 人	172 人	125人	0人	65 人	183 人	126人	0人					

（２）第３期計画（令和７年度～１１年度）における確保方策の取り組みについて

これまでの施設整備に伴って一定程度の必要量は確保できているものの、保育人材不足等の理由により、３号認定（０～２歳児）の利用定員に対し受け入れ可能な児童数が下回る状況があり、待機児童の発生につながっています。

待機児童の解消を図るため、以下の取り組みを進め、それでもなお待機児童の解消に至らない場合、または、ニーズ量及び将来推計人口が計画値と乖離する場合には、施設整備を図ります。

- １．需要（ニーズ）の高い年齢と、供給量（確保量）の多い年齢間において、定員枠の調整（需給調整）を図ります。（公立・私立共通）
- ２．令和７年度から施行される「新たな継続的な見える化の制度」において、職員の配置状況や処遇改善状況等が国のシステムにより公表されます。施設の情報に適正に公表されることにより、保育士の定着化、潜在保育士の確保が出来るよう、あらゆる事業を活用しながら、より効果的な人材確保に取り組めます。（公立・私立共通）
- ３．公立施設の役割や今後の在り方について検討し、必要に応じて人的資源を集約し、需要（ニーズ）の高い低年齢の定員確保に取り組めます。（公立）
- ４．宮城こども園改築に伴い、１歳児、２歳児、合わせて概ね３０名程度の定員を確保します。（私立・令和９年度予定）



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

各自治体が『地域の実情に応じて実施すること』と定められている各種子育て支援事業について、以下のとおり、見込み値及び確保方策を示します。

①延長保育事業

- ・ 保育認定を受けたこどもに対し、市内認定こども園や保育所（園）等において、通常の利用日以外や利用している標準時間以外に保育を実施する事業です。（標準時間：一日 11 時間の開所時間）
- ・ 市内 65 か所の認定こども園や認可保育所（園）において実施されています。

<市全域>		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
確保の内容②	人	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
	か所	65	65	65	65	65
②－①		0	0	0	0	0

<区域別>		R7	R8	R9	R10	R11
浦添中学校区	人	215	215	215	215	215
仲西中学校区	人	247	247	247	247	247
神森中学校区	人	185	185	185	185	185
港川中学校区	人	222	222	222	222	222
浦西中学校区	人	135	135	135	135	135

○過年度の各週最大利用人数から公立・私立園の年間実績数を概算し見込み量を算定しています。必要とする保護者に対し適切に受け皿を提供するため、見込み量と同数の確保量を設けています。



②放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に適切な遊び、生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。
- ・市内各小学校区において、64 クラブ（令和7年4月時点）が設置されています。

<市全域>		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①		2,604	2,524	2,492	2,448	2,355
学年毎の見込み	1年生	738	742	766	742	677
	2年生	685	624	627	648	628
	3年生	489	467	425	427	441
	4年生	370	371	354	322	324
	5年生	243	241	242	231	210
	6年生	79	79	78	78	75
確保方策②		2,717	2,717	2,717	2,717	2,717
②-①		113	193	225	269	362

○小学生のニーズ調査結果をもとに、「現在週4日以上、学童クラブを利用している利用者」と「学童クラブを利用したいが、利用料・利用時間・施設内の過ごし方の意向などの理由により、利用できていない児童」の割合を各学年の推計児童数へ乗算し、見込み量を算出しています。見込み量に応じて適切な受け皿が提供されるよう確保方策を設定します。

<※区域別見込み量>

浦添小		R7	R8	R9	R10	R11
量の①学年毎の見込み	1年生	45	45	46	45	41
	2年生	55	49	50	52	50
	3年生	30	29	26	26	27
	4年生	25	25	24	23	23
	5年生	14	14	14	14	12
	6年生	3	3	3	3	3
計		172	165	163	163	156
②確保方策		170	170	170	170	170
②-①		▲2	5	7	7	14

前田小		R7	R8	R9	R10	R11
量の①学年毎の見込み	1年生	63	64	67	64	59
	2年生	66	61	60	62	61
	3年生	42	40	37	37	37
	4年生	36	36	34	31	32
	5年生	9	8	8	8	8
	6年生	1	1	1	1	1
計		217	210	207	203	198
②確保方策		213	213	213	213	213
②-①		▲4	3	6	10	15

沢岬小		R7	R8	R9	R10	R11
量① の学年毎の 見込み	1年生	58	58	60	58	53
	2年生	53	48	48	50	48
	3年生	45	43	39	39	41
	4年生	32	32	30	28	28
	5年生	38	38	38	36	33
	6年生	3	3	3	3	3
計		229	222	218	214	206
②確保方策		249	249	249	249	249
②-①		20	27	31	35	43

宮城小		R7	R8	R9	R10	R11
量① の学年毎の 見込み	1年生	66	66	68	66	60
	2年生	70	62	64	65	64
	3年生	50	47	43	43	45
	4年生	36	37	34	32	33
	5年生	32	32	32	30	27
	6年生	11	11	11	11	11
計		265	255	252	247	240
②確保方策		259	259	259	259	259
②-①		▲6	4	7	12	19

仲西小		R7	R8	R9	R10	R11
量① の学年毎の 見込み	1年生	62	62	64	62	56
	2年生	46	42	42	43	42
	3年生	38	36	33	33	34
	4年生	22	22	21	19	19
	5年生	17	17	17	17	15
	6年生	8	8	8	8	8
計		193	187	185	182	174
②確保方策		246	246	246	246	246
②-①		53	59	61	64	72

浦城小		R7	R8	R9	R10	R11
量① の学年毎の 見込み	1年生	101	103	106	103	94
	2年生	82	75	75	78	75
	3年生	52	50	45	45	47
	4年生	45	45	43	39	39
	5年生	21	20	21	20	18
	6年生	6	6	6	6	5
計		307	299	296	291	278
②確保方策		312	312	312	312	312
②-①		5	13	16	21	34

神森小		R7	R8	R9	R10	R11
①学年毎の 量の見込み	1年生	60	60	62	60	56
	2年生	66	61	61	63	61
	3年生	49	47	43	43	45
	4年生	41	41	40	35	35
	5年生	43	43	43	41	37
	6年生	19	19	19	19	18
計		278	271	268	261	252
②確保方策		274	274	274	274	274
②-①		▲4	3	6	13	22

内間小		R7	R8	R9	R10	R11
①学年毎の 量の見込み	1年生	64	64	66	64	58
	2年生	66	61	61	63	61
	3年生	48	46	42	42	43
	4年生	39	39	38	34	34
	5年生	16	16	16	15	14
	6年生	8	8	8	8	8
計		241	234	231	226	218
②確保方策		225	225	225	225	225
②-①		▲16	▲9	▲6	▲1	7

牧港小		R7	R8	R9	R10	R11
①学年毎の 量の見込み	1年生	64	64	66	64	58
	2年生	41	37	38	39	38
	3年生	28	27	24	25	25
	4年生	24	24	23	21	21
	5年生	16	16	16	15	14
	6年生	5	5	5	5	4
計		178	173	172	169	160
②確保方策		185	185	185	185	185
②-①		7	12	13	16	25

港川小		R7	R8	R9	R10	R11
①学年毎の 量の見込み	1年生	69	69	71	69	63
	2年生	58	53	53	55	53
	3年生	43	41	37	38	39
	4年生	26	26	26	23	23
	5年生	20	20	20	18	17
	6年生	5	5	4	4	4
計		221	214	211	207	199
②確保方策		254	254	254	254	254
②-①		33	40	43	47	55

当山小		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み① 学年毎の	1年生	86	87	90	87	79
	2年生	82	75	75	78	75
	3年生	64	61	56	56	58
	4年生	44	44	41	37	37
	5年生	17	17	17	17	15
	6年生	10	10	10	10	10
計		303	294	289	285	274
②確保方策		310	310	310	310	310
②-①		7	16	21	25	36

③地域子育て支援拠点事業

- ・乳幼児や保護者がいつでも気軽に集って相互の交流を行うことのできる場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ・令和5年より大型商業施設内に「子育て支援センター・ていんさぐ」1か所を設置し実施しています。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
確保方策②	か所	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

- 「子育て支援センター・ていんさぐ」を中心に、引き続き地域の子育て支援の充実に取り組んでまいります。
- なお、市内27か所の認定こども園をはじめ、保育所（園）や児童センターにおいても、保護者同士の交流促進や育児相談などの子育て支援を実施しています。

④一時預かり事業

【幼稚園型】

- ・認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児に対し、通常の教育時間の終了後に一時的な保育を行う事業です。

【一般型】

- ・保護者の就労や育児疲れによる負担軽減のため、認定こども園等に通っていない乳幼児を対象として一時的な預かりを実施する事業です。
- ・令和5年度より市内2か所での実施を開始しました。



【幼稚園型】		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人日	61,120	59,354	55,348	52,101	50,513
	か所	27				
確保方策②	人日	61,120	59,354	55,348	52,101	50,513
②—①		0	0	0	0	0

【一般型】		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人日	5,667	5,499	5,306	5,145	5,063
	か所	14				
確保方策②	人日	5,667	5,499	5,306	5,145	5,063
②—①		0	0	0	0	0

○幼稚園型・一般型ともに、ニーズ調査結果より把握される見込み量から過剰なニーズを除外して算出を行いました。

○実際の利用傾向を踏まえつつ、見込み量に応じて適切な提供体制の確保の量を設定します。
また、過年度においては一般型一時預かりの提供体制が不足していたことから、「こども誰でも通園制度」の利用対象者とも整理の上、確保量を調整します。

⑤病児保育事業

- ・保育所（園）へ通所中の児童等を、病気中もしくは病気回復期に、病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業です。
- ・令和5年度より市内2か所において実施中です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人日	1,730	1,679	1,616	1,564	1,537
確保方策②	人日	1,730	1,679	1,616	1,564	1,537
②—①		0	0	0	0	0

○ニーズ調査結果をもとに、利用者のキャンセル率を25%程度と想定し見込み量の補正を行いました。

○令和5年度における実績値は年間600人程度ですが、満員により断られるケースもあることを踏まえるとニーズに対し提供体制が充足しているとは言えないため、新規施設の設置を見据えた確保の量を設定します。



⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・こどもの保育や送迎などの子育てを援助してほしい人（おねがい会員）と子育てを援助したい人（まかせて会員）とを結び、保育等の助け合いを行う事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人日	5,159	5,057	4,856	4,712	4,596
確保方策②	人日	5,159	5,057	4,856	4,712	4,596
②—①		0	0	0	0	0

○令和5年度の実績値（病児・緊急対応を除く）をもとに、事業対象となる0歳3か月～11歳の推計人口と割合を掛け合わせて見込み量を算定しました。

○必要とする保護者に対し適切に提供体制を整備するため、見込み量と同数の確保量を設けています。事業の周知が広がり援助へのニーズは高まっている一方、「まかせて会員」においては活動できる会員数が減少していることから、引き続き「まかせて会員」の確保や既存会員の活動再開に向けて呼びかけを行います。

⑦子育て短期支援事業

- ・疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、または緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、特定の施設等において養育・保護を行う事業です。
- ・市内母子生活支援施設において実施されています。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人日	317	317	317	317	317
確保方策②	人日	317	317	317	317	317
②—①		0	0	0	0	0

○令和6年度の法改正に伴い支援内容が拡充されたことから、直近の実績値をもとに見込み量を算定しています。見込み量の増加に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

⑧乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）

- ・育児不安が高くなる生後4か月未満の乳児を持つ子育て家庭に対し、家庭訪問を通して親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人	990	984	978	978	974
確保方策②	人	990	984	978	978	974
②—①		0	0	0	0	0

○生後4か月までの乳児がいる全ての家庭が対象となることから、人口推計で算出された各年度の0歳児数を量の見込み及び確保の量として設定しています。

⑨養育支援訪問事業

- ・養育が困難な家庭に対して保健師等の専門的な支援員を派遣し、養育に関する相談支援を行う事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人	15	15	15	15	15
確保方策②	人	15	15	15	15	15
②—①		0	0	0	0	0

○令和6年度の児童福祉法改正により、事業対象者や取り組み内容が改定されたことから、直近の実績値をもとに見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

⑩妊婦一般健康診査

- ・妊婦の健康保持・増進を図り安心して出産を迎えられる体制を整えるため、全妊婦に対し公費負担で健診を行う事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人回	13,569	13,487	13,404	13,404	13,350
確保方策②	人回	13,569	13,487	13,404	13,404	13,350
②—①		0	0	0	0	0

○人口推計で算出された対象者数に過年度の実績を含めた補正を行い、公費での受診回数(14回分)を乗算した見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

⑪利用者支援事業

【基本型】

- ・こどもや保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を適切に選択し円滑に利用できるよう、身近な場所において各施設や事業等の情報提供、利用にあたっての助言・支援を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等に取り組む事業です。
- ・市内児童館1か所において実施されています。

【特定型】

- ・こどもや保護者等が教育・保育施設や各種子育て支援事業等を適切に選択し円滑に利用できるよう、市町村窓口において保育コンシェルジュを設置し、各施設や事業等の情報提供、利用にあたっての助言・支援を行う事業です。
- ・こども未来課窓口にて実施されています。

【こども家庭センター型】

- ・母子保健と児童福祉が連携・協働し、全ての妊産婦や子育て家庭、こどもへ切れ目のない一体的な相談支援を行う事業です。
- ・こども家庭課内にて実施されています。

【基本型】		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
確保方策②	か所	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0

【特定型】		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
確保方策②	か所	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0

【こども家庭センター型】		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
確保方策②	か所	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0

- こどもや妊産婦、子育て家庭が、適切な教育・保育施設や各事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、今後も身近な場所での相談支援、情報提供が実施できる量の見込み及び実施箇所数を設定しています。
- 上記の実施箇所とは別に、令和4年の児童福祉法改正で掲げられた、地域住民からの子育てに関する相談対応を行う「地域子育て相談機関」についても必要に応じて整備量を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費の費用の一部を助成する事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人	12	12	12	12	12
確保方策②	人	12	12	12	12	12
②—①		0	0	0	0	0

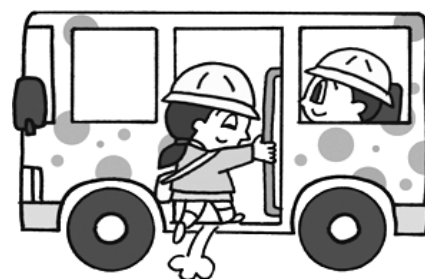
- 直近の実績値をもとに見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ・特定教育・保育施設等への新規事業者への参入促進や、私立認定こども園の加配補助等を行う事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	か所	9	9	9	9	9
確保方策②	か所	9	9	9	9	9
②—①		0	0	0	0	0

- 直近の実績値をもとに見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。



<第三期計画からの新規事業の見込み値について>

<新規1>子育て世帯訪問支援事業

- ・家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、支援を必要とする児童（ヤングケアラー等）がいる家庭に対し、訪問支援員が相談・助言を行うとともに、家事・育児等を支援し、適切な養育環境の維持に努める事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	人回	700	700	700	700	700
確保方策②	人回	700	700	700	700	700
②—①		0	0	0	0	0

○令和6年度の児童福祉法改正により「養育支援訪問事業」の対象者が移行し事業が開始されたことから、直近の実績値をもとに見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

<新規2>児童育成支援拠点事業

- ・養育環境等に課題を抱える児童等に居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
- ・今後、教育委員会や学校等の関係部局と連携し、本事業の支援が必要な対象者の見込み量や必要な提供体制の確保について検討に努めます。

<新規3>親子関係形成事業

- ・児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている子育て家庭に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できる場を設ける等必要な支援を行い、親子間における適切な関係性構築を図る事業です。
- ・関係機関や教育・保育施設等とも連携し、本事業の支援が必要な対象者の見込み量や必要な提供体制の確保について検討に努めます。

<新規4>妊婦等包括相談支援事業

- ・妊婦や配偶者への面談等を通じて、その心身の状況や置かれている環境の把握を行うとともに、出産・育児に関する相談、情報提供などを行う事業です。
- ・「ていだっ子すくすく応援事業」における「伴走型相談支援」として実施しています。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	回	3,288	3,268	3,247	3,246	3,233
確保方策②	回	3,288	3,268	3,247	3,246	3,233
②—①		0	0	0	0	0

○これまで現行制度の中で「伴走型相談支援事業」として実施されていた取り組みが児童福祉法における制度事業として新たに実施される予定となっており、現行制度事業の実績値をもとに見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

<新規5>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・満3歳未満の未就園児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談や子育てに関する情報提供、助言等を行う事業です。
- ・令和8年からの本格実施に向け、試行的事業（モデル事業）を実施しています。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	0歳	人日	3,696	3,696	3,696	3,696	3,696
	1歳		2,112	1,584	1,584	1,584	1,584
	2歳		2,112	1,584	1,584	1,584	1,584
確保方策②	0歳	人日	3,696	3,696	3,696	3,696	3,696
	1歳		2,112	1,584	1,584	1,584	1,584
	2歳		2,112	1,584	1,584	1,584	1,584
	か所数		10	10	20	20	20
②—①			0	0	0	0	0

○国が示す現時点の暫定算出式を用いて見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

<新規6>産後ケア事業

- ・全ての母親が産後も健康で安心して子育てに取り組むことができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	回	3,021	3,002	2,984	2,984	2,972
確保方策②	回	3,021	3,002	2,984	2,984	2,972
②—①		0	0	0	0	0

○これまで母子保健法に定められていた「産後ケア事業」を子ども・子育て支援法における事業として位置づけなおしたものであるため、既存事業の実績値をもとに見込み量を算定しました。見込み量に併せて、適切な受け皿が提供されるよう確保の量を設定します。

第6章 てだこ・こども若者計画に関する指標

(国指標：「成育医療方針」及び「こども大綱」より 県指標：県こども計画より(24. 12. 20 公表時点))

No.	指標名称	担当課	市の現状値	市の目標値 R11	県の現状値	県の目標値(R11)	国の現状値	国の目標値	出典
基本目標1 こどもを安心して生み育てることのできるまち【母子保健計画】									
(1)妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策									
1	妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	こども家庭課	84.1% (R5)	増加	－	－	94.8% (R3)	増加	地域保健・健康増進事業報告
2	BMI18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合	こども家庭課	15.5%(R5)	減少	－	－	18.1% (R1)	減少 15%(R14)	国民健康・栄養調査
3	妊婦の喫煙率	こども家庭課	2.6%(R5)	0%	－	－	1.9% (R3)	0 (R－)	母子保健課調査
4	全出生数中の低出生体重児の割合	こども家庭課	10.6%(R4)	減少	－	－	1,500g 未満：0.7% 2,500g 未満：9.4% (R4)	減少	人口動態統計
5	産後ケア事業の利用率	こども家庭課	17.2%(R5)	増加	－	－	6.1% (R3)	増加	母子保健課調べ
6	産後 1 か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	こども家庭課	10.0%(R5)	減少	－	－	9.7% (R3)	減少	母子保健課調査
7	乳幼児健康診査の受診率	こども家庭課	(乳児) 94.2% (1.6 歳児) 93.1% (3 歳児) 88.6% (R5)	(乳児) 97.0% (1.6 歳児) 96.0% (3 歳児) 95.0%	(乳児) 89.4% (1.6 歳児) 90.7% (3 歳児) 87.9% (R4)	(乳児) 90% (1.6 歳児) 91% (3 歳児) 90%	(乳児) 88.8% (1.6 歳児) 96.3% (3 歳児) 95.7% (R4)	－	地域保健・健康増進事業報告
8	3 歳児でむし歯のある者の割合	こども家庭課	14.8%(R5)	11.0%	15.8% (R 4)	12%(R10)	8.6% (R 4)	(むし歯のない3 歳児の増加)	県：乳幼児健康診査報告書及び地域保健課調べ 全国：地域保健・健康増進事業報告
9	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	こども家庭課	歯科健診：38.3% 保健指導：38.3% (R5)	歯科健診：43.0% 保健指導：43.0%	－	－	歯科健診：30.3% 保健指導：20.3% (R3)	増加	地域保健・健康増進事業報告
10	かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合 （再掲：乳幼児の口腔）	こども家庭課	< 医師 > 3・4 か月児：69.4% 3 歳児：91.3% < 歯科医師 > 3 歳児：48.9% (R5)	< 医師 > 3・4 か月児：85.0% 3 歳児：95.0% < 歯科医師 > 3 歳児：55.0%	－	－	< 医師 > 3・4 か月児：79.9% 3 歳児：89.6% < 歯科医師 > 3 歳児：52.7% (R3)	< 医師 > 3・4 か月児：85.0% 3 歳児：95.0% < 歯科医師 > 3 歳児：55.0%	母子保健事業の実施状況等調査（母子保健課調査）
(2)学童期・思春期における保健施策や教育・普及啓発等									
11	児童・生徒における肥満傾向児の割合	健康づくり課 学校教育課	小 5 男子 14.6% 小 5 女子 10.9% (R5)	減少	(小 5 男子) 14.7% (小 5 女子) 11.4% (中 2 男子) 11.9% (中 2 女子) 8.8% (R5)	(小 5 男子) 12.3% (小 5 女子) 9.9% (中 2 男子) 9.5% (中 2 女子) 8.5%	(小 5 男子) 13.6% (小 5 女子) 9.7% (中 2 男子) 10.6% (中 2 女子) 7.0% (R5)	(※令和 4 年時点での目標は「減少」。 国未公開部分のため 見せ方要調整)	学校保健統計
12	う蝕のない十代の割合	健康づくり課 学校教育課	健康づくり課 12 歳 62.4% (R 5)	健康づくり課 95%(R17)	－	－	71.7% (R3)	増加 (R14 目標値 95%)	学校保健統計調査
13	スクールカウンセラーを配置している小学校、中学校、高等学校の割合	こども青少年課	(小) 100% (中) 100%	(小) 100% (中) 100%	(小) 100% (中) 100% (R6)	(小) 100% (中) 100%	小学校：94.7% 中学校：97.8% 高等学校：94.2% (R5)	増加	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

No.	指標名称	担当課	市の現状値	市の目標値 R11	県の現状値	県の目標値(R11)	国の現状値	国の目標値	出典
14	中学生・高校生の飲酒者の割合	学校教育課	0.01%(中のみ)	0%	－	－	2.2% (R3)	0%	厚生労働科学研究
15	中学生・高校生の喫煙者の割合	学校教育課	0.003% (中のみ)	0%	－	－	0.6% (R3)	0%	厚生労働科学研究
(4)子育てやこどもを育てる家庭への支援									
16	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	こども家庭課	3・4 か月児：96.9% 1 歳 6 か月児：88.1% 3 歳児：75.4% (R5)	3・4 か月児：98.0% 1 歳 6 か月児：90.0% 3 歳児：80.0%	－	－	3・4 か月児：94.7% 1 歳 6 か月児：85.1% 3 歳児：70.0% (R3)	3・4 か月児 95.0% 1 歳 6 か月児 85.0% 3 歳児 70.0%	母子保健課調査
17	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	こども家庭課	77.4% (R5)	85.0%	－	－	80.9% (R3)	90%	母子保健課調査
18	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	こども家庭課	3・4 か月児：93.8% 1 歳 6 か月児：87.2% 3 歳児：79.4% (R5)	3・4 か月児：95.0% 1 歳 6 か月児：90.0% 3 歳児：85.0%	－	－	3・4 か月児：89.3% 1 歳 6 か月児：81.0% 3 歳児：75.7% (R3)	3・4 か月児：92% 1 歳 6 か月児：85% 3 歳児：75%	母子保健課調査
基本目標2 こども・子育てをみんなで応援するまち									
(1)地域とつながる子育て支援の充実									
19	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	こども家庭課	96.7% (R5)	増加	95.5% (R4)	95.50%	95.0% (R4)	－	母子保健調査
基本目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち									
(1)身近な地域での教育・保育の提供									
20	保育所等入所待機児童数（顕在・潜在）	こども未来課	顕在：35 人 潜在：213 人 (R6)	顕在：0 人 潜在：50 人	顕在：356 人 潜在：1,925 人 (R6)	顕在：0 人 潜在：335 人	顕在：2,567 人 潜在：89,574 人 (R6)	－	県：保育所等待機児童数調査 全国：保育所等関連状況取りまとめ
基本目標4 自ら学び、考え、行動するこどもたちを育むまち									
(1)学校教育等の充実									
21	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差	学校教育課	(小) ▲2.5 (中) ▲6.8 (R6)	(小) 3.0 以上 (中) 3.0 以内	(小) ▲3.6 (中) ▲7.3 (R6)	(小) 2.5 (中) 0.5	－	－	全国学力・学習状況調査
22	「自分には、よいところがある」と思う児童生徒の割合(小中)	学校教育課	(小) 83.4% (中) 84.7% (R6)	(小) 100% (中) 100%	(小) 85.4% (中) 86.1% (R6)	－	(小) 84.1% (中) 83.3% (R6)	－	県・国：全国学力・学習状況調査
23	いじめの重大事態の発生件数（児童生徒千人当たり）	学校教育課	0 件 (R6)	0 件	0.10 件 (R5)	0.10 件以下	0.10 件 (R4)	－	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
24	小・中学校における不登校児童生徒数	こども青少年課	(小) 340 人 (中) 278 人 (R5)	－	－	－	299,048 人 (R4)	－	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
25	不登校児童生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合	こども青少年課	(小) 75.6% (中) 80.2% (R5)	(小) 90% (中) 90%	(小) 99.2% (中) 97.8% (R5)	全国平均	(小) 95.7% (中) 95.8% (R5)	－	県：不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等の実態調査 全国：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
26	スクールソーシャルワーカーを配置している小学校、中学校、高等学校の割合	こども青少年課	(小) 100% (中) 100%	(小) 100% (中) 100%	－	－	小学校：75.9% 中学校：78.5% 高等学校：48.8% (R4)	増加	
27	学校に行くのは楽しい児童生徒の割合（小中）	学校教育課	(小) 85.1% (中) 79.1% (R6)	(小) 100% (中) 100%	(小) 85.7% (中) 81.2% (R6)	全国平均	(小) 84.8% (中) 83.8% (R6)	－	全国学力・学習状況調査

No.	指標名称	担当課	市の現状値	市の目標値 R11	県の現状値	県の目標値(R11)	国の現状値	国の目標値	出典
28	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童生徒の割合（小中）	こども青少年課 学校教育課	(小) 59.5% (中) 62.2% (R6)	－	(小) 64.1% (中) 65.1% (R6)	－	(小) 67.1% (中) 67.5% (R6)	－	県・国：全国学力・学習状況調査
(2)豊かな心を育む教育の充実									
29	中学校卒業後の進路未決定率	学校教育課	1.4%	0%	1.7% (R5)	全国平均	0.8% (R5)	－	学校基本調査
30	将来の夢や目標を持ち、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合	学校教育課	(小) 77.2% (中) 80.7% (R6)	(小) 100% (中) 100%	(小) 82.0% (中) 74.7% (R6)	全国平均	(小) 82.2% (中) 73.3% (R6)	－	全国学力・学習状況調査
(4)放課後の居場所の充実									
31	放課後子ども教室設置数 (学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用している数)	社会教育推進課	21 教室 (R6)	28 教室	125 箇所 (R5)	135 教室	－	－	沖縄県教育庁生涯学習振興課調べ
32	放課後子ども教室と放課後児童（学童）クラブの校内交流型の目標箇所数	こども政策課 /社会教育推進課	7 教室 (R6)	13 教室	75 箇所 (R5)	95 箇所			
33	放課後児童(学童)クラブ待機児童数	こども政策課	34 件 (R6)	0 件	1.07% (R5)	0.16%	0.27% (R5)	－	沖縄県こども未来部子育て支援課調べ
基本目標5 すべてのこども・若者の権利と安全・安心を守るまち									
(1)児童虐待防止対策の推進									
34	児童虐待相談対応件数	こども家庭課	32 件 (R5)	－	2,585 件 (R4)	－	207,660 件 (R3)	－	厚生労働省「福祉行政報告例」
(2)障がいのあるこども、気になるこどもと家庭等への支援充実									
35	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の指導計画の作成	こども未来課	100% (R6)	100%	92.6% (R5)	100%	92.4% (R5)	－	令和 5 年度特別支援教育体制整備状況調査
36	公立幼稚園・幼保連携型認定こども園における特別な配慮を必要とする幼児に対する個別の教育支援計画の作成	こども未来課	100% (R6)	100%	94.0% (R5)	100%	86.0% (R5)	－	令和 5 年度特別支援教育体制整備状況調査
(3)経済的に困難さを抱える家庭への支援									
37	こどもの貧困対策支援員による支援人数	こども家庭課	429 人 (実数) (R5)	－	8,195 人 (R6)	8,739 人	－	－	内閣府沖縄振興局事業振興室調べ
38	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	保護課	88.2% (R5)	全国平均	89.9% (R5)	全国平均	92.5% (R5)	－	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
39	生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	保護課	0.9% (R3～R5 平均)	1%	2.2% (R4)	2.0%	3.7% (R4)	－	国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ 県：就労支援等調査
(6)こども・若者のための安全・安心のまちづくり									
40	こどもの居場所の利用者数	こども家庭課	13,979 人 (延べ) (R5) ※こども食堂の内、補助金を交付している団体のみの集計	－	449,352 人 (R6)	同程度	－	－	内閣府沖縄振興局事業振興室調べ

第7章 計画の推進にあたって

1 こども・若者の社会参加・意見反映のための取り組み

こども基本法第11条において、「市町村はこども施策の策定・実施等にあたって、施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが定められています。また、こども大綱においても、こども施策に関する基本的な方針として、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく」ための環境づくりを行うことが必要とされています。

本計画の策定にあたっては、浦添市のこどもたちの意見を聴取するためアンケートを実施し、その結果を計画策定の基礎資料として活用するとともに、パブリックコメントを実施します。また、こども・若者施策の推進に際して関係各課が実施している意識調査や意見聴取の結果なども必要に応じて計画策定の基礎資料として盛り込むことを検討しています。

2 計画の周知

本計画の基本的な視点である「おとな育ち」・「こども・若者育ち」・「地域育ち」を進め、次代を担うこども・若者たちが健やかに成長していくためにも、保護者、教育・保育支援の従事者、行政等が共通認識を持って連携を図りつつ、こども・若者を支えるための環境整備、仕組みづくりを引き続き進めていくことが重要となっています。そこで、本計画を浦添市の共有のこども施策の指針として広く浸透を図るため、ホームページへの掲載や広報誌などを通じた周知・啓発に努めます。

3 浦添市子ども・子育て会議との連携

計画策定後も、今後のこども・若者と子育てに関する施策を考え、解決しなければならない課題について話し合う必要があります。そこで、子育て支援の従事者、学識経験者、関係団体などで構成する「浦添市子ども・子育て会議」において意見交換を行い、施策や事業の改善に反映させていきます。

4 計画の進捗管理と計画の見直し

庁内の担当部署が横断的に連携しながら進捗管理を行うなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、取り組みを進めていきます。進捗状況については、「浦添市子ども・子育て会議」へ報告し、点検評価を行います。また、量の見込みと確保方策については、年度ごとに進捗を把握し、翌年度の事業展開に活かしていくものと

します。また、本計画に定める量の見込みと、実際の教育・保育の確保数などが大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しについて検討を行います。

5 国や県との連携

計画に位置づける取り組みは、法律や新制度に基づいた事業や、仕組みが変わる事業などがあります。また、虐待防止やひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など専門的知識や技術を有する取り組みや教育・保育の人材確保といった課題もあるため、国や県などとの連携を深め、必要に応じて協力を要請しながら計画を推進していきます。

6 こども・子育て支援事業債の活用について

「こども未来戦略」に基づく取り組みに合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード面整備）を速やかに実施できるよう、浦添市公共施設等総合管理計画に基づき、子育て関連施設（保育所、認定こども園、児童センター、障がい児施設等）の必要な整備及び改修にあたっては、こども・子育て支援事業債を活用します。

資料編

1 第4次てだこ親子プランの取組み状況

本計画の策定にあたり、第4次てだこ親子プランにおいて示された各施策の実施状況・改善点などを担当課の自己評価も含め把握、確認を行いました。取り組みの評価指標は以下のとおりとなります。

③ 予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる
③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった
⑤評価できない（実施したばかり等）	

■目標1 子どもを安心して生み育てることのできるまち

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	あ① っ予 た想 以上 に成 果が	で② い計 る画 どお りに 進ん	な画③ いど取 部おり 分り組 もにん あ進だ るんが で、い計	き④ な取 かり つ組 むこ とが で	施⑤ し評 た価 ばで かり ない （実
目標1 子どもを安心して生み育てることのできるまち	31	3	25	3	0	0
	100%	9.7%	80.6%	9.7%	0.0%	0.0%
(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策	13	2	9	2	0	0
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	6	0	6	0	0	0
(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	3	0	3	0	0	0
(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	2	0	2	0	0	0
(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策	7	1	5	1	0	0

(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策

- ・施策項目全13のうち、『①成果が上がった・②計画どおりに進んだ』施策が11、『③課題が生じた』施策が2つとなっています。
- ・成果があがった取り組みについては「産後ケア」と「新生児訪問事業」が挙げられています。
- ・「産後ケア」については、令和元年度の母子保健法改正以降、全国的に事業拡充が求められる状況にあったことから、本市においても対象者拡大や利用者負担の軽減に努めてきました。今後受け皿の確保等を進めていく必要があります。
- ・「新生児訪問事業」においては、当初コロナ禍の影響を受け希望者の減少傾向がありましたが、その後の感染症対策や交付金による事業促進を受けて申請者増加につながっています。
- ・一方、課題があった施策としては「乳児一般健康診査」や「1歳6か月児・3歳児健康診査」等の乳幼児健診に関する施策が挙げられます。どちらも要因としては、コロナ禍の影響による受診率目標値の未達成が要因であり、今後の事業進捗に伴って受診者増加を見込んでいます。
- ・いずれの施策も今後の事業継続や充足を推進していくものが大半となっていますが、「乳幼児歯科保健」にかかる施策の一部については、現状のニーズが低い取り組み（保育所への出前講座など）も含んでいることから、施策内容の精査を図っていきます。また、「子育て世代包括支援

センター」にかかる施策については、令和6年度以降の「こども家庭センター」の設置と現行の体制に応じた位置づけへと改めていきます。

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・施策項目全4つ（評価数6）のうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・学童期・思春期児童に対しては学校を通し、健康づくりや飲酒・喫煙等の防止教育を実施しています。関係課や学校・家庭・地域との一層の連携や、取り組み方の工夫等を今後も推進していく必要があります。

（３）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・施策項目全3つのうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・子育て期の母子を見守る地域づくりとして、地域資源との繋ぎや安全啓発に取り組んできました。今後も継続的な取り組みが必要となる施策ですが、母子と地域・行政のパイプ役を担う母子保健推進員の担い手不足など人的資源の課題も生じています。

（４）育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ・施策項目1つ（評価数2）に対し、いずれの評価も『②計画どおりに進んだ』となっています。
- ・庁内の伴走型相談支援及び障がい福祉関連複合施設ピアラルうらそえの相談体制等を通し、妊産婦や乳幼児、保護者等に寄り添った支援を行っています。

（５）妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・施策項目全7つのうち、『①成果が上がった・②計画どおりに進んだ』施策が6つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・成果があがった取り組みについては「新生児訪問事業」が挙げられています。（前述のため省略）
- ・一方で課題があった取り組みとしては、「乳幼児健康診査の推進・充実」が挙げられています。具体的な課題点について、前述のコロナを要因とする目標未達成の面もありますが、取り組みの支え手でもある心理士や保健師・助産師の継続的な確保についても懸念されています。

■目標2 子ども・子育てをみんなで応援するまち

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	あ① っ予 た想 以上 に成 果が	で② い計 る画 どお りに 進ん	な画③ いど取 り組 分り組 もにん あ進だ るんが で、い計	き④ な取 り組 むこ とが で	施⑤ し評 た価 ばか りな い（ 実
目標2 子ども・子育てをみんなで応援するまち	30	0	22	6	2	0
	100%	0.0%	73.3%	20.0%	6.7%	0.0%
(1) 地域とつながる子育て支援の充実	9	0	7	2	0	0
(2) 子育て情報内容の充実と相談しやすい窓口の整備	6	0	6	0	0	0
(3) 多様な保育ニーズに対応するサービスの確保	6	0	5	0	1	0
(4) 仕事と子育ての両立を実現する環境づくりの促進	4	0	3	1	0	0
(5) 親育ちへの学びの充実	5	0	1	3	1	0

(1) 地域とつながる子育て支援の充実

- ・ 施策項目全7つ（評価数9）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が7つ、『③課題が生じた』施策が2つとなっています。
- ・ 昨年度より体制を改めた「地域子育て支援拠点」や「認定こども園等における地域に開かれた子育て支援」等については利用率も高く、計画どおりに実施されています。
- ・ 一方、課題があった施策としては「地域における各相談員の確保」が挙げられており、民生委員・児童委員や母子保健推進員など地域の人的資源の確保が急務となっています。

(2) 子育て情報内容の充実と相談しやすい窓口の整備

- ・ 施策項目全5つ（評価数6）のうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・ 今後も継続的な情報提供や相談窓口の充実を実施するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」については令和6年度以降の「こども家庭センター」の設置と現行の体制に応じた位置づけへと改めていきます。

(3) 多様な保育ニーズに対応するサービスの確保

- ・ 施策項目全6つのうち、『②計画どおりに進んだ』施策が5つ、『④取り組むことができなかった』施策が1つとなっています。
- ・ 「一時預かり」や「子育て短期支援事業」など、児童福祉法の改正に伴って拡充が求められている事業については支援の充実に努めていきます。
- ・ また、「病児保育」や「ファミリー・サポート・センター事業」など、ニーズに対して提供体制が不足している事業についても確保に努めるとともに、取り組むことができていない「休日保育」の実施可否も検討していきます。

(4) 仕事と子育ての両立を実現する環境づくりの促進

- ・施策項目全3つ（評価数4）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が3つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて事業所への普及啓発や情報発信、イベント実施など計画どおり実施しています。
- ・男性の子育てを促す取り組みについては、マタニティスクールへの参加促進は進んでいるものの、個人や事業所を対象とした手法の再検討が必要となっています。

(5) 親育ちへの学びの充実

- ・施策項目全5つのうち、『②計画どおりに進んだ』施策が1つ、『③課題が生じた・④取り組むことができなかった』施策が4つとなっています。
- ・保護者の育児力・教育力を地域で育んでいく施策群ですが、この間のコロナ禍の影響を受け計画どおりの実施が困難だった事業が大半となっています。いずれの取り組みも今後の継続が求められていることから、活動の充実を図っていきます。

■目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	あ① つ予 た想 以上 に成 果が	で② い計 る画 どお りに 進ん	な画③ いど取 部おり 分り組 もにん も進だ るんが で、い計	き④ な取 かり 組む たこ とが で	施⑤ し評 た価 ばで かき りな い （実
目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち	19	2	16	1	0	0
	100%	10.5%	84.2%	5.3%	0.0%	0.0%
(1) 身近な地域での教育・保育の提供	6	0	5	1	0	0
(2) 乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実	7	2	5	0	0	0
(3) 就学前教育・保育を支える人材の確保・育成	1	0	1	0	0	0
(4) 地域との連携を生かした教育・保育施設づくりの推進	5	0	5	0	0	0

(1) 身近な地域での教育・保育の提供

- ・施策項目全5つ（評価数6）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が5つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・教育・保育施設の充実や支援の取り組みは適切に実施できているものの、依然として保育士の安定的確保が課題となっています。補助事業の継続や新たな支援策などの手立てが急務となっています。

(2) 乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実

- ・施策項目全5つ（評価数7）のうち、全ての施策が『①成果があった・②計画どおりに進んだ』と評価されています。

- ・乳幼児の健やかな成長のためにいずれも重要な取り組みとなるため、保育者の質の向上や関係機関との連携に努めています。

(3) 就学前教育・保育を支える人材の確保・育成

- ・施策項目1つに対し、『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・教育・保育人材の質の向上と人材確保に向けて努めています。

(4) 地域との連携を生かした教育・保育施設づくりの推進

- ・施策項目全3つ（評価数5）のうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・教育・保育施設や地域の教育・保育活動について、適切な情報発信・共有に努めます。

■目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまち

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	あ① つ予 た想 以上 に成 果が	で② い計 る画 どお りに 進ん	な画③ いど取 部おり 分り組 もにん あ進だ るんが で、い計	き④ な取 かり 組む たむ こと がで	施⑤ し評 た価 ばで かり ない 〜（実
目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまち	17	0	8	7	2	0
	100%	0.0%	47.1%	41.2%	11.8%	0.0%
(1) 学校教育等の充実	4	0	3	1	0	0
(2) 豊かな心を育む教育の充実	5	0	1	2	2	0
(3) 地域とともにある学校づくりの推進	4	0	3	1	0	0
(4) 放課後の居場所の充実	4	0	1	3	0	0

(1) 学校教育等の充実

- ・施策項目全4つのうち、『②計画どおりに進んだ』施策が3つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・教育相談支援員などの支援員配置や、適応指導教室での体験交流活動の実施など、問題を抱えた児童生徒や保護者の支援体制づくりに努めています。
- ・一方で、「学習指導の改善・充実」の取り組みに対しては、明確に学力状況調査の結果などに表れていないところもあり、今後の県・市独自の学力向上推進プランの反映が重要となります。

(2) 豊かな心を育む教育の充実

- ・施策項目全5つのうち、『②計画どおりに進んだ』施策が1つ、『③課題が生じた・④取り組むことができなかった』施策が4つとなっています。
- ・一部の取り組みについてはコロナ禍の影響を受け、実施が途絶えた事業もあることから、今後の施策見直しや事業推進が必要となります。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・施策項目全4つのうち、『②計画どおりに進んだ』施策が3つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・コミュニティ・スクールの設置は市内全小中学校において達成しているものの、学校が求める地域学校協働活動推進員の確保が困難な状況です。今後の取り組み継続に向け、一層PTAや地域住民への理解促進・協力を図っていく必要があります。

(4) 放課後の居場所の充実

- ・施策項目全3つ（評価数4）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が1つ、『③課題が生じた』施策が3つとなっています。
- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型実施が前計画期間中は困難だったことから、今後の方針に向けて教育委員会とも連携・協議を進めていきます。

■目標5 すべての子どもの権利と安全・安心を守るまち

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	あ① った 予想 以上 に 成果 が	で② い計 る画 ど おり に 進 ん	な画③ いど 取り 部 おり 分り 組 もに ん あ 進 だ る ん が で、 い計	き④ な取 り 組 む た む こ と が で	施⑤ し評 た 価 ば で か き な い 〜 （実
目標5 すべての子どもの権利と安全・安心を守るまち	59	0	49	7	2	1
	100%	0.0%	83.1%	11.9%	3.4%	1.7%
(1) 児童虐待防止対策の推進	6	0	6	0	0	0
(2) 障がいのある子ども、気になる子どもと家庭等への支援充実	15	0	13	2	0	0
(3) 経済的に困難さを抱える家庭への支援	14	0	13	0	0	1
(4) 日本語支援等を必要とする子どもとその家庭への支援	3	0	3	0	0	0
(5) 子どものための安全・安心のまちづくり	21	0	14	5	2	0

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ・施策項目全6つのうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・児童虐待の防止に向け、必要となる相談窓口の強化や事業の推進に努めていきます。

(2) 障がいのある子ども、気になる子どもと家庭等への支援充実

- ・施策項目全12（評価数15）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が13、『③課題が生じた』施策が2つとなっています。
- ・「居宅介護支援」や「放課後等デイサービス」、「発達障がい児（者）支援体制」については、適切な事業周知や支援の幅の拡充、支援対応が行えています。

- ・一方で、「短期入所（ショートステイ）」や「日中一時支援」は、市内の受け入れ先確保が困難な状況であり、安定的な給付に課題があります。

（３）経済的に困難さを抱える家庭への支援

- ・施策項目全 9 つ（評価数 14）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が 13 となっています。なお、『⑤評価できない』とされた施策 1 つについては、前計画期間中に事業が他制度へと移管され既に実施体制が位置づけられていなかったことから、該当の評価となっています。
- ・全ての子どもに最善の利益を等しく受けられるよう、引き続き子ども達の就学支援や給付事業に取り組むとともに、保護者の自立を支援します。

（４）日本語支援等を必要とする子どもとその家庭への支援

- ・施策項目全 3 つのうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・児童生徒への日本語教育支援など、適切に教育・保育を受けられる環境づくりに努めていきます。

（５）子どものための安全・安心のまちづくり

- ・施策項目全 15（評価数 21）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が 14、『③課題が生じた・④取り組むことができなかった』施策が 7 つとなっています。
- ・取り組むことができなかった事業としては、「子ども 110 番の家」が機能していない箇所の情報把握が十分でない点や、連携不足から避難訓練に参加できていない課があることが確認されました。

■目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち

目標・施策項目	施策数	評価				
	施策数 ×担当課	あ① っ予 た想 以上 に成 果が	で② い計 る画 どお りに 進ん	な画③ いど取 部おり 分り組 もにん も進だ るんが で、い計	き④ な取 かり 組む たこ とが で	施⑤ し評 た価 ばで かり ない 〜（実
目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち	19	0	17	2	0	0
	100%	0.0%	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%
(1)就業支援の充実	6	0	5	1	0	0
(2)子育て・生活支援の充実	7	0	6	1	0	0
(3)経済的支援の推進	3	0	3	0	0	0
(4)相談体制・情報提供の充実	3	0	3	0	0	0

(1) 就業支援の充実

- ・施策項目全2つ（評価数6）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が5つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・ひとり親家庭の保護者に対する就労支援への繋ぎは適切に実施できているものの、高卒程度認定試験など取得要件が厳しい支援事業もあり、申請実績等も踏まえながら継続可否を検討する必要があります。

(2) 子育て・生活支援の充実

- ・施策項目全4つ（評価数7）のうち、『②計画どおりに進んだ』施策が6つ、『③課題が生じた』施策が1つとなっています。
- ・引き続き母子の生活支援を推進していくとともに、支援を必要とする世帯へ事業の情報が行き届くよう周知に努めます。

(3) 経済的支援の推進

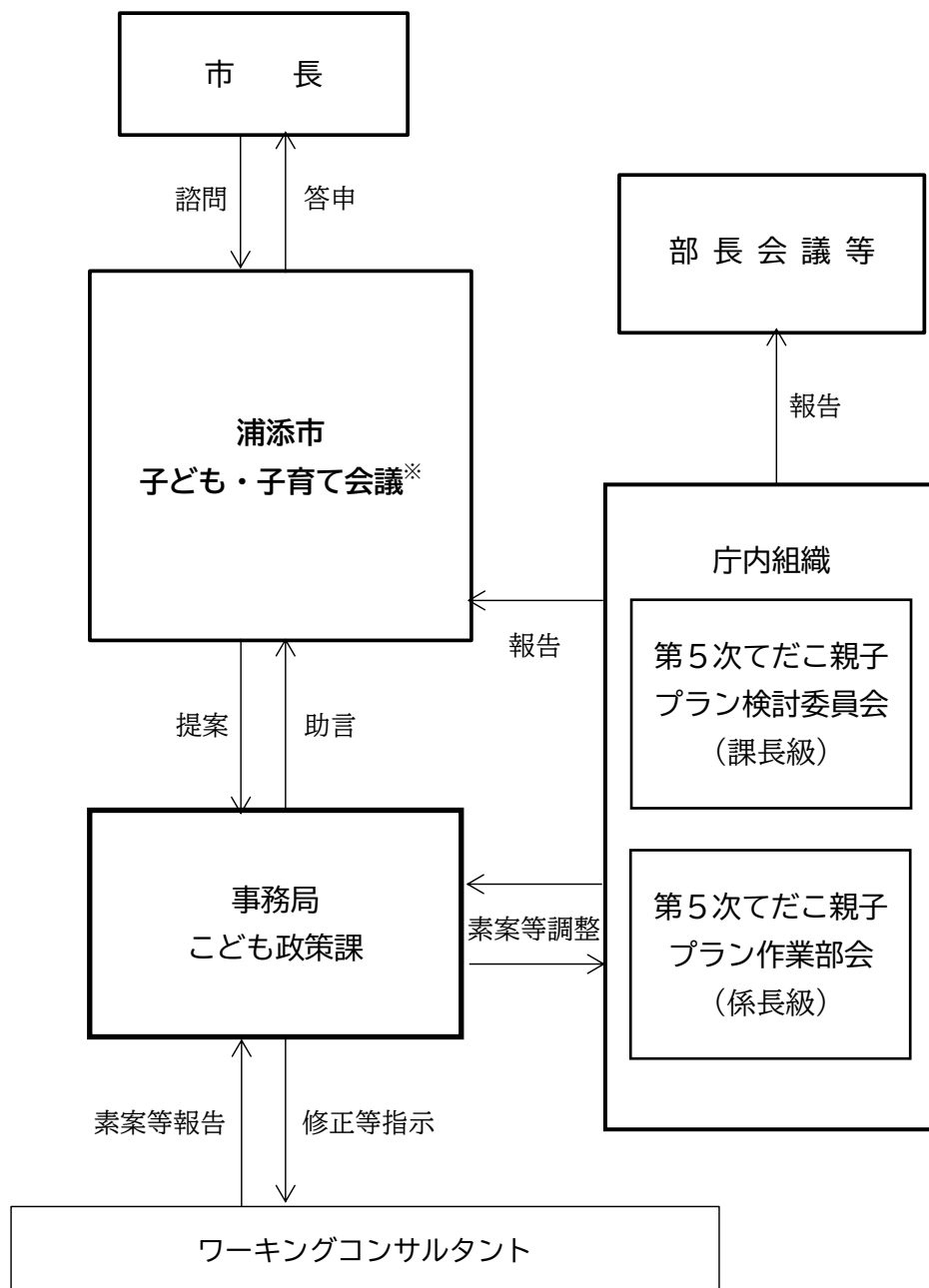
- ・施策項目全3つのうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・引き続き支援を必要とする世帯へ事業の情報が行き届くよう周知に努めます。

(4) 相談体制・情報提供の充実

- ・施策項目全3つのうち、全ての施策が『②計画どおりに進んだ』と評価されています。
- ・引き続き、ひとり親家庭の不安や悩みに丁寧に関わりながら必要な事業・支援の繋ぎに努めます。

2 計画の体制・経緯等

計画策定の体制



※ 学識経験者、子育てに関する活動を行う団体に属する者、医療、保健及び福祉関係者、子どもの保護者、教育関係者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など。

浦添市子ども・子育て会議規則等

○浦添市子ども・子育て会議規則

平成 31 年 3 月 26 日

規則第 11 号

改正 令和 5 年 3 月 27 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和 47 年条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、浦添市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) その他子ども・子育て支援に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を具申すること。

2 前項に定めるもののほか、子育て会議は、教育委員会の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する必要な事項について調査審議することができる。

(令 5 規則 16・一部改正)

(組織等)

第 3 条 子育て会議の委員は、15 人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育てに関する活動を行う団体に属する者
- (3) 医療、保健及び福祉関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 教育関係者
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会の会議については、前条の規定を準用する。

5 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を子育て会議に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 子育て会議又は部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

浦添市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年6月21日現在

	氏名	所属・役職等	備考
1	てるや けんた 照屋 建太	学校法人 沖縄キリスト教学院 沖縄キリスト教短期大学 地域こども保育学科 教授	第3条第2項第1号
2	うえはら けんじ 上原 健二	学校法人 沖縄女子短期大学 児童教育学科 教授	第3条第2項第1号
3	しまぶくろ ゆうき 島袋 祐樹	浦添市学童保育連絡協議会 事務局長	第3条第2項第2号
4	いけはら ちかこ 池原 千佳子	特定非営利活動法人シンコペーション 代表理事	第3条第2項第2号
5	しまぶくろ そうへい 島袋 創平	zeroplace 合同会社 代表社員	第3条第2項第2号
6	みやひら れいな 宮平 玲那	森の子児童センター 館長	第3条第2項第2号
7	まつだ たけひろ 松田 竹広	ありんクリニック小児科 院長	第3条第2項第3号
8	かつれん けいすけ 勝連 啓介	発達相談クリニック そえ〜る 院長	第3条第2項第3号
9	ぐしけん ひろこ 具志堅 寛子	1号保護者代表 浦添こども園保護者	第3条第2項第4号
10	みやぎ ちあき 宮城 千晶	2,3号保護者代表 宮城ヶ原保育所保護者	第3条第2項第4号
11	おおしろ あさや 大城 朝也	浦添市立小中学校校長会 牧港小学校 校長	第3条第2項第5号
12	たなか りょうこ 田中 涼子	宮城ヶ原保育所 所長	第3条第2項第6号
13	ちねん こずえ 知念 こずえ	あおいこども園 園長	第3条第2項第6号
14	いしはら りさ 石原 理紗	浦添市認可外保育園連盟 会長 童心保育園 園長	第3条第2項第6号

浦添市子ども・子育て会議規則

委嘱期間 令和6年6月21日～令和8年3月31日

浦添市第5次てだこ親子プラン検討委員会設置要綱

令和6年5月17日 市長決裁

(設置)

第1条 浦添市第5次てだこ親子プランの策定に必要な検討を行うため、浦添市第5次てだこ親子プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市子ども・子育て会議（以下「子ども子育て会議」という。）にその結果を報告する。

- (1) 浦添市子ども・子育て支援事業計画策定に関すること。
- (2) 浦添市次世代育成支援行動計画策定に関すること。
- (3) 浦添市ひとり親家庭自立促進計画策定に関すること。
- (4) 健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）策定に関すること。
- (5) 浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラムに関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか第5次てだこ親子プラン策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども未来部長を、副委員長は指導部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を子ども子育て会議に報告しなければならない。

(作業部会)

第6条 委員会に、第2条に掲げる各事項の具体的内容や特定の事項等を検討するため、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会員は、委員長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 7 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。
- 8 部会長は必要に応じて、委員長と協議の上、委員会と作業部会を同時に開催することができる。

(任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるときまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

浦添市第5次てだこ親子プラン検討委員会委員名簿

別表第1（要綱第3条関係）

	所 属	職 名	氏 名
1	こども未来部	部長	仲本 力
2	指導部	部長	内田 篤
3	市民部	市民生活課長	金城 徹
4	〃	市民協働・男女共同参画課長	富山 美那子
5	市民部経済観光局	産業振興課長	仲里 哲
6	〃	文化スポーツ振興課長	諸喜田 司
7	福祉健康部	福祉総務課長	津嘉山 朝之
8	〃	包括支援体制準備室長	喜舎場 三弘
9	〃	保護課長	末広 美和
10	〃	障がい福祉課長	栗國 綱志
11	〃	健康づくり課長	福原 雅史
12	こども未来部	こども政策課長	古堅 智子
13	〃	こども未来課長	比嘉 寿樹
14	〃	こども未来課主幹	盛本 克枝
15	〃	こども家庭課長	新里 優子
16	〃	こども家庭課主幹	伊禮 輝
17	都市建設部	建築営繕課長	仲島 裕貴
18	〃	道路課長	仲里 善文
19	〃	美らまち推進課長	山城 学
20	教育部	教育総務課長	大城 博郎
21	〃	社会教育推進課長	嵩原 尚紀
22	〃	文化財課長	島尻 修男
23	指導部	学校教育課長	島袋 友木治
24	〃	学校教育課指導監	玉城 正也
25	〃	こども青少年課長	西原 有美子

令和6年11月1日現在

計画策定の経緯

日程	取り組み内容
令和5年10月31日（火）	<u>令和5年度 第1回浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●第4次てだこ親子プランの進捗状況について・令和4年度子ども・子育て施策の取り組み報告 ●第5次てだこ親子プラン ニーズ調査について
令和6年1月下旬～ 2月下旬	浦添市の子ども・子育てに関するアンケート調査の配布・回収
令和6年3月27日（水）	<u>令和5年度 第2回 浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●令和6年度認定こども園移行予定園の報告 ●第5次てだこ親子プラン ニーズ調査について
令和6年5月23日（木）	<u>第5次てだこ親子プラン第1回検討委員会の開催</u> ●計画策定の概要について（策定背景、スケジュール等） ●ニーズ調査結果等の報告について
令和6年6月21日（金）	<u>令和6年度 第1回浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●計画策定について（概要、スケジュール等） ●浦添市子ども・子育てに関するニーズ調査結果について
令和6年7月31日（水）	<u>第5次てだこ親子プラン第2回検討委員会の開催</u> ●現計画の点検、評価 ●子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策の検討
令和6年8月6日（火）	<u>令和6年度 第2回浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●現計画の点検・評価 ●子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策の検討
令和6年10月17日（木）	<u>第5次てだこ親子プラン第3回検討委員会の開催</u> ●次期計画の構成案について ●次期計画において取り組むべき事項・課題について ●計画の取り組み内容について
令和6年10月23日（水）	<u>令和6年度 第3回浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●次期計画の構成案について ●次期計画において取り組むべき事項・課題（案）について ●計画の取り組み内容について
令和6年11月21日（木）	<u>令和6年度 第4回浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●計画の取り組み内容について（後半） ●第3期子ども・子育て支援事業について
令和7年1月16日（木）	<u>第5次てだこ親子プラン第4回検討委員会の開催</u> ●てだこ・こども計画（仮称）素案について
令和7年3月25日（火）	<u>令和6年度 第5回浦添市子ども・子育て会議の開催</u> ●てだこ・こども若者計画 素案について

3 子どものまちてだこ宣言・てだこキッズファースト宣言

子どものまちてだこ宣言

(子どもたちによる子どものまち宣言)

～みながえがおの うらそえのこどもたちへ～

み…みんなとともに 未来にむかって歩んでいる
な…なにごとにもめげず
が…がんばっている私たちには夢がある
え…笑顔あふれるエネルギーなこのまちの
が…がんじょうな 心と体 をもつ私たちが
お…おうごんに輝くティードにむかって
の…のびゆくステキな浦添をつくること

う…うたごえ ひびかせ
ら…らしんばんがさしめす未来に
そ…その笑顔がつづくことをねがい
え…えがく未来予想図を
の…のどかな音のあるまちへつなげていこう
こ…このてだこのまちではぐくまれていくキセキ
ど…どんなあしたがまっているのか
も…もうじゅんぴはできている
た…たのしいステージの始まりだ
ち…ちいさな手と手をつなぎあい
へ…平和と笑顔のあるまちをめざして

平成 20 年 11 月 1 日

浦 添 市

てだこ キッズファースト宣言

ここ、浦添市からこどもの幸せを最優先にする
「てだこキッズファースト」を宣言します。

平成 27 年 8 月 9 日 てだこキッズファースト宣言実行委員会



こどもは、浦添市の宝です。
すべてのこどもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。
私たちは、そのこどもの権利を見守り、支え、励まします。
こどもは、未来への希望です。
こどもは、てだこのまちの希望です。
すべてのこどもは、認められ、愛されて幸せになる権利があります。
私たちは、立場や地域を超えて、こどもたちのために全力を尽くします。
私たちは、力を合わせて、
こどもの声を聴き、こどもの笑顔をつくりだし、
私たち一人一人の絆で支えあう、地域社会を実現します。
ここ、浦添市からこどもの幸せを最優先にする「てだこキッズファースト」
を宣言します。

4 用語解説

【あ行】

イクボス宣言

イクボスとは、「イク(子育て)」と「ボス(上司)」が合わさってできた造語で、イクボス宣言とは、従業員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら安心して子育てに取り組めるような環境をつくと、自治体や企業が公に宣言すること。

医療的ケア児等コーディネーター

日常生活及び社会生活を営むために恒常的なケア(人工呼吸器による呼吸管理等)を要する児童を支援するため、専門的な知識と経験を有し、支援に関わる関係機関との連携を図る役割を担う専門支援員。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという『包括的な幸福』として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

HIV／AIDS

HIVとは、Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)のことを指し、免疫細胞に感染し感染者の抵抗力を引き下げる症状を引き起こす。AIDS(エイズ)とは、この HIV に感染した状態のことを言う。

【か行】

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)

教育委員会によって学校に設置され、学校と地域住民、保護者等が参加し、学校運営の基本方針の承認や課題の共有、学校運営に必要な支援等について協議すること。

グローバル社会

地域や国家を超えて世界的な規模で資本・人材・情報などがやり取りされる社会のこと。

コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を参照。

コミュニティ・ソーシャル・ワーカー

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人をつなぎ付け、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するスタッフのこと。コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域を基盤とする活動やサービスを調整して、支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行うなどする。

【さ行】

産後うつ

分娩後の数週間、あるいは数カ月間、極度の悲しみを感じたり、普段行っていた活動への興味を喪失したりする状態のこと。

重層的支援体制整備

地域住民の抱える複雑化・複合化した課題に対し、属性を問わない包括的な支援を働きかける仕組みづくりのこと。

障害児通所支援事業所

障害のあるこどもが身近な地域において日常生活の基本的な動作の訓練や日中の居場所として活用される事業所のこと。

【た行】

男女共同参画(社会)

男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のこと。国は「男女共同参画社会基本法」を1999年に施行し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)と定義している。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・起業等の幅広い地域住民が学校と連携・協働して教育活動に参画し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指す取り組みのことを指す。

デートDV

カップル間で起こる暴力のことで、暴力とは相手を精神的・身体的にコントロールしようとする態度や振る舞い等を言う。

特定教育・保育施設

施設型給付(運営費用の補助等)を受けるため市町村から「確認」を受けた認定こども園や幼稚園、保育所のこと。

特定地域型保育事業

特的教育・保育施設と同様に市町村から「確認」が行われる「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」のこと。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

学校の公務として位置づけ、すべての小中学校又は特別支援学校に置いて、関係機関との連携協力の体制整備を図る。また、家族などへの相談窓口を行う専門職を担う教員。

【な行】

認定こども園

保護者の就労の有無に関わらず、就学前のこどもに教育・保育を一体的に行うとともに、地域における子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などの子育て支援を実施する施設のこと。

【は行】

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きをいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。

PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つのこと。Plan=(計画)、Do=(実行)、Check=(評価)、Action=(改善)

の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく。

フードバンク

包装の傷みなど、まだ食べられるのにさまざまな理由で、市場で流通出来なくなった食品を、企業等から寄附を受けて生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

保育カンファレンス

医師、看護師、カウンセラーなどの専門家が行う臨床事例についての意見交換や協議を保育に適用したもの。保育の悩みを提示して、保育者みんなで幼児の遊びの姿や保育者の関わりと環境の構成などについて意見を出し合い、幼児理解を深め、保育力を高める。

保育コンシェルジュ

保育を希望する保護者に対し、ニーズに沿った保育サービスの情報提供や繋ぎを行う専門相談員。

母子保健推進員

地域において親子に寄り添い、子育てについての相談支援や家庭訪問を通した見守り活動を行っている支援員のこと。

【や行】

ヤングケアラー

本来はおとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもや若者のこと。

要保護児童

児童福祉法第6条の3により、①保護者のいない児童(孤児、保護者が行方不明等の児童)、②保護者に監護させることが不適当と認める児童(保護者に虐待されている児童、保護者の疾病等により必要な監護を受けることができない児童、不良行為をなし又はなすおそれのある児童等)とされている。

【ら行】

レスパイト・ケア

こどもまたは大人を介護する人に対する計画的あるいは緊急の一時的なケアのこと。

【わ行】

我が家の携帯電話ルール 10 カ条

- 第 1 条 フィルタリング機能を利用しよう
- 第 2 条 自分の電話番号やメールアドレスをむやみに教えない
- 第 3 条 夜 10 時以降は携帯電話をさわらない
- 第 4 条 勉強中、食事中は電話もメールもしない
- 第 5 条 携帯電話は自分の部屋に持ち込まない
- 第 6 条 携帯電話の賢い使い方は家族で教え合おう
- 第 7 条 おかしなメール、知らない相手からのメールは必ず保護者に見せる
- 第 8 条 有料サイトの利用は保護者に相談して許可をとる
- 第 9 条 会員登録等の個人情報登録は、有料無料に関係なく保護者に許可をとる
- 第 10 条 人の悪口は絶対に書かない

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成 19 年 12 月に策定(平成 22 年 6 月改定)されている。

てだこ・こども若者計画
(第3期浦添市子ども・子育て支援事業計画)

発行年月 令和7(2024)年3月
発行 浦添市 こども未来部 こども政策課
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1
TEL : (098)876-1234 (代表)

